

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面
白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2101

8

E 2119.
Doc 2772 E-2

口 供 答 / 披 萃 /

タビユチユアライ・ツタニ / TAPUTUARAI Tetani /

ビエラ (タイチ島) ニテ一九一五年四月六日生

父 (不明)、母、ツタ・タビユチユアライ

住 所、河内ベリエ路一六

島山 / LANGSON / ニテ三月九日夕方

十時三十分頃 / 三月十日 / 四人ノ日本人ガ私ガ夜ヲ
過ゴシマシタ武器庫ヘ戻レト言ヒマシタ。私ハ抵抗
ヲ試ミマシタガ彼等ハ私ヲ殴リ武器庫ヘ押シヤリマ

Handwritten notes on a small slip of paper, possibly identifying the witness or providing additional details.

卒ガ來テ彼ノ銃剣ヲ私ヲ刺シ
ラ地面ヘ倒シマシタ。私ハ一
人ノ注視ノ下ニテ彼等ノ一人
ノ前彼等ハ私ノ着物ヲ私カラ
ヒツタクツタノデアリマス。

(口 供 人 署 名)

(調査官ノ證明及署名)
(口 供 人 ノ 署 名 證 明、證 明 官 ノ 署 名 及 官 印)

E 2119
Doc 2772 E-2

(8)

口 供 審 / 披 幸 /

タビユナユアライ・ツタニ / TAPUTUARA I Tetani /
ビエラ (タイテ島) ニテ一九一五年四月六日生
父 (不 明)、母、ツタ・タビユテユアライ
任 所、河内ベリエ路一六

讃山 / LANGSOM / ニテ三月九日夕方

十時三十分頃 / 三月十日 / 四人ノ日本人ガ私ガ夜ヲ
過ゴシマシタ武器庫ヘ戻レト言ヒマシタ。私ハ抵抗
ヲ試ミマシタガ彼等ハ私ヲ殺リ武器庫ヘ押シヤリマ
シタ。ソコヘ一人ノ兵卒ガ來テ彼ノ銃剣ヲ私ヲ奪シ
他ノ一人ガ私ヲ殺リ私ヲ地面ヘ倒シマシタ。私ハ一
人ガ私ヲ銃剣ヲ奪ス三人ノ注視ノ下ニテ彼等ノ一人
ニ強姦サレマシタ。ソノ前彼等ハ私ノ着物ヲ私カラ
ヒツタクツタノデアリマス。

(口 供 人 署 名)

(調 査 官 ノ 證 明 及 署 名)

(口 供 人 ノ 署 名 證 明、證 明 官 ノ 署 名 及 官 印)

裏面白紙

No. 1

Evidentiary Document # P2772 E-5

E 2/20

口授書

抜萃

三三 三三

NGUYEN

トハカリヤ

一九二五年二月五日 トンキン 太平 二生ル

七父ノ名不詳

母 故 ニエン タイナム

トノ娘

住所 河内 カルノ街 一六

諱山 / LAHAR SON / エテ

四日間自由ニ居ル後私ハ街ヲ日本人ニ逮捕サレ却度支那保
 安隊ノ病院ニ後方ニアル憲兵隊ニ引致セラレタル日 便所ニ行
 キテ多ク私ハ附属建物ノ一室ニ半開キニテテセル鐘ドカラ 親指
 テツリ下ケラレタリ ナール 大尉ノ体ヲ子リト見マシタ 大尉ノ頭ハ
 テキマシタ 私ハ彼ガ死ニテキル様ニ由ルハ
 憲兵隊ニ監禁サレタ後 放免セラレタ
 奈ニ改ラレシタ 日本人等ハ私ノ個人ト

レニシテハ (ノエ)
 上野 運送 局
 (本館は 運送 局 内)

私ハ又死体ヲ 積ニテ ニ台ノ荷車ヲ見ミタ 葬列ニ從フ
 テキタ コーヒエハ私ニ軍刀ヲ 銃剣ヲ 遺棄セシタ 十三人ノ工
 兵隊ノ兵士及ビ將校ノヤト云ヒシタソノ犠牲者ノ一人ハ彼サノ
 愛人ヲテマタリテス
 ルニシテハ (ノエ) ノ十兵ヲ私ハ六名ノフランヌ兵ノ死体ヲ見シタ
 中ノ一人ハ完全ニ斬首サレタコトヲ コーレンノ傍テ私ハ三名

No. 1

Evidentiary Document # P2772E-5

E 2/20

口供書

坂本

三三 三三 トン NGUYEN
一九一五年二月五日 トンキン 六年ニ生ル

七父、名不詳

母 故 三三 トン

トノ 娘

住所 河内 カルノ街 一六

諱山 LANG SON

四日間自由ニ居テ後私ハ街ニ日本人ニ逮捕サレ印度支那保

安隊ノ病院ニ後方ニアル憲兵隊ニ引致サレシタアル日便所ニ行

キテ私ハ附属建物ノ一室ニ半閉キニテテカル鏡ノカウ親指

テツリ下ゲシタリナール大尉ノ体テチリト見ツシタ大尉ノ頭ハ

空ノ方ヲ向キテ肩ノ方ニカシラテキマシタ私ハ彼ガ死ンダキル様ニ思ハ

シマシタ私ハ八日間日本憲兵隊ニ監禁サレシタ後放免ワラシタ

其後私ハ敢テ遠捕セザル様ニ改ラレマシタ日本人等ハ私ノ傷手

ノ交際ヲ知ラズメテアリシタ

私ハ又死体ヲ積ンダニシテ荷車ヲ見マシタ葬式ニ從フ

テキタコトヒエハ私ニ軍刀ヲ鏡剣ヲ送サレタ十三人ノ工

兵隊ノ兵士及ビ将校ノサト云ヒシタソノ犠牲者ノ一人ハ彼サノ

愛人ニテワタシヲス

ルニシテリンノ和包ヲ私ハ六名ノフランス兵ノ死体ヲ見シタ

中ノ一人ハ完全ニ斬首サレテモシタ

コーレンノ傍ア私ハ三名

裏面白紙

No. 2

2772E-5

ノフランス下士官ノ死体ヲ救旨見シマシク
 街ノ中、市場ノ側ノ私ハ八個ノ死体ヲ見マシクソレヲノ
 死体ハ後テ近所ノ整塚ニ埋メラレシク
 私ハネカリニ堡壘ノ側ヲアラフコトカ出来マシク、ソレヲ
 トンデ私ハ埋葬サカレス時日カ過テ腐敗シテキル多敷
 ノフランス兵ノ死体ヲ見コシク
 ランソンニ於ケル 捜査ノ間、日本人等ハフランス兵ト一纏
 ニ生活シテキル私ノ同國人数名ニ彼等一日本人等ノカ先
 安一T E N Y E N ノ一語ヲ知ル所ハ一纏ニ行クヤウ強制
 シシク私ハ巧イ計略ノ結果、彼等カラ必ガレルコトカ出来
 マシク

x
 x
 x
 x
 x

裏面白紙

Doc 2772 A-4

10

口 供 證

カゾーラ・フェルナン / CASARULA

FERNAN /

一九〇〇年九月六日ボルドー生レ

マリア・カゾーラノ息子

ドイツノ住所、ボルドー、マンドロン街

七一

河江ノ HAGIANG ノニ於テ

一九〇五年三月二十七日ノ夕方二十一時頃私ハ
日本ノ伍長ニ呼バレ、カン・バ（光彦）哨所ノ
外或ル家屋ヘ尋カレマシタ、ソコニハ牀ノ上ニ
傷ツキ臥シタ一人、廻リニ十五人計リノ印度支
那人ガキマシタ。私ハソレガ誰デアルカ見分ケ

カゾーラ・フェルナン
一九〇〇年九月六日
ボルドー生レ

ルナールハ私ニ語ツテ、被女ノ父ガ一九〇五年
三月九日ノ夜ニ流弾ニヨリ殺サレ、被女ハ母ト
共ニ林ヲ横切ツテ遁レラン。バン（諺雲）ニ到
着スルコトニ成功シタ、一九〇五年三月二十六
日被女ハ母ト共ニ日本兵ニ捕ハレ日本兵ハ被女
等ヲ強姦シソレカラ被女ノ母ヲ銃剣テ殺害シタ。
ルナールハ左肩ヲ貫カレタ丈テ遁ゲルコトガ
出来、光彦ヘ着イタ。コノ物語中伍長ハ牀ノ上

E 2721
Doc P 2772 A-4

10

口 供 登

カゾーラ・フェルナン / CASUALA

FLERNAN /

一九〇〇年九月六日ボルドー生レ

マリア・カゾーラノ息子

佛蘭西ノ住所、ボルドー、マンドロン街

七一

河江 / HAGIANG / ニ於テ

一九〇五年三月二十七日ノ夕方二十一時頃私ハ
日本ノ伍長ニ呼バレ、カン・バ（光彦）哨所ノ
外或ル家屋ヘ尋カレマシタ、ソコニハ牀ノ上ニ
傷ツキ臥シタ一人、廻リニ十五人計リノ印度支
那人ガキマシタ。私ハソレガ誰デアルカ見分ケ
ルヤウニ求メラレマシタ。私ハ近寄り河江ノル
ナール・アンドレニ懐デアルコトヲ認メマシタ。
伍長ハ私ニ彼女ノ傷ニツキ彼女ニ尋ネ又ドウシ
テ光彦ニ居ルノカ聞ヘト求メマシタ。
ルナールハ私ニ語ツテ、彼女ノ父ガ一九〇五年
三月九日ノ夜ニ流弾ニヨリ殺サレ、彼女ハ母ト
共ニ林ヲ横切ツテ遁レラン、バン（讀雲）ニ到
着スルコトニ成功シタ、一九〇五年三月二十六
日彼女ハ母ト共ニ日本兵ニ捕ハレ日本兵ハ彼女
等ヲ強姦シソレカラ彼女ノ母ヲ銃剣テ殺害シタ。
ルナールハ左肩ヲ貫カレタ丈テ遁ゲルコトガ
出来、光彦ヘ着イヌ。コノ物語中伍長ハ牀ノ上

裏面白紙

2.

Doc 2772 A-4

裏面白紙

ニ坐リ、ルナール嬢ノ着物ノ下ヘ手ヲヤリイヤ
 ラシク女ノ唇ニ觸レテ居タ。一人ノ通譯ガ日
 本ノ伍長ヘ我々ノ會話ヲ翻譯シマシタ。
 日本ノ伍長ガ居ラナイノデ私ハルナール嬢ヘ必
 要ナ手當ヲ與ヘル許可ヲ索メマシタ。誰モ私ノ
 索メニ耳ヲ轉サズ二人ノ兵士ガ私ヲ私ノ部屋ヘ
 連レ辰シマシタ。翌日私ハ負傷者ノ容體ヲ知ラ
 ウトシマシタ。日本兵ノ伍長ハ私ニ符女ノ傷ガ
 惡臭ヲ發スルト答ヘマシタ。私ノ推測デハルノ
 一・アンドレ艦ハ二十七日ノ夜中後庭新タニ強
 姦サレ、コノ暴行ト手當ヲシナカツタ傷ノ爲メ
 死ンダニ違ヒナイト思ヒマス。
 何ントナレバ搜索ヲ重ネタニ拘ハラズ符女ノ跡
 方ヲ見出スコトガデキナカツタカラデアリマス。

(口供者署名)

(調査官證明及署名)

(口供者署名ノ證明、署名及官印)

E 2172
Doc 2772 7-5

(11)

ルミデユロー (ポレット) / REMIGEREU PAHELETA 夫人
ノ誤述 (敬章)

本供越ハ北都印反支都ニ於ケル段等犯罪調査擔當ノ
法事部長後授レイモン・ギリアン / RAYMOND GUILLETIER
氏ノ受理セルモノデアル。

三月九日私ハ

十九時カ二十時頃私ハ日本人ニヨツテ階段へ這レ
出サレ、ナブキンデ被テハメラレマシタ。私ハ、
ナブキンヲ取除イテ、叫聲ヲ發スルコトガ出テマシ
タ。ソシテ足摺ヲサレタケレドモ板木 / BAY-VAHO /

高橋(高橋) (1100)
(1927年2月25日)

トガ出来マシタ。次イデー
カラ私ハ板木カラ墜ルヤウ
絶シマシタ。ソノタメ一日
ノ平部デ打タレ、モウ一人
ノ日本人カラハ簾デ打タレマシタ。私ハ平手打モ受
ケマシタ。再び番直。次イデ彼等ハ私ガ尻ツテキル
カドウカラ強カメルタメ銃剣デ私ノ尻ヲ打ツタリ、
煙草デ隠ヲ焼イタリシマシタ。

至三月十一日十時頃日本軍ハ十名ノ警備ヲ遣レテ
來マシタ。コノ時一日本人ハV夫人ト私ニツイテ來
ルヤウ戸口ノトコロデ合圍ヲシテカラ、他ノ一名ヲ

22

E 2172
Doc 2772 7-5

ルミテユロー(キールント) / REMIGEREAU FAHEFF 夫人
ノ表紙 (表紙)

本領事ハ北極印度支那ニ於ケル段等犯罪調査書當ノ
法廷部教授レイモン・ギリアン / RAYMOND GUILLETT
氏ノ受理セルモノデアル。

三月九日私ハ

十九時カ二十時頃私ハ日本人ニヨツテ階段へ進レ
出サレ、ナフキンヲ取テハメラレマシタ。私ハ、
ナフキンヲ取除イテ、叫聲ヲ登スルコトガ出テマシ
タ。ソシテ足踏ヲサレタケレドモ後木 / BERT PIANO /
ノトコロマデ進リツクコトガ出来マシタ。次イデー
時間ハ平部デシタ。ソレカラ私ハ後木カラ降ルヤウ
合圖サレマシタガ私ハ拒絶シマシタ。ソノタメ一日
本人ノタメ後木ヲ腕剣ヲ平部デ打タレ、モウ一人
ノ日本人カラハ後木ヲ打タレマシタ。私ハ平手ヲ受
ケマシタ。吾ビ降旗。次イデ彼等ハ私ガ眼ツテキル
カドウカラ種カメルタメ銃剣ヲ私ノ足ヲ打ツタリ、
煙草ヲ隠ヲ隠イタリシマシタ。

三月十一日十時頃日本軍八十名ノ隊ヲ進レテ
來マシタ。コノ時日本人ハV夫人ト私ニツイテ來
ルヤウ戸口ノトコロ合圖ヲシテカラ、他ノ一名ヲ

裏面白紙

Doc 2772A-5

俾ツテ、私達ヲ匿へ上ラセマシタ。V夫人ハ一日
本人ニツイテアル部屋へ入ラネバナラナカツタ。モ
ウ一人ノ日本人ハ私ノ下袴ヲトラセテ私ヲ真庭ノ上
へ座方セマシタ。私ハ強姦状態ノタメ救ハレマシタ。
V夫人ハ暫クシテ私ノ後カラ降りテ察マシタガ強姦
サレタコトヲ直グニ私ニ打明ケマシタ。ソノ日ノウ
チニ彼女ハ強シク求メラレルコト五度ニ及ビマシタ。
V夫人ノ夫ハ妻ノ違背的引出ニ反對出テイヤウニ
打タレマシタ。
十二日モV夫人ハ更に五回暴行ヲ受ケマシタ。私
ハ彼女トハ反對ニ完全ナ平靜ヲ與ヘラレマシタ。

裏面白紙

(12)

口供書(抜粋)

カザン・セル・アギエ・ヴァレンチンヌ
/ CAZAJOUS, Ceile, Agnes, Valentine /

一九〇五年十一月二十一日アルゼンチン

(オート・ビレネ)に於てある

海尉フルウレットの妻

ジャン・カザジス及アナスタジ・ラカアスの女

母國に於ける住所・ゴントオ(ロテカロニス縣)

三月九日十九時十五分頃

夫と私は中庭に据えられ持物全部を剥ぎ取
られ縛られて銃床で叩かれた。この銃は州長署
から掠奪したものである(今でも私は頭の皮と左の眼窩に
創がある)。そして安邊 / MENIER BIEN 橋近くへ連れ
て行かれた。そこで約五時間は未だ戦斗継続中の
一との間で楯の破割を
朝までそこに居り、冷
つゝ連行されたのです

Handwritten notes in a box, partially obscured.

No 1
私は先の賭博場の一部屋に夫と共に閉ざされ
た。そこにはシシ・ロオ夫人(ペリオラ海尉の妻)
シシ・エル軍曹、一海軍主計と他の二十三人の海軍西
軍士一隊にのみ居た。この二十三人の軍人達は集められ
安邊橋へと引かれて行き、惨殺された。私も一人
であり、前記五人は私達の居た場所に押し込めら

Evidentiary Document #2772-A

(12)

口供書(抜粋)

カザン・セル・アキエ・ヴァレンチンヌ

/CAZAJOUS, Cécile Agnès, Valentine/

一九〇五年十一月二十一日アルシザン・ダン

(オート・ビルネ)に於てをせ

海尉フルウレットの妻

ジャン・カザジス及アナスタジ・ラカアスの女

伊國に於ける住所・ゴントオ(ロテカロンヌ縣)

三月九日十九時十五分頃

夫と私は中庭に据えられ持物全部を剥ぎ取られ縛られて鉄床で叩かれた。この鉄床は刑長署から掠奪したものである(今でも私は頭の皮と左の眼窩に創がある)。そして突如KEN-BEN橋近くへ連れて行かれた。そこで私は未だ戦斗継続中の佛蘭西軍と日本軍との間で楯の役割をたつてありませぬ。私は朝までそこに居り、次いでそこから賭博場の一つへ連行されたのです。

No 1
私は先の賭博場の一部屋に夫と共に閉ざされ
た。そこにはシロコオ夫人(ペリオラ海尉の妻)
シロコオ軍曹、一海軍主計と他の二十三人の佛蘭西
軍士一纏にゐました。この二十三人の軍人達は集められ
突如橋へ引かれて行き惨殺されました。私も一人
であり前記五人は私達を居た場所へ押し込めら

裏面白紙

れた。そこで夫の眠る前夜に私が最初の兵隊風の籠裏を
を又けました。たがうましくそれに抵抗しました。
一九四五年三月十日の夜中に私はシミツロオ夫人と共に
隣の部屋に移されました。そして私は日本人。乱暴を
為すおまきにせわしを得たのであります。私はまた五
度強姦されました。その一度だけシミツロオ夫人の目
前でありました。シミツロオ夫人は検査を又けて
免れたのです。

このおま事は次の様に行われた。日取初私はシミツ
ロオ夫人と一緒に隣の部屋へ二人の止歩哨に連れられ
て行った。彼等は私達を劇しく殴った。そして地べた
に横たえし彼等の一人は私の下袴を脱がせ強姦し
ました。夜中に更に四回連れおされて同じ方法で
犯されました。犯罪者達は常に完全な武装を
着しておりました。私と同じ部屋に押し込められて
ゐた私も縛られおたがを誰か捜しに連れて
来てもいふことができなかった。間
に入らうとする度に数多くの劇しい殴打を又けました。

No 2

Doc 2772-A-6

(口述人署名)
(調査官の証明及署名)
(口供人の署名証明、証明官の署名及官印)

E 2124
Doc 2.772 A-3

19

口供 香/拔萃/

22

ムウレ・アルベール・ルイ / MOULLETT Albert Louis /
植民地歩兵大隊長

元第三管區及ビ「ハ・ジャン」部隊司令官

一九〇八年八月十五日、「マルセイユ」ニ生ル

父ノ名 ムウレ・アルベール

母ノ名 ブラン・ジャンヌ

住 所 河内ドン・カン街一九番地及フランス、キユエル、レビユブリッ
ク街二三番地ノヴァール縣ノ

河江 / HANG / ノフランス兵營ハ.....

.....駐屯軍ノ抵抗部

.....即チ

.....ル印度支那保安隊ノ兵營「ボ

..... / BONNET PHEGLEN / 隊、三五

.....

.....

○高地ハ二十三時間ヲ經ズシテ日本兵ノ手中ニ陥

チタ

一城寨ハ三月十日七時頃降伏ス

一外人部隊ノ兵營ハ八時頃

日本兵ハ直チニ殆ンド全部ノ外人部隊ノ防禦兵即チ

四十五名ヲ屠殺シタマヘ彼等ハ十日ノ午后朝降伏シ

タ二十三名ト正午頃降服シタ十一名ヲ虐殺シタ。

他ノ虐殺ガ十日カラ二十日マデノ間ニ逐次行ハレ續

死者ノ總計ハ八十八名ニ達シタ。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

E 2/24
Doc 2.772 A-3

13

口供 誓 / 披 幸 /

ムウレ・アルベール・ルイ / MOULLETT Albert Louis /

植民地歩兵大隊長

元第三管區及ビ「ハ・ジャン」部隊司令官

一九〇八年八月十五日、「マルセイユ」ニ生ル

父ノ名 ムウレ・アルベール

母ノ名 ブラン・ジャンヌ

任 所 河内ドン・カン街一九番地及フランス、キヌエル、レビユブリッ

タ街二三番地ノヴァール縣ノ

河江 / HANG / ノフランヌ兵營ハ.....

「騎校群」ノ一部ヲ喪ツタ、アジンス駐屯軍ノ抵抗部

隊ハ相次イデ降伏シタ即チ

「城塞」ノ外廓防禦デアアル印度支那保安隊ノ兵營「ボ

ネ・ファイルジアン」 / BONNET PHEGLEN / 隊、三五

〇高地ハ二十三時間ヲ譯ズシテ日本兵ノ手中ニ陥

テタ

「城塞」ハ三月十日七時頃降伏ス

「外人部隊」ノ兵營ハ八時頃

日本兵ハ直チニ陥シテ全部ノ外人部隊ノ防禦兵即チ

四十五名ヲ屠殺シタモ、(彼等ハ十日ノ午后朝降伏シ

タ二十三名ト正午頃降服シタ十一名ヲ屠殺シタ。

他ノ屠殺ガ十日カラ二十日マデノ間ニ逐次行ハレ續

死者ノ總計ハ八十八名ニ達シタ。

.....

裏面白紙

Doc 2772 A-3

2.

裏面白紙

「我々が此ノ庭ニ到着シタト思フマモナク我々ハ日本軍ノ之等二分隊長、古川中尉ガ旅客部屋ノアル建
物ノ階段ヲ登シ登リ、其處ニ閉ジコモルノヲ見タ
ヤガテ我々ノウチ誰モ見識ラナイガソノフランス
人的態度ハ何等ノ疑ヒヲモ起サセナイ一人ノ少女ガ
涙リ泣キナガラ其處カラ降りテ來タ

彼女ガ余ノ質問ニ對シ答ヘル事ガ出來ルヤウニナ
ツタ時余ハ彼女ガ姉ノ家テ數日ヲ送ルタメ、ハノイ
ヨリ來タ、トルリユイエ嬢デアルコト、ソノ姉ハ、
北光/PACQUANGノ駐屯隊ノ一下士官ノ妻、デユムワ
ラン夫人デアルコト、北光ニ於ケル三月九日ノ事件
デ驚カサレ、三月十一日、十二日ニ黃昕飛/HOANG-
SUPHIノ佛軍ノ退却ニ姉ト一語ニ隨行シテ來タモ
ノデアルコトヲ知ツタ

トルリユイエ嬢ガ我々ニ話シテイタ間ニ、古川中
尉ガ兩手ニ一ツツツツ持ツテ階段カラ降りテキタ
彼ハ兇暴ニ此ノ少女ヲ我々カラ引離シタ

我々ハ十五分後我々ガ既ニ見識ツテイタ、デユム
ワラン夫人ガ涙ナガラニ階段ノ露台ノ下ニ現ハレル
ノヲ見タ

.....

「十七日夜、我々ハ黃昕飛ニカヘツタ。此等二人ノ
女性ハ水モ食物モナシニ放ツテオカレタガ苦シメラ

3.

Doc 2772A-3

レハシナカッタ。

彼女等ノ苦痛ハ十七日ノ夜再ビ始マツタ。其ノ時
我々ハ又日本部隊ノ暴行カラ彼女等ヲ免レサセルタ
メ不可得ヲ感シタ。

十八日ノ朝、彼女等ハ我々カラ引キ離サレ駐屯所
ニ移サレタ。其處デ日本兵等ノ中央ニ詰エラレタ二
ツノ壁台ガ彼女等ニ割リ當テラレタ。

約五十人が殺テイタ此ノ小部屋デ彼女等ハ恐ルベ
キ苦惱ヲ忍從シタ。

此ノ小部屋カラ離レルノシ最重ニ監視サレ妨ゲラ
レタ彼女等ハ五十人ノ組野ナ日本兵ノ思フママデア
ツタ。

夜トナク夜トナク、彼女等ハ次カラ次ヘト占領者
全部ノ面前デ各自ノ氣マダレヲ忍バナケレバナラナ
カツタ。

.....

「カボニ大隊長ハ一九四五年三月二十七日ニ、コッ
ク・バイニ監禁サレ、先ヅ、シン・マンニ投獄サレ
四月初旬ニ貴所飛ヲ經テ河江ニ移サレタ。

四月六日貴所飛ニ到着シテ彼ハ此等二人ノ苦イ女
性ノ痛マシイ運命ヲ自身ノ眼デ確認シ且テユムウラ
ン夫人ト手短カナ談話ヲ交ヘタ。

裏面白紙

5.

Doc 2772A-3

原本不明瞭

裏面白紙

「一九四五年五月七日、余ト共ニ監禁セラレタル
 フランス人、即チヴァイヤン、ジヤンスネル及
 ビカゾウラ大尉、グイレ見習士官、ボワツヴィン
 兵士、ハルテ、海軍少佐ハ、テユムウラン夫人及
 ビ其ノ母ハ貴所ニカラハシテシタト云フモ余ニ知
 ラセド。テユムウラン夫人ハ監禁中デアリ、又ハ
 女ハ此ノ地方ニツイテ何モ知ラナイノデ、余ハ
 若干ノヒキヲ要ハシタ。ソレニ依ルニ、女ハ
 此ガ「テユムウラン」ニ在リシテキル、然レモ女
 此ヲ監禁中デアリ、ヤカテ此ヲ見シテステアロウ
 トノ言ヲ感シタル。

二日、此ハ余ノ質問ニ答シ、依然トシテ此女
 此ヲ監禁中デアル言フヤタ。

一九四五年三月十七日、海軍少佐ハ決定的ニ河
 江ヲ去リ、彼ノ在リテハ其々ラ見ニテルコトヲ意
 ツタ。

五月末、船中/VIBERT RI/ニ、次イテ河内ニ
 移サレタ我々ハ日本ノ降伏マテ、且ツソレ以テテ
 サエモ、テユムウラン夫人及ビトルリユイエノ
 消息ニ關シナカツタ。

「一九四六年ノ初メ頃ニナリ、一九四五年四
 月二十八日、二十九日ニ、日本軍ニ占領サレテ居
 ツタ發送/MAIL/HEI/電報船ニ乗シ、クラン少

15

6

Doc 2772 A-3

原本不明瞭

裏面白紙

佐ノフランクス支隊ニヨリ行ハレタ
シテ、之ニ二人ノ若イ女仕ハ、一九〇五年五月初
旬、古州中野自身ニ付ツテ行ハレナカツタトシテ
モ、之ノ命令ニヨリ隠蔽サレタ事ヲ土人ノ情報ニ
ヨリ知ツタ。

土人ノ話ノ一ツハ、女仕ハ警備ニ當ズル小在
上テ、貴州州庭庭地カラ日米ノ隊テ首サレタ
コトヲ、他ノ話ハ女仕ハ貴州州ノ知事(局長)
官署ノ庭テ被執サレタト云フコトヲ述ベテキル。

ルーレ。アルベールノ行

ノ口述人ノ姓名不明、口述官ノ姓名及官印ノ

Doc 2772A-3 (cont.)

卷第二七七二A-1三號

證

余水谷乙吉ハ余ガ佛蘭西語及ビ日本語
ニ精通セル者ナルコト證ニ佛蘭西語原文
及ビ日本語原文ヲ對照ノ上石ハ本書類シ
眞實ニ且正確ニ翻譯セルモノナルヲ確證
セルコトヲ茲ニ證ス

水谷乙吉

昭和二十一年十二月三十一日

O. Mizutani

裏面白紙

14

事件、チー・ニコソク・モンニハオノ殺害

ニユイエン・ブアン・ジョン及ゲン・ブアン・ニエニ対スル殴打

傷害

日時、(北緯) 嘉林 嘉靈村 廟定舎

責任者、嘉林航空基地司令官成田日本航空大使

証人、古靈村、住民

嘉林駐屯所憲兵リトル

佛蘭西憲兵ノリテン大尉

事件、概要

嘉林飛行場於ケル自稱盜難ノ揚句日本人古靈村住

一九四二年一月二十二日夜、共ノ樽ノ見張リヨ四員ツテ出テ

キタテ今村ノ苦力ニ日本兵約十二人ヨリ刀劍ニテ殴

打サレタ一人ノ苦力ニ殺サレ他二人ハ負傷シタ

死者、チー・ニコソク・モンニハオ

カ員傷者、ニユイエン・ブアン・ニエニ

ゲン・ブアン・ニエ

(西貢戦犯局長ノ
寫本証明、署名
及官印)

(印度支那聯邦政府日陸局長ノ証明
署名及官印)

14

事件

チーニョック・モンニクハオノ殺害

ニユイエン・ヴン・ニョク及ゲン・グアン・ニエニ対スル殴打

作

日時

(北寧) 嘉林 古靈村 副定舎

責任者

嘉林航空基地司令官成田日本航空大使

証人

古靈村ノ住民

嘉林駐屯所憲兵リトル

佛蘭西憲兵ノリテン大尉

事件ノ概要

嘉林飛行場於ケル自稱盜難ノ揚句日本人古靈村住民ニ対シテ張ヲ張ッタリ為シ彼等ノ飛行場外ノ水田中ヘガソリン一樽ヲ置キタル

四民ニ住民ニヨリテ破サレテキタル村長ニ佛蘭西官憲カ

ラ命令ニテ充分樽ヲ監視シ何人モ觸レシメヌヤウサレテキタル

一九四二年一月二十二日ノ夜六ノ樽ノ見張リヲ四員ツテ出テ

キツテ今村ノ苦力ニ日本兵約十二人ヨリ刀劍ニテ殴打サレタ一人ノ苦力ニ殺サレ他二人ハ負傷シタル

死者 古一ニョック・モンニク 二十八才

カ員傷者 ニユイエン・ヴン・ニョク 二十三才

ゲン・グアン・ニエ

(西貢戦犯局長ノ寫本証明ノ署名及官印)

(印度支那聯邦政府日法局長ノ証明ノ署名及官印)

裏面白紙

No. 1

2011-16 (1241)
長谷川泰造
(御年表規 世系抄 行方)

E 7126
Evidentiary Document # 2772D-4

E 7126

2772D-4

2
書類第2772D-4部
15

余長谷川泰造ハ余ノ日本語及ヒフランス語ニ精通ス者ナリト
並ニ日本語原文及ヒフランス語原文ニ対照シ上右ノ本書
類ヲ真ニ且正確ニ譯スルニシテ確ニ病ミコトヲ茲ニ証ス
長谷川泰造

No. 1

Evidentiary Document

E 2176
2772D-4

書類第二之D-10号
15

證

余長谷川泰造は今日日本語及びフランス語を精通する者ならず
並に日本語原文及びフランス語原文を対照し上右本書
類を真実且正確に譯したることを確言するに茲に託す

長谷川泰造

裏面白紙

Doc 2772 D4

原本不明瞭

裏面白紙

任職の間諜嫌疑 山田

速捕又拷問

日時

一九四二年四月二十六日

瑞町河内日本憲兵隊

張五五偽安警官事務 〇三〇三

責任者

日本憲兵隊 山田 左尉

概要

一九四二年四月二十六日 日本憲兵隊河内瑞町駐在 張五五(身元證)の課、...

一九四二年四月二十六日 瑞町河内日本憲兵隊 張五五(身元證)の課、...

一九四二年四月二十六日 瑞町河内日本憲兵隊 張五五(身元證)の課、...

一九四二年四月二十六日 瑞町河内日本憲兵隊 張五五(身元證)の課、...

一九四二年四月二十六日 瑞町河内日本憲兵隊 張五五(身元證)の課、...

一九四二年四月二十六日 瑞町河内日本憲兵隊 張五五(身元證)の課、...

一九四二年四月二十六日 瑞町河内日本憲兵隊 張五五(身元證)の課、...

E 2129

Doc. 2772 D-5

(16) 22

事件、河内、カザビアンカ氏 / CASABIANCA / (不法送
捕及重大ナ暴行)

日時、一九四二年六月三十日

場所、河内

責任者、日本憲兵隊 宇原大尉、大島中尉、濱野中尉
證人、河内中央警察署 カムバナ氏
河内憲兵隊長 アルノー氏

事件ノ概要、

カザビアンカ氏ハ拒否シタ
一九四二年六月三十日日本憲兵隊濱野中尉ハカ
ザビアンカ氏ノ行動ニ反対シタ(全ク
カザビアンカ氏ヲ(濱野ノ
濱野ノ許へ伴ヒ來ルヤウ求メ

一九四二年六月三十日日本憲兵隊濱野中尉ハカ

ザビアンカ氏ノ行動ニ反対シタ(全ク

カザビアンカ氏ヲ(濱野ノ

濱野ノ許へ伴ヒ來ルヤウ求メ

カムバナ氏ハ拒否シタ。

同日十時大島及濱野兩中尉、一憲兵及三人ノ日
本民間人ハカザビアンカ氏ヲ捕ヘソコデ訊問シ
平手打シタ。

カザビアンカ氏ハ黙レト命ゼラレタ、辯明シヤ
ウト試ミタ。カムバナ氏ニモ同様デアツタ。

カムバナ氏ハソコデ日本憲兵隊へ導カレ七月二
日ノ九時マテ抑留サレタ。

E. 2127
Doc. 2772 D-5
①6 22

事件、河内、カザビアンカ氏 / CASABIANCA / (不法
編及重大ナ暴行)

日時、一九四二年六月三十日
場所、河内

責任者、日本憲兵隊 宇原大尉、大島中尉、濱野中尉
証人、河内中央警察署 カムバナ氏

河内陸兵團隊長 アルノー氏

事件ノ概要、

一九四二年六月三十日日本憲兵隊 濱野中尉ハカ
ムバナ氏ニ日本憲兵隊ノ行動ニ反對シタ(全ク
虚、偽ノ暴行ナリ)カザビアンカ氏ヲ(濱野ノ
言ニヨル)逮捕シ濱野ノ許へ伴ヒ來ルヤウ索メ
タ

カムバナ氏ハ拒否シタ。

同日十時大島及濱野兩中尉、一憲兵及三人ノ日
本民間人ハカザビアンカ氏ヲ捕ヘソコデ訊問シ
平手打シタ。

カザビアンカ氏ハ訊レト命ゼラレタ、辯明シヤ
ウト試ミタ。カムバナ氏ニモ同様デアツタ。

カムバナ氏ハソコデ日本憲兵隊へ導カレ七月二
日ノ九時マテ抑留サレタ。

裏面白紙

2.

Doc 2772D-5

抑留中カザビアンカ氏ハ長々ト取調ベラレ日夜
酷クラシイ目ニ遭ハセラレ極ノ中ニブチ込マレ
テギタ。

(西貢監獄局長ノ寫本
及署名及官印)

憲兵隊長 メリアン大尉

(印度支那聯邦政府司法局長ノ證
書、署名及官印)

裏面白紙

E 7178
P # 2772-D-7

Evidentiary Document

117

口供書

バベン、ピエール BABIN PIERRE
北都印度支那釀造製氷會社支配人

一九〇五年十月十日アルバション(セーヌ・エ・オア県)生

バベン・デュルルイ・デレ及マルケルト・バルドンノ息
住所 河内イメル釀造會社内

河内ニ於テ

私ハ私ノ知ラ又理由ニテ逮捕サレ四月十二日から五月二十四日まで保安
警察ニシテ四日間監獄ニ次ニ八月二十九日まで城内監獄ニ監禁
サレマシタ

私ハ経歴ヲ問ハレマシタ。私ハ私ト共ニ拘禁サレテキタ私ノ友人デアル數
極ノ証人デアリマスガ私自身トシテハソノ

支配人 F. マルテン 氏(加ヘラレタ刑)

支配人 F. マルテン 氏(加ヘラレタ刑)

碎イタ煉瓦ノ上地面ニ坐ラセラレ二時間ノ間細長棒 太棒
ヲ段々足蹴リテ野蠻的ニ打タレマシタ

ニウイニラー・アソリ氏ヘノ加刑 鋭イ角ノアル格子臺ノ上ニ坐ラサレ
激シク鞭 革帶 拳骨ヲ打タレマシタソレテ マケネット(電磁
負)ヲ十分間ツノ隔テ一時間位ノ間カケテ苦シメマシタ 体重
減退十四キログラム

三デストニアハ訊問カラ還ツタ時首カラ足ノ先まで全部打傷
テ蔽ハレテキマシタ。コノ人ハ三日間仮死ノ状態ニアリマシタ

私ハナイイラシ・ノイモン・マニス 及 ハルツ・アソリノ子アス病

No. 1

E 7178
#2772-D-7

Evidentiary Document

17

口供書

バベン・ピエール BABIN PIERRE
北部印度支那釀造製氷會社支配人

一九四四年十月十日アルバキオン(セーヌ・エ・オア県)生

バベン・ゲユル・ルイ・デデレ及マルゲリット・バルドンノ息

住所 河内イノル釀造會社内

河内ニ於テ

私ハ私ノ知ラヌ理由ニテ逮捕サレ四月十二日カラ五月二十四日ニテ保安
警察ニッテ四日間監獄ニ次ニ八月二十九日ニテ城内監獄ニ監禁
サレマシタ

私ハ經歷ヲ問ハレマシタ。私ハ私ト共ニ拘禁サレテキタ私ノ友人チアル數
數ノ人ニ對シテ行ハレマシタ。押檻。証人チアリマスガ私自身トシテハソノ
一ツヨモ受ケマセンデシタ

ソレデ私ハ見マシタ

一、エール・フランソワ航空會社ノ支配人F.マルテン氏ヘ加ヘラレテ刑
碎イタ煉瓦ノ地面上ニ坐ラセラレ。二時間ノ間細長棒太棒
ヲ毆ラレ足蹴リテ野蠻的ニ打タレマシタ

二、ウイニク・アノリ氏ヘノ加刑。鋭イ角ノアル格子臺ノ上ニ坐ラサレ
激シク鞭。革帶拳骨ヲ打タレマシタソレニテマケネット(電磁
負)ヲ十分間ツノ隔テ。一時間位ノ間カケテ苦シメマシタ。体重
減退十四キログラム

三、デストンアハ訊問カラ還ツタ時。首カラ。足ノ先ニテ全部打傷
テ敵ハレテキマシタ。コノ人ハ三日間候死ノ状態ニマリマシタ
私ハナクイラン・ソノモン・マンス及ハルツ・アンリノチアス病

裏面白紙

Doc. 2772-D

症ヲ確認致シマス。
保^ニ安警察^ニ於ケル食事ハ米糶^カニ石灰ヲ混セ克メ(一人一日二匁)
一水煮シテ晝飯^ニアリマシテ。合計一日乾燥米百五十ケム
ニ當リマシタ。
約二日、向^ニ六人ノ収監人ニ對シ一^ニ碗ノ粥(麦^ノ V o i)^ヲ分配
サシタケテス。

(口供人署名)

(調査官、証明文署名)

(口供人、署名証明、署名文、官印)

裏面白紙

E 7129

Doc P2772 D-8

18

口 供 書

デュケネー・フリツプ / DUQUESNE Y PHILIPPE
一九一七年五月十九日 巴黎 生

辯護士エルネスト・デュケストネー及亡(二字不明)

コルボレイヌ息

住所、河内ジャケン路四

佛國、パリ、大學都市

河内ニ於テ

シエル(赤貝會社)ニ四月十二日ヨリ五月九日迄

テ監禁城内牢獄ニ五月九日ヨリ五月二十八日迄監

禁

河内ニ於テ
シエル(赤貝會社)
(河内監禁城内牢獄)

茶 三杯

毎日忍ナ制裁ヲ受ケ、手當ナク、積ニナルコト

ガ禁セラレ——体量十五キロ減退、脚氣

五日間屋根組ミダケノ家ノ下。

訊問ハシエルニテ一回、五日目。

鞭打、大キナ棍棒デ二十分間。

デュテルトルニ對シ衙デ眼ヲ他所ヘ移シタト足

リ、拳骨ヲ與ヘ、起キ上ツタトコロヘノツクアウ

E 2129
Doc P2772D-8

18

口 供 書

デユケネー・フィリップ / DUQUESNE PHILIP
一九一七年五月十九日 巴黎
總領士エルネスト・デユケストネー及亡(字不明)
コルボレイム
住所、河内ジャッケン路四
條、パリ、大學都市

河内ニ於テ

シエル(赤貝會社)ニ四月十二日ヨリ五月九日迄
テ監禁城内牢獄ニ五月九日ヨリ五月二十八日迄監

功 績

非武裝抵抗

一般倒反

盡り飯三箇

茶 三杯

毎日強忍ナ制裁ヲ受ケ、手當ナク、糶ニナルコト
ガ禁セラレ——体量十五キロ減退、脚氣

五日間屋敷組ミダケノ家ノ下。

訊問ハシエルニテ一回、五日目。

鞭打、大キナ棍棒デ二十分間。

デユケトルニ對シ街デ眼ヲ他所ヘ移シタト足跡
リ、拳骨ヲ與ヘ、起キ上ツタトコロヘノツクアウ

裏面白紙

2.

Doc 277.2 D-8

裏面白紙

トヲ加ヘタノヲ見タ、ソレカラ病氣（マラリア）ノ若イハデアルニ對シ十分間京都ト横腹ヘ足跡ヲ
ヌルヲ見タ。

マルタンガ詠詞後疲勞シ切リ展ヘギヨロギヨロシ
舌ガ腫レテ通ツタノヲ見タ、液シク發熱シ態ノ近
クニ續ハリ二日後外ハ這ヒ出サレタ。

卒獄——五月十四日獄舎ニテブルガール、マゼル
ムリツツル特ニキヤブシイニ對スル棍棒デノ折檻
ヲ見タ。コノ際打ハゴム棒デ二十分計リ續キマシ
タ。

憲兵、通譯ノ名ハ知リマセヌガ見分ケルコトハ出
來マセウ。

（口供者署名）

（調査官證明及署名）

（口供者署名ノ證明、署名及官印）

E 2130

Evidentiary Document 2772-D-9

(19)

口供書

辯護士 スーリー・グレイ / NOURRIET / GUY / 22

一九二六年一月六日 マルセイユ出生

父の名 スーリー・チヤン

母の名 アルナル・エムリヌ

住所 ハンノイ 河内・カンベック街 四〇号

河内 / HANOI に於て

一九四三年五月十九日抵抗部隊に加つて居るかにより私は逮捕された。私はたゞちに保安警察署の監房(オ十六室)に監禁された。其処で私は私と同じ理由で四月日逮捕されたレオポール・ナロ氏に会つた。彼は二人の監禁者が私と一緒に居た。

後に監禁者は二組になつた。すなはち

- 一 私より強く監房に入れられたもの
- 二 拘留所の中に入れられたもの

レオポール・ナロ (1924年)
 赤十字病院で死す
 (保安警察署監房行方)

の普通法に対する罪人として一人と一組に異なつたことによつてフランス人に監禁するが自由でさうと努力したのである。

監房には一枚の板木があり、その上に我々の内々の一人だけ多少身をかがめれば横になることが出来た。他の人達は夜地面にいやかむことも餘儀なくされた。身体を移動することは出来なかつた。

E 2130

Evidentiary Document 2772-D-9

19

口供書

辯護士 スーリー・グレイ / NOUR GRIT / GUY / 22

一九二六年六月七日マルセイユ出生

父の名 スーリー・クワン

母の名 アルナル・エムリヌ

住所 ハノイ 河内・カンベツタ街 四〇号

河内/HANOIに於て

一九四三年五月十九日抵抗部隊に加つて居るが故により私は逮捕された。私はたゞちに保安警察署に監禁(オ十六室)に監禁された。其処を私は、私と同じ理由で四百日逮捕されたレオポール・チロ氏に会つた。彼は二人の監禁者か私と一緒に居た。後に監禁者は二組になつた。すなはち

一 私より如く監禁に入れられたもの

二 拘留所の中に入れられたもの

いづれの部門に属すべきかを決定する規準といふものはない。それは只日本人獄吏の気まぐれにまかせてあつたようである。差別は私。あの監禁所には四人の監禁者かゝつた。一人は安南人で死体遺棄であつた。日本人達は事実上二人又は数人の安南人の普通法に対する罪人をつらんとし、一組に置くことによつてフランス人に監禁より不自由でもふやさうと努力したのである。

No 1
監禁所には一枚の板本があり、その上に我々の内々の一人だけ多少身をすくめれば横になることが出来た。他の人達は夜地面にしゃかむことも餘儀なくされた。身体も移動することは出来なかつた。

裏面白紙

Doc 772-D-9

No 2

監禁者、奥行三米位であり、向は腕を、ほすと片側の
壁に、どくどくであった。日光は扉にとうつかり、
二、三坪に五、六坪の小窓から入る。来るにせり、
この内、昨日に一度、我々が便所に行くに許可す
島五、六間、向の水も、あつた。我々は、身体を洗ふに
出来ぬであつた。

二、三米に七、八米の拘留所に入らう。監禁者ほ
共、処から決して出たこと、は、何であつた。その部屋、片すみ
は、便所が一つあつた。彼等が、歩くに、出た。他の
十人程の監禁者、道と、話す。こゝが出来、二、三の窓から
日光を、見ると、こゝが出来、彼等が、こゝに居た向、
條件は、非常には、悪いものであつた。彼等は、一部屋の
中に、三十人、四十人、圍り、風が、猪房の中、と、全し、様
態、激しく、増え、こゝに、一人の、死者、あつた。こゝに
監禁者、道、向、二十四時間、放置、こゝに、あつた。

日帝 食事

日は、二、三、午、夜、二時、と、夜、八時、に、我々、は、一個、の、に、
は、少く、の、塩、と、青物、一、握、の、一、二、三、茶碗、位、の、
を、受、けた。線、り、更、すが、こゝに、は、自、食、の、
我々、の、肉、体、組、織、は、より、多、量、の、飲、物、を、要、求、
する、が、あ、つ、た。我々、は、決、して、肉、類、を、あ、ら、
なく、あ、つ、た。こゝに、は、教、員、後、に、眼、ま、つ、
り、瘦、せ、り、た。

裏面白紙

Doc²⁷⁷²D-10

29

六五四一A

口 供 審 / 拔 萃 /

タルバ・アソリ・ゴントラン
/ TALBA BERNI GONTARAN /

西貢 紀局
一九四六年
九月二十四日

出生地 (マルチニツク島) マラン
生年月日 一九〇一年三月二十八日
父 ガストン・フランソア・タルバ
母 ジュリ・ラヴィレット
住所 ハノイ市下・ホウ・ウイ
大尉降三十二

松 / TONG / 及河内 / BANOL / ニ於テ

マニラ (1941)
(前年北越支那行爲)

ゴタラシク取打サレ、私ハ身
ヲ網デグルグル縛ラレ木ニ結ビ
ノ状態デ飲マズ食バズニ二十
四月六日九時ヨリ四月十二日
朝八時頃マデサレタ。安南人デア
ル私ノ妻ノ私ニ對スル食糧補給
ノ企テハスベテ徒勞ニ歸シタ。
食糧補給ヲ試ミルソノ都度日本兵
ガ彼女ヲ追ヒ拂ツタカラデア
ル。前述ノヤウナ状態デ私ハ毎
晩日ノ暮レ方ニ私ノ頸ノ下ニ劍
付キノ印度支那銃ガ置カレル
ノヲ見タ。

1.

E 2131
Doc 2772 D-10

20

六五四一A
官印

西貢總領事局
一九四六年
九月二十四日

口 供 答 / 抜 萃 /

タルバ・アンリ・ゴントラン
TALBA BERNI GONTRAN /

出生地 (マルチニツク島) マラン
生年月日 一九〇一年三月二十八日

父 ガストン・フランソア・タルバ
母 ジュリ・ラヴィレット
住 所 ハノイ市ド・ホウ・ヴィ
大尉階三十二

送 / T O N G / 及 河 内 / B A N O I / ニ 於 テ

偵察ト銃尾ヲ以テムゴタラシク殴打サレ、私ハ身
体ノマワリヲ一本ノ綱デグルグル縛ラレ木ニ結ビ
付ケラレタ。私ハコノ状態デ飲マズ食ハズニ二十
四時間ノ六倍ノ間(四月六日九時ヨリ四月十二日
朝八時頃マデ)サレタ。安南人デアアル私ノ妻ノ私
ニ要スル食糧補給ノ企テハスベテ徒勞ニ歸シタ。
食糧補給ヲ試ミルソノ都度日本兵ガ彼女ヲ追ヒ拂
ツタカラデアアル。
前述ノヤウナ状態デ私ハ每晚日ノ暮レ方ニ私ノ額
ノ下ニ筒付キノ印度支那儀ガ置カレルノヲ見タ。

裏面白紙

3.

Doc 2772 D-10

六日ノ間私ハ用ノ大小便ノラ足スタメニスラ解
 カレナカッタ、ソレデ私ハ自分ノ身体ヲ汚スコ
 トニヨツテ用ヲ足サネバナラナカッタ、ソレデ
 連月十二日河内へ私ヲ迎ブベキ連撥直へ乗ル前
 ニ縛ヲ解カレヤツト仕カバカリ化粧ヲスルコト
 ガ出来タガコノ日マテ汚レタ身体ヲ洗フコトガ
 出来ナカッタ

／口供人姓名ノ

／口供者ノ證詞及署名ノ

／戸籍更ノ口供人ノ署名ニ對スル證詞、戸

更ノ署名及官印ノ

裏面白紙

Doc 2772 D-10 (cont.)

書類第二七七二D！一〇號

證

余長谷川泰造ハ余ガ日本語及ビフランス語ニ精
通セル者ナルコト並ニ日本語原文及ビフランス
語原文ヲ對照ノ上石ハ本書類ヲ眞實ニ且正確ニ
翻譯セルモノナルヲ確證セルコトヲ茲ニ證ス

長谷川泰造

裏面白紙

E 2/32
Doc 2772D-11 22

21

口供書

／披萃／TANGUY JOSEPH JEAN MARIE

一九〇五年五月二十九日、フィニステール縣プレス
トニ生ル、

父ノ名、フランソワ、タンギイ

母ノ名、マリイ、ジャケツト、ブリカン

第九種民歩兵中隊准尉

住所、ハノイ市デユウイリイエ路一七一番地

河内／HANOI／ニ於テ

一九四五年三月九日二十時十分銃聲ヲ聞キ

私達方家ヲ出タ時、私達ハ女友人ノ譯者言フ口

實ニ招バレテキタノ隣家

モ又、私達ト同様ニシヨウ

道ニ居ルヲ見出シタ。

兵ガ居タ。フランス語ヲ話シテイルノヲ聞イテ彼

ハ駈足テ私達ノ方ハ向ツテ來タ。

私達ハ次ノ様ニ位置シテイタ。ブウシユハ私ノ

前方幾分左寄リ、彼ノ妻、ブルウタン夫人、ル、

ガール及ビ子供達ハ私ノ右側デアツタ。

ブウシユハ歩哨ガ來ルノヲ見ナガラ私ニ「スル

儘ニサセルヨリ仕方ガナイ」ト言ツタ。

（手紙の写し）
（宛先不明）
（内容不明）

E 2132
Doc 2772D-11 22

(21)

口供書

／被奉ノ / TANGUY JOSEPH JEAN MARIE

一九〇五年五月二十九日、フィニステール縣ブレス
トニ生ル、

父ノ名、フランソワ、タンギイ
母ノ名、マリイ、ジャケツト、ブリカン

第九植民歩兵師団陸尉
住所、ハノイ市デユヴィリエ路一七一番地

河内ノヨハノイノニ於テ

一九四五年三月九日二十時十分銃聲ヲ聞キ

私達方家ヲ出タ時、私達ハ女友人ノ譯者言フ口
供人ハソノ友ノ家ニ夕食ニ招バレテキタノ隣家
ノブウシユ准尉カ、彼モ又、私達ト同様ニシヨウ
ト考ヘテ妻子ト共ニ舗道ニ居ルヲ見出シタ。

コノ時、町ノ八番地ノ前ニ一人ノ武装シタ日本
兵ガ居タ。フランス語ヲ話シテイルノヲ聞イテ彼
ハ駭足テ私達ノ方ヘ向ツテ來タ。

私達ハ次ノ様ニ位置シテイタ。ブウシユハ私ノ
前方幾分左寄り、彼ノ妻、ブルウダン夫人、ル、
ガール及ビ子供達ハ私ノ右側デアツタ。

ブウシユハ歩哨ガ來ルノヲ見ナガラ私ニ「スル
儘ニサセルヨリ仕方ガナイ」ト言ツタ。

裏面白紙

14

Doc 2772D-11

ブウシユ夫人ハアトカラツイテ來タ彼女ノ夫ヲ
追跡ス仕草ヲシタ。兩手ニ銃ヲ持ツタ日本兵ハ
彼女ノ方ヘ襲ヒカ、リ銃口ヲ突キツケテ胸ノ真中
ニ發砲シタ。彼女ハ倒レ、「オ母ヤン、彼ハ私ヲ
殺シマシタ」トイツタ。日本兵ハソレカラ夫ヲ連
レテ行ツタ。

日本人ガ去ツタノヲ利用シテ、私ハ婦女運ト子
供達ヲ家ヘ歸ヘシブウシユ夫人ヲ胸ニカ、エテル
、カール夫人ノ部屋マデ引キヅツテ行キ、ブルウ
ダン夫人ノ助ケヲ得テ寢臺ノ上ニ横タヘタ。ブウ
シユ夫人ハモロソノ時死ンデキマシタ。

死人ノ爲ニ之以上何モスルコトガ出來ナイノヲ
見テ私達ハ便所ノ中ニ避難シ、翌日午後四時マデ
留マツテキマシタ。

夜中ニ、私達ハ「殺シテ呉レイ」ト叫ンダ
フランス人ノ男ノ聲ヲ聞イタ。私達ハ叫ンデイタ
ノハブウシユ准尉ダト推察シマシタ。彼ノ屍体ガ
彼ノ家ノ庭ノ中デ發見ナレタ様デアルカラテス。
彼ハ逃ゲモウトシタノダラウカ?

調査官ノ證明及署名
／戸籍吏ノ口供人署名證明、戸籍吏ノ署名
及官印

裏面白紙

が

E 2133

Doc 2772 D-12

22

口

供

眷

ベルゴテール・アントアンヌ・マリー / BELGODERE / アルチエリアニテ一九一五年十月二十日生

父 マチユー・ベルゴテール 母 マリー・ピアンカ
ルチニー

住所、河内アレー路一〇

及アルチエリア / ラベルリエー / バナニエ路

「モン・ルホ荘」

河内アレー路 (124)
住居 / 53-64 丁目
(河内兵營ノアルトコ)

河内 / HAMOY / ニ於テ

私ハ一九四五年四月十三日私ノ宅テ理由ヲ私ニ知

ラセルコトナク逮捕サレマシタ。シエル / SHELEL

ノハ石油會社建物ニ四月十三日カラ五月九

日迄、五月九日カラ五月二十八日マデ監獄ニソレ

カラ五月二十八日カラ一九四五年九月一日マデ城

内 / OITADBL / (河内兵營ノアルトコ)

E 2133
Doc 2772 D-12

(22)

口 供 書

ベルゴテール・アントアンヌ・マリー / BELGON
DERRE / アルヂエリアニテ一九一五年十月二十
日生

父 マチユー・ベルゴテール 母 マリー・ピアンカ
ルヂニー

住所、河内アレー路一〇

及アルヂエリア / ラベルリエー / バナニエ路
「モン・ルホ荘」

六五四A

官印

西貢監獄局

一九四六年九月二十四日

河内 / HANOI / ニ於テ
私ハ一九四五年四月十三日私ノ宅テ理由ヲ私ニ知
ラセルコトナク逮捕サレマシタ。シユル / SHELLE
ノ石油會社建物ニ四月十三日カラ五月九
日迄、五月九日カラ五月二十八日マデ監獄ニソレ
カラ五月二十八日カラ一九四五年九月一日マテ獄
内 / OITABEL / (河内兵營ノアルトコニ

裏面白紙

2.

Doc 277a

ニ一監禁サレマシタ

シユルニ於テハ最初五日間カムブーリヴ／CAM,
BOULEVARD / 牢舎ヘソレカラ次ニコノ建物ノ
最上階屋根組バカリノ下ケナルデル／QUEENAR,
DEL / 牢舎ヘ閉チ込メラレ、コノ、ケナルテ
ル牢舎テ、毛氈中ニアル食事及衛生規定ニ服シマ
シタ。

レヂスタン／REIDISTANCE / (佛人ノ
抵抗)ニ臨シテ五度バカリ訊問ヲ受ケマシタ、
コノ各々ノ訊問ニ當リマシタ私ハドツサリトヒド
イ言ニ違ヒゴムノ根幹、竹、拳闘、足蹴リテ際打
サレマシタ。他ノ責極ラスルトカサレマシタカ
實際ハソレテモヤラレマセンデシタ。

脚氣ニカ、リ体重ハ二十キログラム減退シマシタ。

私ハ私ノ獄史ヤ刑罰執行人ノ名ヲ知りマセヌ。

私ハ何處モコーラン／LAURENT / 氏ガマダ
ネツト刑ニ掛ケラレルノヲ見マシタ。

私ハ五月十四日監獄デリツテイ／LITTEE /
マゼルムニル／MAZERIN / 氏等ニ加ヘラレタ棍

裏面白紙

3

Doc 2773 D-12

棒段打ニヨル拷問ノ場面ノ證人デアリマス。

私ハ四月十五日セロノ C E R O / 氏ト對質サセラ
レタノデ彼ニ日本人ガ行ツタ金屬ノ角アル堅木ノ
定規ニヨル暴行ノ證人デアリマス。之等暴行ハソ
ノ短蓋ノ性質上輕微テハアリマスガ最モ脆弱ナ健
康状態ニアラズ更ニ二日後死亡シタコノ犠牲者ニ取
ツテ苦シイコトテナイ筈ハナカツタノデス。

アントアンヌ・ベルゴデール (署名)

(調印官ノ證明及署名)

(口供者ノ署名證明、證明官ノ署名及官印)

裏面白紙

No 2

2772F-1

私の頭は私が横にぶつておき長髯掛よりもつとひくく仰向に及ぶられた。
 この傍向は十回くりか(されま)した。茶瓶の水も全回数だけ一杯にさ
 れま(した)。この傍向により私は窒息し(さう)にふりま(した)。私の唇ま
 さ小水付約三リツトルか四リツトルであると思ひます。』
 以上述べた刑を私に行つた配下の名を知らぬがそれを命令した
 3 上官の名は次々如くであります。

ニッリ亦はニッリ少佐、及チ大尉
 』

(口供者 署名)

(調査官の証明、署名)

(口供者の署名証明、証明官の署名及官印)

裏面白紙

E 2135

Doc 27726-1

24

(官印)

百済國犯局

一九〇六年九月二
十四日

六五四 A

口 供

ボリ・ドミニック / Pol. Dominique /

一九〇四年六月三十日 (コルシカ島) ヴナ

コトトデオ生レ

父、ジャン・ポール 母、カテリーヌ・リストリ

職業、スギイ氏山長

住所、海防アソリ・リヴェール街二〇

私ハ一九〇五年四月十七日病自破山デ日云兵ノ
一文除ニヨリ捕ヘラレ元保安警察ノ逮捕ヘ停レラ
レ、ソレカラ監房ヘ入レラレマシタ。

翌日七時私ハボシナル街ニアル日本保安警察署ヘ
尋カレ、ソコデ訊ル所ヘ停レラレ脱衣ヲ命ゼラ

レシメテ、ソコデ訊ル所ヘ停レラレ脱衣ヲ命ゼラ
テ、何處モ水責メノ刑ヲ加

テ、何處モ水責メノ刑ヲ加
シタ。

次ノ日同一ノ加刑ガアリマシタガコノ時ハ一日中
デシタ。ソノ次ノ日私ハ私ノ子貴道ノ后ルトコロ

テ責メルト申サレマシタ。ソシテ一日中同ニ罰
ケラレマシタガ私ノ子貴ハソコヘ停レテ来ラレナ

カツタノデス。

二十七日マデ、コノ日ハ私ガ従業サレルベキ日デ
アツタノデスガソノ日迄毎日メ新粒サレマシタ。

ボリ・ドミニック (Pol. Dominique)
百済國(百濟)に在ル
(ボリ・ドミニックの供述)

1.

E 2135

Doc P 27726-1

24

(官印)

西貢領事局

一九〇六年九月二十一日

六五五 A

口 漢

ボリ・ドミニック / Polle Dominique /

一九〇六年六月三十日 (コルシカ島) ヴナ

コトトデオ生レ

父、ディン・ポール 母、カテリース・リストリ

職業、スギー氏山長

住居、海防アンリ・リヴェール街二〇

私ハ一九〇五年四月十七日高白嶺山デ日本憲兵ノ
 一支部ニヨリ捕ヘラレ元保長警察ノ職務ヘ停セラ
 レ、ソレカラ監房ヘ入レモレマシタ。
 翌日七時私ハボシナル街ニアル日本保長警察署ヘ
 尋カレ、ソコデ訊ル所ヘ停セラレ脱衣ヲ命ゼラ
 レソレカラ背ヲ平ニシテテীবルノ上ヘ縛ラレマ
 シタ。私ニ荷モ向ハナイデ荷長モ水責メノ刑ヲ加
 ヘマシタ。次ニ私ハ縛ヲ解カレ、衣服ヲ脱ケソシ
 テ床クモヘヨト言ハレマシタ。
 次ノ日同一ノ加刑ガアリマシタガコノ時ハ一日中
 デシタ。ソノ次ノ日私ハ私ノ子供達ノ居ルトコロ
 デ責メルトモサレマシタ。ソシテ一日中待同ニ罰
 ケラレマシタガ私ノ子共ハソコヘ停レテ來ラレテ
 カツタノデス。
 二十七日マデ、コノ日ハ私ガ懲罰サレルベキ日デ
 アツタノデスガソノ日迄毎日責メ罰サレマシタ。

裏面白紙

2.

Doc 27726-1

二十七日ニ返ハ決定的ニ保安警察署ヘ再ビ送バレ
ソコテ總ノ友社ト一箱ニ糧食ヘ入レラレマシタ。
茲ハ九月二十日ニ海軍サレマシタ。

(口供人尋在)

(調査官ノ証言、尋在)

(口供人尋在ノ証言、尋在、官印)

原本不明瞭

裏面白紙

E 2136

Confidential Document # 2772-2

(25)

No 1

口供書

ルバーチ・フランソワ・LIMOUSIS Franck

一八九三年四月三日(ラート) カルカソン又セル

父 エミール 母 バラ・アンナ

職業 海防税関倉庫長

住所 海防ミニル・ゲラッフル路九

一九四五年四月十二日 F.F.I (Force Francaise Indivisible)

佛蘭西國(軍)ノ資格ヲ課 捕セ。日本軍兵ハ私

ヲガンベツノ街セル(赤貝石洞合社)建物ノ中(連レテ

行キ私ガ所ナクタ凡テノ所 品ヲ奪取シ以下ノ土軍

年ノ中テハ我ニハ佛蘭西人

外人テシタ。安南人ハ記タラケ

ラ数日ハ我ニモ記タラケニテ

合計百五十九ノ者(三箇ノ

秘密の文書(手紙)

握飯

憲兵ハ我ニ起キタ時カラ寝ルマテ 日本式ノ坐居ヲ強

要シミシク 即チ足ヲ十センチニ組ニテマシテ 礎ニ凭レタリ

姿勢ヲ変ヘタリスルコトヲ許シマシク 何ニテアローカ外

クラ物ヲ受ケルニトシテセシメテヤメシク

四月十七日私ハ二階(道)ノ上ニテ 評向ヲ始コリマシク 私ハ日

本人通弁上憲兵ヲ 棒ヲ頭ヲ改シマシク 予改打

E 2136

Confidential Document, #2772-2

(25)

No 1

口供書

ルイジ・フランソワ・リモウシス Françoise

一八九三年四月二十七日(ラード) カルカソン又生レ

父 エミール 母 バラ・アニー

職業 海防税関倉庫長

住所 海防税関ビル・カッポル路九

一九四五年四月二十日 F.F.I (Force Francaise Individue)

佛蘭西國(軍)ノ資格ヲ得 捕セ。日本軍兵ハ私

ヲカシベツノ街ニル(赤貝石洞)合社建物ノ中(連レテ

行キ私ヲ持ツテキタ凡テノ所品ヲ奪取シ地下ノ土庫

(内)ニ込メマシタ。エノ上(半)ノ中デハ我ニハ佛蘭西人

ニ人ハカト教人ノ安南人デシタ。安南人ハ記(カ)ラケ

ノ病(癩)患者ヲシタカラ教日(以)ニ我々モ記(カ)ラケニ

リマシタ。我々各人百合計百五十九ノ者(三箇ノ

握飯)ヲ食テラキマシタ。

憲兵ハ我々ニ起キタ時ク我々寢ルマデ日本式ノ坐居ヲ強

要シマシタ。即チ足ヲ十(子)ニ組ニテマシテ壁ニ凭レタリ

姿勢ヲ変ヘタリスルコトヲ許シジマシタ。何ニテアローカ外

カラ物ヲ食マサルコトヲ許セシメテマシタ。

四月十七日私ハ二階(道)カレンコテ評向ヲ始メリマシタ。私ハ日

本人通弁上(憲)兵ク、橋テ頭ヲ改メシマシタ。テ改打

裏面白紙

No 2

Doc 2772-9-2

八月十日、十一日及十二日ニモ、線邊サレタリ。食物ノ
缺乏ニヨリマシテ、和ハ十七日間モ、便所ガアリマセニテシタ
我々中ノ或ル者ハ、二十日間モ、便所一ノ行キマシテシ
タ。非常ニ病ヌラ衰弱シ、眩暈ガ絶エス起キ
五月十日ニ、河内ノ中央監獄一福送サレマシタ。

ソコテ、二十四人ヲ、食ヒルタスニ作ラレタ一室ヘ、四十五人入レラ
マシタ。ソコニハ、真中ニハケツヲ一箇置キ、コレガ便所
テアリマシタ。食物ハ、最劣等ノ、鯖、腐鼠ニモ、入ル時ハ
醜態ニシテ、未テ、腐敗ニテ中マシタ。数枚ノ、芋ノ薄
片ソレニ、乾魚一、細カオオ菜、テアリマシタ。
五月二十二日、頃、日本憲兵ガ、私ヲ呼ビ、手錠ヲハメ、ホ
ルネント言フ。F.F.1ノ一友人ト共ニ、二人ノ日本兵ヲ
伴ヒ、私ノ腕ヲ引キテ、行キマシタ。コノ憲兵ハ、我々ヲ保
安警察連テ行キ、ソコニ新ニ、評向サレマシタ。
私ク否定シテ、迫答ヲスル毎ニ、私ハ、棒ヲ激シテ、改メ
向耳ヘマク、ネットヲ結ビ、電極ヲ当テラレマシタ。評
向テ、日本人ハ、満足ガ、哭ハラレナカッタメ、マク、ネットカ
活動シ、私ハ、一時間以上ノ、向高周波ヲ受ケ、私ハ、不
規則ナ、躍動ヲナシ、又、数度、気絶致シマシタ。

私ニ、托サレタ、或ル使命ノ、自白ヲ得ルタメ、コノ、拷問

裏面白紙

doc 2772-G-2

No 3

四日継続サレマシタ。最後ノ拷問テハ私ハ語ラヌコト
 即チ私ノ首長テアルヂエリシテ少佐一私ノエタ
 誓言ヲ裏切ラヌコトヲ強ク決意シ私ハ舌ヲ強ク
 両齒ノ間ニ咬ニテ居リマシタ。強列ニ一放電(鼻孔
 ノ電極)ノタメ私ハ眼ハ痙攣シ麻痺シマシタ。私
 ノ舌ハ兩側テ破レ血ノ波ガ私ノ口カラ去テ私ハ氣絶
 致シマシタ。
 牢屋へ送り返サレタカハ神經震動ニカリ。舌ハ膨レ
 上リ。眼ハモト動キマセニテシタ。ソシテ二十日向ト一言フモノ
 ハ話スコト。食物ヲ吞ミ込ムコトモ。テキマセニテシタ。
 翌日日本人ハ私ガ話セヌコトヲ認メ拷問テ改リ面白
 かつ揚句平手テ私ノ性的器具ヲ握リ非道ノ
 ヒネリマシタ。非道イ苦痛ニ冷汗ガ去テ私ハ氣絶
 シマシタ。
 横腹ヲ改ラシテ蘇生シ牢屋へ戻サレマシタ。ソコテ
 私ノ友達ハ私ノ腫レ上ツタ器具へ冷水ノ濕布ヲノセテ
 手専ミテクレマシタ。コレガ私ノ最後ノ加刑デアリマシタ。
 私ノ首長ガエリシテ少佐ハ彼ガ耐エ忍ビタ處待ト
 艱苦ノ結果死セサレマシタ。
 一九四五年五月二十九日河内城内ニ極刑サレ。私ハ
 檀禁日ニ十五キコ体重ノ減退シタノヲ認メマシタ。
 私ノ下腹ヲ檢ヘタ医師ハ私ハ「ニア」(脱腸)ガア
 リ左オニ「ニア」夫頭ガアリ、其ニ加刑又ハ急タタ艱

裏面白紙

No 4

Doc 2772-4-2

昔ノタノ、テアルト宣言ニマシタ。
私ニマシテ、ネットヲ掛ケ私ノ性的器具ヲヒネッタ
實ハ兵ハ「アメリカ人」ト対名サレタキタ田カ、テアリマシタ
私ハ彼ヲ見別ケルコトガ、テキマス。

リムーグ、フランソア(署名)

一九四六年九月十日、佛官憲ヨリ調査ノ
正式委任ヲ受ケタ下記調査官ノ面前
於テ本口供書ノ口述及署名ヲ成ス
マッソ、マルニヤル少尉(署名)

上五リムーグ氏ノ署名証明ノ為メ之ヲ撮ス

河内、一九四六年九月二十日

戸籍課長

J. ラリヴェール

(官印及署名)

裏面白紙

E 7137
Doc 27726-3

26

口 供 登

(官印) 六五四 A

西貢戰犯委員會
一九四六年
九月二十一日

クラヴ・ヂヤンヌ / CLAVE JEANNIE / 夫人
一八九八年二月十九日 巴里生

職業 イデオ (暹東印刷會社) 支配人
住所 海防ポール・ベール街六一

三月十日朝五時頃三人ノ日本軍人ガ臨町シテリ
ン路二十六ノ私ノ宅ヘ侵入シマシタ。ピストル
デシ家中ヲ搜索シ値打アルモノ (衣類、食料等)
凡テヲ盗ミマシタ。若イ女ノラバヂ！夫人ト言フ

クラヴ・ヂヤンヌ (夫人)
西貢戰犯委員會
一九四六年
九月二十一日

置キ彼女ニ飛ビカカリ力ツクテ敷床ノ方ヘ彼女ヲ
曳キズロウト致シマシタ、彼女ハ威キマシタソシ
テ私ハ中間ニ入り身振りデコノ暴行ニ對シ彼女ハ
子供ノ母デアリ結婚シテ居ルコトヲ判ラセヤウト
試ミマシタ。日本人ハ彼ノ銃ヲ盗リ私ノ内股ヲ打
チマシタ、コレガ爲私ハ後シイ出血ヲ致シマシタ
日本人ハ分箱物ヲ持チ逃亡シマシタ。

ヂヤン・クラヴ (署名)

(調査官ノ證明及署名)

(口供者ノ署名證明、署名及官印)

E 2137
Doc 27726-3

26

口 供 登

(官印) 六五四 A

西貢戦犯委員会
一九四六年
九月二十一日

クラヴ・デヤンヌ / CLAVE JEANNIE / 夫人
一八九八年二月十九日 巴里生

職業 イデオ (暹東印刷會社) 支配人
住所 海防ポール・ペール街六一

三月十日朝五時頃三人ノ日本軍人ガ臨門シテリ
ン路二十六ノ私ノ宅ヘ侵入シマシタ。ピストル
デシ家中ヲ搜索シ値打アルモノ (衣服、食料等)
凡テヲ盗ミマシタ。若イ女ノラバヂ！夫人ト言フ
准尉ノ妻ガ三人ノ子ト共ニ私ノ家ヘ避難シテ居リ
マシテコノ掠奪ヲ見マシタ。同女ハ二人ノ兒ガ袴
ニカジリ付イテイル間十三ヶ月ノ身ノ兒ヲ腹ニ抱
ヘテ居リマシタ。一人ノ日本人ガコレヲ見テ銃ヲ
置キ彼女ニ飛ビカカリ力ヅクデ銃床ノ方ヘ彼女ヲ
曳キズロウト致シマシタ、彼女ハ跳キマシタソシ
テ私ハ中同ニ入り身振りデコノ暴行ニ對シ彼女ハ
子供ノ母デアリ結婚シテ居ルコトヲ判ラセヤウト
試ミマシタ。日本人ハ彼ノ銃ヲ盗リ私ノ内股ヲ打
テマシタ、コレガ爲私ハ殺シイ出血ヲ致シマシタ
日本人ハ分捕物ヲ持テ逃亡シマシタ。

ジャン・クラヴ (署名)
(調査官ノ証明及署名)
(口供者ノ署名證明、署名及官印)

裏面白紙

E 7138

Evidentiary Doc P 2772-G-5

27

3件 窃盗、虚偽嫌疑ニル塔向

口供書

日時 一九四二年四月五日

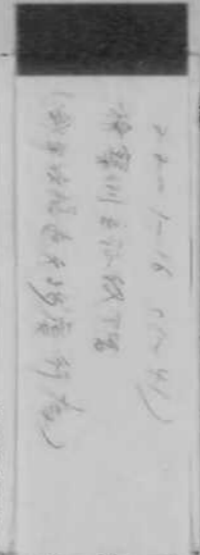
場所 海防 (日本憲兵隊)

犠牲者 院之明

責任者 X 海防憲兵隊長

3件、概要

一九四二年四月五日九時 院之明四十七才(建安縣)水原生レ、
着、海防病院ヲ被治療中日本憲兵連捕サレ隊署(連
行サセラレ、其處ニ於テ執ヲ窃盗シタト言フ虚偽ノ嫌疑ノ下
ニ日本憲兵ニ被テ嚴重ニ訊問シ棒及草芥ヲ投テシ踵ヲ
焼イタ



大尉ノルラン大尉(署名)
正確ナルヲ証ス 西貝 一九四二年

三十一日 戦犯局長

Y 右ルヲ大佐(署名及官印)

(O.L.A)

右証印ス、佛國印度支那高等弁理官

許可ヲ受ケリ局長(署名及官印)

E 7/38

Evidentiary Doc P2772-G-5

27

口供書

3件 富田、虚偽嫌疑ニル搭向

日時、一九四二年四月五日

場所、海防（日本憲兵隊）

犠牲者、阮文明

責任者、X 海防憲兵隊長

3件、概要

一九四二年四月五日九時 阮文明四十七才（建安縣）水原生レ、
着、海防病院ニ被治療中日本憲兵ニ逮捕サレ隊署（連
行モラレリ。其處ニ於テ靴ヲ富田ニタト言フ虚偽、嫌疑ノ下
ニ日本憲兵ニ假テ嚴重ニ訊問シ棒及革帶ヲ殴打シ踵ニ
蹴リ足ヲ折リ靴片ヲ腹部ヲ焼イタ。

憲兵隊長大尉ノルラン大尉（署名）

本寫本ノ正確ナルヲ証ス 西頁一九四二年

三月十八日 戦犯局長

Y. 右ルヲ大佐（署名及官印）

(O.L.A)

右証印ス、佛國印度支那高等弁理官

許可ヲ受ケリ司政局長（署名及官印）

裏面白紙

E 2139
Doc 2772 G-4

28

口 供 登

(官印) 六五四 A

函 貢 監 犯 局

一九四六年九月
二十四日

シユヴェン・ルイ / CHEVY LOUIS /

一九〇二年一月二十六日イェール (ヴァール縣) 生

ヴァインダン及アンデユリンヌ・レイールノ息

職業 工務部製作場長

住所 海防 マレシャル・デヨフル路七

私ハ日僑連絡口ニ呼出サレタ後一九四五年四月十
七日ニ抵抗組ノ面々ト共ニ逮捕サレマシタ。保安
警察署ヘ送行サレ一憲兵下士ニ通譯一人立合ノ上
訊問サレマシタ。

コノ十二時カラ二十三時ニ亘ツタ訊問中私ハ打タ

ニヨリ窒息サセラレ度々柔術

二度私ハ知覚ヲ失ヒマシタ。

反引續イテ同ジャウニ訊問サ

レマシタ。私ハ私ニ諒セラレテ居ツタ武器ノ貯蔵

場ノ在リ場ヲ示スコトヲ拒否致シマシタ。刑吏ハ

最初ノ訊問ヲ受ケタ傷口ヲ指ニ選ビマシタ。

私ノ訊問ヲナシタ憲兵下士ハ憲吏ノ任ニモアリマ

シタシ彼コソ海防郊外テ下降サセラレタ飛行機乗

組ノ一アメリカ航空士ヲ殺害シタ男デアリマス。

コノ飛行機ハ三月九日前ニ墜落サセラレ、私ハキ

ユア・カム堤防上ノコノ殺滅ノ證人デアリマス。

Handwritten notes in a box, including a signature and date: (1946年9月24日)

E 2139
Doc 2772 G-4

28

口 供 登

(官印) 六五四 A

西貢 監獄局

一九四六年九月

二十四日

シユウエン・ルイ / CHEVIN LOUIS /

一九〇二年二月二十六日イェール(ヴァル縣)生

ヴインダン及アンデユリンヌ・レイールノ息

職業 工務部製作場長

住所 海防マレシヤル・デヨフル路七

私ハ日帰連絡口ニ呼出サレタ後一九四五年四月十
七日ニ抵抗組ノ面々ト共ニ逮捕サレマシタ。保安
警察署ヘ送行サレ一憲兵下士ニ通譯一人立合ノ上
訊問サレマシタ。

コノ十二時カラ二十三時ニ亘ツタ訊問中私ハ打タ
レ關節ヲ外サレ絞首ニヨリ窒息サセラレ度々柔術
ヲカケラレマシタ。三度私ハ知覺ヲ失ヒマシタ。
十八日ト十九日ノ二度引續イテ同ジヤウニ訊問サ
レマシタ。私ハ私ニ謀セラレテ居ツタ武器ノ貯蔵
場ノ在リ場ヲ示スコトヲ拒否致シマシタ。刑吏ハ
最初ノ訊問テ受ケタ傷口ヲ指ニ選ビマシタ。
私ノ訊問ヲナシタ憲兵下士ハ獄吏ノ任ニモアリマ
シタシ彼コソ海防郊外テ下降サセラレタ飛行機乗
組ノ一アメリカ航空士ヲ殺害シタ男デアリマス。
コノ飛行機ハ三月九日前ニ墜落サセラレ、私ハキ
ユア・カム堤防上ノコノ殺害ノ証人デアリマス。

裏面白紙

2.

Doc 27726-4

悪イ手當ニヨル腐敗ノ結果七月頃海防病院へ入院
 サセラレマシタ。八月十四日マダ治療中ニテ病勢
 激シイノニ日本人ニヨリ獄舎へ送サレ閉テ込メラ
 レマシタ。ソシテ何ノ手當ナク、大變負傷ヲシテ
 ニタ下士ヤ士官ト一件ニ死傷囚人ノ監房へ入レラ
 レマシタ。我々ハ九月九日コノ問題ノ調査ヲ成シ
 タアメリカ使節團ニヨリ保放サレマシタ。

(口供人署名)

(調査官ノ説明及署名)

(口供人ノ署名説明、説明官ノ署名及官印)

裏面白紙

50

29

22

三ノ140

Doc 2772-J-4

司法廳

戦犯局

第一〇〇〇〇〇〇

聯邦戦犯局附マリーマルセル監督官

より聯邦戦犯局長殿へ

西貢提岸地区日本憲兵隊により行はれた十五人の中国民を逮捕し處刑に附するに到つた一九四四年十月に起つた事件の詳細に關し本日附貴口頭を尋ねる同答を

マリーマルセル (1944年) 戦犯局 (1944年) 第一〇〇〇〇〇〇 (1944年)

方位測定所はM10煙草製

限定された地区の廻りに六個の携帶式ラヂオ方位測定機が据付けられた。

送信機は極めて鮮やかに一日四回而も定時に行はれ且又發信機の場所を變へることがなかつた為め發信點はすくなく確定された(添附の略圖を見ること)

此の時提岸憲兵隊の佐野中尉は憲兵隊長福富少佐からこの取調べを行ひ情報網の中止命令を受けた

送信所のある別荘周辺に監視が行はれ幾何かの時を経てこの別荘は夫が秘密送信所を授師である中國人

一夫婦により住まはれてゐる事が明らかになつた。唯二人の支那人がこの別荘に居た。また、彼等は及行されその住所は見られた。之等二人の別荘は及行され更に監視せられ更に及行が行はれ監視が行はれた。

No. 1 ☆

51

(29)

22

Evidentiary Doc 2772-J-4

司法廳

戦犯局

第... / C... / M...

後草

聯邦戦犯局附マソール監督官

西貢、提岸^{カラロン}地區日本憲兵隊により行はれた十五人の中國民を逮捕し處刑に附するに到つた一九四四年十月に起つた事件の詳細に關し本日附責口頭申言を尋ねる同答として本件につき小官の蒐集し得たる各種の情報を提供する光榮を有します。

西貢日本憲兵隊のラゲオ方位測定所はM-10煙草製造工場附近の祕匿送信所からの送信波を探知したの下の限定された地區の廻りに六個の誘導式ラゲオ方位測定機が据付けられた。

送信は極めて頻りに一日四回も定時は行はれ且之送信機の場所を表へることがなかつた為め発信點はすくなく確定された(添附の略圖を見ること)

此の時提岸憲兵隊の佐野中尉は憲兵隊長福富才佐からこの取調べを行ひ情報網の中止命令を受けた送信所のあつた別荘周辺に監視が行はれ幾何かの時を経てこの別荘は夫が秘密送信所を指揮する中國人一家婦により住まはれてゐる事が明らかになつた。唯之の支那人がこの別荘に屢々来た。彼等は屢行されその住所は又見された。之等二人の新しき人物は完全更だ監視せられ更に此の屢行が行はれ屢々監視が行はれた。

No 1 ☆

裏面白紙

Doc. 2772-J-4

約四十五日後、この網の全黨員は見出され其の住所も発見せられた。十月に各住宅は張り囲まれ同時に逮捕が行われた。首領は彼の住宅に居るなかつたがこの網の中国人から得た情報により逮捕された。三十人が一網お盡し逮捕せられた。訊問の後十五人は放免され十五人が西貢の憲兵隊へ送られた。拷問により西貢憲兵隊は十五人の中国人の完全な自由を得た。送信所は重慶と直接に連絡して居った。

西貢日本憲兵隊の裁判により死刑の判決を受け刑の執行は龍清 (LONG THANH) 飛行場附近に於て十三月初め行われる事には決定された。憲兵最初二班が刑の執行場所を見出し墓穴を掘る使命を帯びて先づ最初に憲兵隊を去会した。一々囚人を伴ふ第二の分遣隊が飛行場を目標として去会した。其處で囚人達は運送車より下され後手に縛られた。皆で三人の女と十二人の男であった。最初一班の人々は飛行場に待たれ新しき到着した人々を墓穴の側の一選定場所へ導きよめて囚人達は處刑される番を行つた。

二振の刀即ち「虎徹」と「村正」が斬首に用ゐらるべく西貢から持運された。すべが準備された時、憲兵は刑の施行を開始した。刑の執行は次々如き方法に於て行なわれた。即ち囚人達は墓穴から約三十米の場所刑場に集合せしめられた。憲兵は各々刑を執行すべく囚人を一人づつ受持つてゐた。

No. 2

憲兵は自分の犠牲者を探しに來て、墓穴より二十米ばかりのところ、また墓穴を識別

2772-J-4

No. 3

し得ないところでは彼、犠牲者の眼と細帯に被ひられ、墓穴、縁に連れこゆき、囚人と同じおまつりせ、用途のため、運ばれ、おた二振の刀、一つにて斬首した。頭は墓穴に、おかり込み、身体は自然に落ち入った。刀は洗はれ、お二、処刑は行進し行はれた。処刑は十六時頃開始せられ、十七時三十分頃終了した。

三人の女が、えづ始めに処刑された。お首領、次を彼、仲間、お順、おあ、お最、お初、お女は叫び、お叫び、お叫び、お日本兵は彼女を、お力づくに、おい、おおまつりせ、彼女を斬首し得、お体姿は置置した。お足をお縛った。この女及び同様に叫び、お叫び、お首領を除き、皆、お首は勇敢に死んだ。

「トモ、シエンゾ」富田兵衛尉は現場に居合はせ、お処刑を指導した。おす、おお終、お了した時、墓穴は埋められ、お皮肉にも、日本兵は若く、お首領を植えた。この木は吾々が、この墓穴の、お場所を、お首領した時、おあり、お木、おあり、お此の日、お処刑した者は、お次、お如く、おあり、お。

「トランウ、キン」「リ、ウ、アン、シ、ヨシ」「ツ、キ、ム」「ト、ラ、ン、ト」「フ、ア、ト、ラ、ケ、ク、イ」「フ、ア、ラ、ン」「リ、ケ、エ、ン、カ、イ」「ホ、フ、キ、エ、ン、ラ、イ」「ク、イ、ラ、ン」「ト、ラ、ン、ヤ、ス、ク、ン」「ト、ラ、ン、レ、ツ、オ、ン」「テ、ユ、テ、ユ、オ、ン」「ラ、ウ、ア、ン、シ、オ、ン」「ク、ア、ン、サ、ン」「イ、ブ、ラ、ン」

一九四三年八月二十四日西貢にて作製
戦犯局附 マソールマルシアルナ尉 署名

司法廳
戦犯局

聯邦戦犯局附

「マソマルヤム」少尉より

局長殿

小官は貴下は次の事実を報告する先途を有す。
与へられた命令を履行す為め小官は龍溪/LONG
THANHへ一九四四年十月中西貢軍兵隊の軍兵によ
り刀剣にて斬首された中国人の屍体發掘を為赴つた。

そこで我々日之等中国人屍作。發掘を始めた。
頭は身体と一緒にには無かつた。

その八月十五日の午後十四。頭蓋骨と骨握した。
その幾つかの上には彼等の眼を被ふに用ひられた細帯
がまた見出された。

十八時には傾注された精神的又肉体的努力により此白
の首が疲れ切つたのを作業を止める命令を小官自下
した。この時我々は墓穴から十四の頭蓋骨。相多
量。脛骨。大腿骨。骨盤の骨。鎖骨等と取出し
之等を穴から十米の草の上に置置した。

亦十五番目の頭蓋骨が墓所から現はれた。これが最後
のものらしくこれにてこの墓所にて処刑され埋められた中国
人の数は十五になつた。

マソ / 署名

2772-J-4

No. 4

No. 5

2772-J-4

書類才ノリノ下

謹

余水谷乙吉ハ余カ佛蘭西語及ヒ日本語ニ精通ス
ル者ナルコトニ在リ佛蘭西語原文及ヒ日本語原文ヲ対
照シ上右ハ本書類ヲ真実ニ且正確ニ翻譯セルモノナル
ヲ確證セルコトヲ以テ謹

昭和三十一年十一月九日

水谷乙吉

O Miyatani

5

裏面白紙

E 7141

Doc P 2772 K-1

30

書類第二七七二一K一

老艦フランス軍艦

・P・病誌

No 一七四七/P

タケツクノ死体發掘ニ關スル軍醫中尉カルチエ
ノ報告

私ハタケツクノ戦争犯罪委員代表ル・スウル大尉
ノ要求ニモトヅキ一九四六年六月十三、十四、十
五日ニ、タケツクノ兵營ニ埋メラレフランス軍人
及ビ一般民間人ノ死體發掘ヲ行ツタ。ソノ掘四箇
ノ穴ニ分ケラレタ十七ノ死體ガ私ノ目前テ私ノ指

ナール (1946)
ナール (1946)
ナール (1946)

私ハ法醫學上ノ觀點ニ從ッ
カ出來タ。

(一) 骨格ノ崩壊
骨ハ完全デハナカッタ。内臓ヤ或ル筋肉塊(腿、
脛部)等ハ完全ニ崩レテイナカッタ。ソノ爲ニ骨
ハ彼等ノ位置ヤ元ノ關係ヲ殆ド保ツテイタ。一骨
ハ颜色ニ變質シカ、ツテヨリ、屍體ハヨク保存サ
レ少シノ腐モ示シテキナカッタ。

(二) 位置ノ調査サレタ四箇ノ穴ハ非常ニ限ラレタ

22

36

E 7141

Doc 2772K-1

30

登録第二七七二一七一

老艦フランス軍隊

・P・病院

No 一七四七/P

タケツクノ死体發掘ニ關スル軍醫中尉カルチエーノ報告

私ハタケツクノ戦争犯罪委員代表ル・スウル大尉ノ要求ニモトヅキ一九四六年六月十三、十四、十五日ニ、タケツクノ兵營ニ種メラレフランス軍人及ビ一般民間人ノ死體發掘ヲ行ツタ。ソノ箇四箇ノ穴ニ分ケラレタ十七ノ死體ガ私ノ目前テ急ノ掘掘ニヨリ發掘サレタ。

コレラノ作業カラ、私ハ法醫學上ノ視點ニ從ツテ次ノ檢證ヲ行フコトガ出來タ。

(一)保存ノ狀態―土地ガ熱土質デアツタ爲ニ、分解ハ完全デハナカッタ。内蔵ヤ或ル筋肉塊(腿、腎部)等ハ完全ニ崩レテイナカッタ。ソノ爲ニ骨ハ發等ノ位置ヤ元ノ關係ヲ殆ド保ツテイタ。一體ハ顏色ニ變質シカ、ツテヲリ、屍體ハヨク保存サレ少シノ腐モ示シテキナカッタ。

(二)位置―調査サレタ四箇ノ穴ハ非常ニ限ラレタ

裏面白紙

2.

Doc 2772k-1

大キサデ、圓形デアリ又直徑約一米五〇、深サ一
米七五デアッタ。屍体ハ變曲シ自分デチヂコマツ
テキタ。肢体ハ重ナリ結ミ合ツテキタ。コウイフ
体要ニアッタ爲ニ、各人ノ分ニハ非常ニ難シカッ
タ。此ノ屍體ニヨツテ私ニハコレヲノ屍体ハ、死
後、死骸ノ硬直ガ現レヌ中ニ、板等ノ穴ノ中ニ下
ロサレタト思ハレル。三福ノ頭蓋骨ハ照体カラス
ツキリ離レテ發見サレ、斬首サレタノヲ示シテキ
タ。一領ノ死体ノ首ハ發見モ捜索シタニモカ、ハ
ラズ發見出來ナカッタ。凡テノ他ノ体ニ關シテハ
頭ハ開ラカニ頭部ノ椎骨ノ延長ノ中ニ見出サレタ。
凡テノ死体ハ隨ヲ腹カ又ハ頭ノ肩リカラ背中ノ板
ニ縫テ結ビツケラレテイタ。板等ハ手拭又ハハン
カチヲ目ノ上ニ置イテキタ。

(以下次頁ニ續ク)

裏面白紙

3.

Doc 2772 K-1

- (3) 骸骨ノ状態一凡テノ頭蓋骨ハ髑髏ノ状態ニアリ、
 髑髏ニヨル髑髏ヲ考ヘサセルコトガ出来ル穿孔ヲ
 示スモノハ一ツモナカツタ。又骨折ヤ最近ニ受
 ケタ傷ノ痕跡モナカツタ。入首髪首冠首等ニヨ
 リ多クノ痕跡ヲスルコトガデキル。全部ノモノ
 ハ口ヲ閉ジテキタヤウニ見受けラレ、顎ノ間ニ
 見出サレル土ハ土壌ノ崩壊ガ原因シタモノデア
 ル。
- (A) 一肩胛骨。全部完全。
- (B) 一上肢ノ骨。上膊骨、桡骨、肘骨ニハ何等骨
 折ノ痕跡無シ。手頭關節ノ骨ハ幸シテ見出
 サル。
- (C) 一肋骨。発見サレ調査サレタ骨ハ總テ完全。
- (D) 一肋骨、同
- (E) 一尾骨、男注
 何等骨折ノ痕跡無シ。
- (F) 一下肢ノ骨。大腿骨、胫骨、腓骨、最近ノ骨
 折無シ。足骨ハ髑髏ヲハイテイタモノヲモ合
 メスベテ完全。

裏面白紙

裏面白紙

結 論

發見シタレタリテノ死体(十七個)ハ違シダ解體狀
態ニアリ、一年以上地中ニ在ツタコトヲ示シ骸骨以
外ノ他ノ事ニ關スルズベテノ調査ヲ妨ゲテイル。
死体ノ位置ハ埋葬ガ死後直チニ行ハレタデアラウ
コトヲ示ス。

四個ノ死体ハ斬首サレタモノデアアル(頭蓋骨三個
發見)。他ノ死体ニ關シテハ骸骨ノズベテノ主要ナ
骨ノ全ク完全ナ狀態ニアルコトニヨリ火葬ニヨツテ
刑ヲ執行サレタトイフ假説ハ非常ニ信ジラレナイノ
デアアル。

遺骨ニ變質シタ狀態ヲ發見サレタ屍體ガ背骨(最
モヨク保存サレタ面)ニ何等ノ傷モ示シテイナカッ
タコトモ同様ニ注意スベキコトデアアル。

郵便番號 五〇六八三、一九四六年六月二十六日

草摺中尉 カルチエー

寫本證明・ 疑犯局長

連絡事務官 / 署名 /

/ 官印 /

Doc 2772-1

4.

59

Doc 2772K-1 (cut.)

谷田部二七七二號K一

註

余長谷川泰造ハ余ガ日本語及ビフランス語ニ精通セル者ナルコト並ニ日本語原
文及ビフランス語原文ヲ對照ノ上右ハ本
書類ヲ撰實ニ且正體ニ採録セルモノナル
ヲ類註セルコトヲ茲ニ註ス

長谷川泰造

裏面白紙

E 2-142
Doc P 2772 J-5 22
(31)

故 幸

陸日領領事館
第九三五/AH
一九二六年十二月十二日

陸日領領事館
佛領事館
佛領事館大使

東京口原軍務課
C.A. ベシニコフ / P.H. ЧЕРКОВ / 中尉
オネト / OHEETO / 少佐

巻頭ノ明細	部ノ件	部員	摘要
<p>（手紙） （宛先） （内容）</p>	部へ送 / AHノ宛	三	
合計		三	

命令ニヨリ ヴァリエ / VALLEIR / 大佐
/ 三三 /

E 2-142

Doc 2772 J-5

22

(31)

抜萃

陸日偽滿國使節員

第九三三/AH

東京

一九二六年十二月十二日

書類送付案内書

陸日偽滿國使節員々長

偽滿國大使

C. A. ベシニコフ / С. В. ЧЕРКОВ / 中尉

東京口隊軍務課河所

御園 森 本ノト / ОХИТО / 少

書類ノ明細	部数	摘要
印度支那ニ於ケル日本戦犯ノ件 ニ關シ聯合軍最高司令部へ送 出シタル電書 九三一/AH、 九三二/AH 及 九三三/AHノ稿	三	
合計	三	

命令ニヨリ ヴァリエ / VALLIER / 六佐

/ 送在 /

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 2772 J-5

一九二六年十二月十二日

第九三二/A 巻

先、聯合軍法高司令部、總司令部、第二隊/G2/

外務省外部

發行人、駐日領事館

件名、西貢後軍審判所ニヨル日本軍犯ニ對

スル判決

一、一九二六年十月二十日附書第七七

三/AH

- 一、附録トシテ引用ノ卷第七七三/AHニヨリ、西貢後軍審判所ハ第二隊/G2/ニ西貢後軍審判所ニヨリ判決サルベキ海陸及陸軍人ト共ニ拘留ノ態ニヨリ發給サレタル二名ノ日本人ノ姓名ヲ御通知セリ
- 二、外務省ヨリ接受セル指定ニ基ツキ、西貢後軍審判所ハ聯合軍法高司令部ニ之等二人ノ姓名ハ一九二六年十月二十一日上記軍審判所ニ出廷シテノ如キ刑罰ニ處セラレタルコトヲ御通知スル地ヲ有スル

2.

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 2772 J-5

MIYOTA
MATSUHAHI / 十ヶ年ノ強積身勤一上級勲
賞ノ上級勲

SAITO
KAIHIO SHI / 八ヶ年ノ強積身勤一上級勲
賞ノ上級勲

三、同級之等ニ處罰ニ置スル等ノ判決報告書
命令ニヨリ ヴアリエー大佐
参謀長兼軍務参謀官ノ署名ノ

西貢常設軍事裁判所

SAITO
KAIHIO SHI / ナル者ニ置スル等ノ判決報告書

身分 故西貢常設軍事裁判所ヨシノ子

一九〇五年九月二日 西貢 (日本) ニ在ル

節子ヲ養トシ一三子アリ

第一兵站病院附屬第二師團軍醫大尉

陸軍少将兼西貢ノ一九〇六年六月二十八日交

付セル遺捕令ニヨリ西貢中央監獄ニ拘禁サ

ル

罪状 殺人罪

刑法第二九五條トシノ強積身勤及一九〇四
年八月二十八日ノ布告(西貢常設軍事裁判所)

3.

4.

Doc 2772 J-5

犯罪事實ノ説明

令官船員ニヨリ一九四六年六月二十二日發
セラレタル〇、J第一一八號刑ニヨリ
定サレ罰セラルベキ違反

一九四五年八月十八日 ドクター・アンデ
エーロウC收容所ニテ保安警察署長正官
イモンデドウロノRAYMOND BIRD
BIRDノ五十才ハ死亡シタ。

之ノ死亡ノ原因若ハ官船員大尉ト言ヘ
ル。多クノ口頭申出ト書面ニヨル注意アリ
タルニ拘ラズ一九四五年四月二十日以來ス
ブリュエノSPRUEノニ罹病セル デド
ウロ氏ノ病氣ヲ重大ナラズトナシ彼ノ生命
ニ危険ナシトシテキタ。

官船ハ頑強ニデ氏ノ入院ヲ拒ミ彼ノ病氣ニ
必要トスル藥品ヲ持来タスコトスラ拒ンダ。
死亡スル前夜デ氏ハ体重四十斤ヲ失ヒ既に
無意識デアツタノニ官船ハ容態ガ善直スコ
トマダ確信シタ。
多クノ証人ノ言ニ依ルト不適格ナルノト白
人福孫ノ為メ官船ハ彼ノ罪ニアル囚人ノ死

原本不明瞭

裏面白紙

5.

Doc 2772 J-5

原本不明瞭

裏面白紙

ラ被疑的ニ逮捕シタ。
 信方、森田ハ クラチエノ K R A T I B ノ
 ニ於テ一九四五年四月民間人ニ容赦ヲ受
 シタ。
 森田ハ西貢ノ S A I G O H ノ 常駐軍事務
 所ニ於テ一九四六年十月二十一日ノ公判ニ
 名乗サレタ。同人ハ彼ニ對シ指弾サレタ事
 實ノ宛諱人ナリト宣言サレ八年間ノ強姦
 強制ニ宣告サレ殺人ノ爲メノ懲罰禁止ハ免
 除サレタ。
 最高級軍事裁判所ヘノ上訴トナツタ。

西貢一九四六年十月二十一日

政府 参 理 官

宛先 巴里 國軍大臣殿

軍法務本部

書、西貢日本軍監理員長殿 (管印)

記録保管所

6

6.

Doc 2772 J-5

原本不明瞭

裏面白紙

爲、

上頁記載等事致列所

清田勝並ノ原文 KYOTA KATSUHAHI / ナル者ニ願ス
ル件ノ判決報告書

身分 赤松及シゲノ子

一九一八年十二月二十日熊本縣(日本)

八代縣文取ノBUHSRIノニ在ル

日本憲兵官長、一九四五年十二月準備ニ

任ス

自軍兵隊等ノ一九四六年七月二十四日

交付セル起訴狀ニヨリ西貢中央監獄ニ拘

禁サル

罪狀 不法監禁及拷問

刑法第三四四條及一九四四年八月二十八

日ノ布告(東京朝日新聞司令官將軍ニ

ヨリ一九四六年七月十六日發セラレタル

〇、一第一四六號)ニヨリ規定サレ禁止

サレアル違反

犯罪事實ノ説明

一九四五年二月十五日ヨリ判決マテ

PHANTHIBTノ日本憲兵分隊

長。

彼ハ一九四五年三月九日以同各隊ノ口實

Doc 2772 J-5

7.

ノ下ニコノ街ノ日本憲兵隊ノ駐房ニ自閉サ
レタ。清表ノ切に西人警備者ニ對スル重大テ
辱待及暴過ノ張本人デアル。

コノ下士ノ警備者ノ中ニ特ニ一人ノ宣教師
ガアリソノ六十才ニテ病身デアルブリユ・
チドウィノ BRUGIDU ノ師ニ對シ清
田ハ辱稱ノ忍サヲ以テ喰ヒ下ツタ。コノ
下士ハ一九四六年二月二十五日芝化ノ CH
IHOA ノ監視ニ於テ行ハレタ。檢査員見セ
ノ時彼ノ警備者ニヨリ明確ニ指示サレタ
ノデアル。

清田ハ自責信設軍警隊列所ニ於テ一九四六
年十月二十一日ノ公判ニ召喚サレタ。同人
ハ彼ニ對シ指摘サレタ事實ノ犯罪人ナリト
宣言サレテ同ヲ停フ。監禁ノ限ニヨリ十年間
ノ強働勞動刑ヲ宣告サレタ。
最高級軍警隊列所ヘノ上告ハテカツタ。

西貢一九四六年十月二十一日

政府總理官

宛先、巴里軍六巨長

軍法務本部

裏面白紙

8.

Doc 2772 J-5

九三一 / AM 號

一九四六年十二月十二日

／ 按 幸 /

先、聯合軍最高司令部、總司令部第二課 / G

2 / 外務省外部

接個人、在日フランス使節員

姓名、西貢海軍軍務課員ニヨル日本戦犯ニ對

スル判決

.....

2、外務省ヨリ發受セル命令ニ基ツキフランス使

節員ハ聯合軍最高司令部ニ送シ下記ノ發告ハ

一九四六年十月七日軍事裁判所ニ出廷シ各々

下記ノ刑罰ニ處セラレタルコトヲ御知セスル

光榮ヲ有スル。

ハツトリ・タイズウ / 原文 HATTORI TAIZO /

死刑 上訴セリ

タムラ・カンジ / TAMURA KANJI /

同上 同上

トモノ・ソノスケ / TOMONONO SONOSUKE /

同上 同上

イワマサ・フミヒサ / IWAMASA FUMIHIISA /

同上 同上

ネモト・キヨオミ / NEMOTO KIYONAMI /

同上 同上

裏面白紙

9.

Doc 2772J-5

コトキ・キンゾウ / KOBUKI KINZO /

無期全財産 上取セリ

スズキ・ミサシ / SUZUKI MISASHI /

同上 同上

命ニ依リ ヲアリエ六社

長官事務官

／長官／

原本不明瞭

裏面白紙

69

No. 10

E 2192

D. P. 2772J-5

23

一、(18-18-18) (18)
 二、(18-18-18) (18)
 三、(18-18-18) (18)
 (18-18-18) (18)

不ニ當字

八一九四六年十一月二十三日、西貢常設軍司令部に於て、
 八日、暎ナレルモノナルコトヲ、通知セズル光榮ヲ有スル。

多田虎之助
 小林長造
 猪村秋久

又、外務省ヨリ、接受セル指令ニ基キ、フランス大使館内
 ハ、聯合國軍司令部ニ於テ、下記ノ犯人ニ對シ、

兇犯 聯合軍司令部 憲兵隊中ニ課令スル
 外國海外部
 電信人 駐日フランス大使館内
 件名 西貢常設軍司令部に於テ、日本戦犯人之
 名目

先三四日、
 一九四六年十二月十三日

覚書

no. 10

E 2192
D. P. 2772J-5

25

先三四月の起
一九二二年十一月十三日

寫
覺書

先三四月の起
聯合軍司令部 憲兵部中二課長より

外國海外部

電信人 駐日フランス大使館内

件名 西貢常設軍中裁判所へ送付された戦犯人の

召喚

又 外務省より接受した指令に基き、フランス大使館内

ハ 聯合軍司令部 憲兵部中二課長より

多田虎之助

小林長造

猪村永次

田代秀雄

小出ツヨキ

サライ久造

柳澤 / 天正富字

八一四六年十一月二十三日、西貢常設軍中裁判所
へ召喚せられたる十名は、前記七名の先づ、有スル。

裏面白紙

E2143

DocP2772 J-2

32

書式「C」/抜萃/

戦季記前巻ヨリ採集サレタル情報

番號 一九三二 氏名 アンツァール・レオン / ANTOUARD LEON /

階級 官位 以文字 (HEBREW) 交趾支那

カンボジア兵分隊

住所 西貢駐兵隊

逮捕ノ日時及場所 一九四五年三月九日二十時

三十分、美壽ノHYTHOノ市イリエ街一ナル

私ノ住居ニ於テ

Handwritten notes in a box, including the name 'ANTOUDARD LEON' and other illegible characters.

美壽ノ日本駐兵分署へ進行
レタガ、ソノ網ノ若干ハ私
務ガ出来テ強クシメツケ
ナツテヤット縛ヲ解カレタ。

一九四五年五月九日ヨリ二十八日マデ商業會

議所建物内ノ日本憲兵隊ノ監房ニ於テ

私ハ更ニ四回ノ訊問ヲ受ケタ、ソノ二回ハ五月九

日ノ午後テイヅレモ約一時間半ニ及ンダ。三回目

ハ翌日ノ九時カラ十二時半マデアツタ。コレヲ

最後ノ四回ノ訊問ノ最中私ハ恣メテ頗強ニ拳固、

E2143
Doc 2772 J-2

32

登式「C」/披露ノ

襲撃ニ付テヨリ提供サレタル情報

番號 一九三二 氏名 アンツァール・レオン / ANTOUARD LEON /

籍貫 露露 以文字 (RUSSIAN) 交趾支那

住所 西貢駐兵隊

逮捕ノ日時 場所 一九四五年三月九日二十時
三十分、美壽ノMYTHO/市イリエ街一ナル

私ノ住居ニ於テ

逮捕サレルヤ否ヤ私ハ美壽ノ日本駐兵分署へ進行
サレ、直チニ調テ稟ラレタガ、ソノ調ノ若干ハ私
ノ手首ト前調トニ異イ傷ガ出来シ程強クシメツケ
タ。私ハ翌日十二時ニナツテヤット轄ヲ探カレタ。

一九四五午五月九日ヨリ二十八日マデ商業會

議所建物内ノ日本駐兵隊ノ監房ニ於テノ

私ハ更ニ四回ノ訊問ヲ受ケタ、ソノ二回ハ五月九
日ノ午後テイブルモ約一時間半ニ及ンダ。三回目
ハ翌日ノ九時カラ十二時半マデマアツタ。コレヲ
最後ノ一回ノ訊問ノ最中私ハ極メテ頑強ニ拳固、

裏面白紙

Doc 2772 J-2

2.

足、等ニコル後打ヲ身体ノ凡コル信所、是ニ足
 裏ニ受ケタ、且ツソノ都度、呼吸道カラ水ヲ吸ヒ
 込マセルコトニヨツテ窒息ノ憂ヲ患ヒサセル一
 水質メ一ヲ受ケルタメベンテノ上ニ仰向ケニ寝カ
 サレ縛リ付ケラレタ。水ハ何時ニ鼻ト口カラツギ
 込マレタ、口ニハ鼻マダハ縛ラ留ト首ノ縛ニ決ン
 デ開ケテ置タ、或ハ鼻ト口ノ上ニギロヲ強ク當テ
 ガツテ置クノデアル。マダ電流ノ金具モ致ノ足ニ
 當テガハレタガ、コレハ故極デアツタ。

コノ後ノ四回ノ訊問ニヨリ私ハ肋骨ガ一本ハ
 シ折ラレ、首ガ十本完全ニグフグフニナツタ。ソ
 ノウチ四本ハ成ニ落テテシマツタガ他ノ六本モ近
 イウチニ落チルコトデアラウ。ソシテ後々ノ打
 撃傷ヲ受ケタ。ソノ一ツ左腰ノ關節ノハ森ノ外私
 ヲ苦シメタ。

何等ノ情報モ私カラ得ラレナカッタタメ私ハ更
 ニ十七日間訊問ヲ受ケルコトナク監房ニ置置サレ、
 是ニソノ次ノ五月二十八日悲惨ナル状況ノ下ニ一
 ヲイルデルニ收容所へ送送サレタ。

コレラノ訊問ニハ立合者ハナク、二人ノ日本憲
 兵隊ノ下士官ニヨリ行ハレ通譯ガ之ヲ助ケタ。通
 譯ノ一人ハ私ノ鼻ト口ノ中ニ水ヲ注ギ送ンダ、私
 ハ彼等ノ名前ハ知ラナイカ、彼等ヲ識別スルコト

裏面白紙

Doc 2772 J-2

ハ容易ニ出ル。

コノ二十日間ノ監察中、私ハ更ニマタ（日本憲兵隊付ノ兵隊）番人カラ逐日暴行爲、領ヘバ尾ニサレタリ、頭ヲ擽テ置ラレタリスル目的物トナツタ、彼等ガ拘禁者ヲ野蠻ニモ何ノ理由モナク殺行スルノハソレガ彼等ノ氣晴シトナルカラデアツタ。

食物ハ不充分デアツタ、日ニ三度、小サナ釋便一便ト普通ノ大キサノ風呂又ハ大浴ノ四分ノ一トイツタモノデアル。其ヘラレル飲料モ極メテ不充分ヲ殆下等ニ減給デアツタ、普通ハ唯ノ水デアツタ。

清潔ニ對スル心遣ノ如キ全ク許サレナカッタ、拘禁者ハ食物ヲ採ルニ用フル宇ラ洗フコトガ出来ナカッタ。

被監禁者ハ逐日カラ、二十一時ニ行ハレル夜ノ臨時マテ監房ノ扉ノ高ニデカニ坐ツテ居ラナケレバナラナカッタ。コノ間味ベツタリ、寄り掛ツタリ、横ニナツタリ、眠ツタリスルコトハ彼等ニハ許サレナカッタ、彼等ハ夜毎ニ監視サレテ居タ、如何ナル違反行爲ニモ直チニ暴ニヨル追償的殴打ノ制裁ガ加ヘラレタ。

裏面白紙

E 2144

Evidentiary Doc. # 2772 J-3

(33)

ボーウレン BEAUVALLÉTT 大尉 報告書

西貢ニ於テ一九四五年三月ヨリ八月ニ至ル日本憲兵

兵隊ノ監視チニヨリスル

一抜萃

三、日本憲兵隊ニ於テ生活

私ハ茲ニ於テ枝葉ニ亘リマス。日本憲兵隊ハ歐洲人被拘留者ニ課スル取扱方法カ如何トス。テフタカラ 説述ニシマス。日本憲兵隊ハ商業會議所ノ分館内ニ(正門)ヲ入ルトテ手ヲ此ニ簡ノ監視ハテシラハ(タ)テス。憲兵兵隊ハ之カ高メニ室ヲ重木ノ格子ヲ作り閉鎖シマ

カニシテ()
カニシテ()
カニシテ()

テ。檻ノ感レテトクハ()ノ格子ニヨリ監視スルコトカ()キマシ。入ロ()

カニシテ()ノ成リ鏡カ()開カサレテ居リマシ
メ之等ノ監視ノ四メイトニ五メイトノ度サテ格張リシテ
中央ノ一箇ノシンプニテ明カサレテキタ。蓋附キ、一個ノ不槽ヲ監
察者ノ便所トシテカワレテキタ。不槽ハ毎日哨兵ニ伴ヒレ
タ監視者一カヨリ()ニサカ。敷設ノ席カ二人ニ枚、割()ノ監
察者ニカニシテキタ。晩ニ天布カ平均三人ニ枚、割()ノ配サレタ。

No-1

私ハ知テ()限リテハ二人ノ監視者カ()憲兵兵隊ヲ又一()憲兵
隊ヲ出テ間ス。無ク死シカ()フールニ()氏。ヨロ()氏。カ()氏。
ラシキエリ()ハ()ウニ()カ佐()カ()氏。及()ルト()ラ()氏。テ()ル()ノカ()ハ
受ケテ()産行トキ()カ()。缺乏()カ()ノ死()テ()リマス。

X
X
X

33

ホーウテン BEAUVALLLET 大尉 報告書

西貢ニ於ケル一九四五年三月より八月に至ル日本憲兵

兵隊ノ監視チニツクスル

一抜萃

三、日本憲兵隊ニ於テノ生活

私ハ茲ニ於テ枝葉ニ宣ラズニ日本憲兵隊カ歐洲人被拘留者ニ課スル取扱方法カ如何トテ下ツタカラ説述シマス。日本憲兵隊ハ商業會議所ノ分館内ニ(正門ヲ入ルト左キテ)二箇ノ監房ヲシツラヘタ。此ノ憲兵隊ハ之カ高メニ監房ノ物置ヲ利用シソノ内面ヲ垂木ノ格子ヲ作り閉鎖シマシム。之等ノ格子ノ監房ニ全ク檻ノ感レテトクハマレシ。格子ヨリ番人ノ絶スニ監視ヲ着テ監視スルコトカワキマシム。入口ヨリサメトシトミタイカヤイ戸ヲ成リ鏡カ開カサレテ居リマシム。之等ノ監房ハ四メートルニ五メートルノ廣サテ格張リシテ中央ニ箇ノランプニテ明クサレテチカ蓋附キ、一個ノ不槽ヲ監房ノ便所トシテチカワレテチカノ不槽ハ毎日哨兵ニ伴レテ夕監視者一カヨリ空ニサカ敷敷、席カ二人ニ枚ノ割テ監視者ニ手ニシテチカ晩ニ配布カ手内ニ人ニ枚ノ割テ分配ナレカ

私ハ知テ居ル限リテハ二人ノ監視者カ日本憲兵隊ヲ又ハ日本憲兵隊ヲ出テ間ス無ク死シカ。ロー氏、ニコロ氏、ヤヘル氏、ランケリエーヘルウエーカ佐、ゾノ氏、及ベルトラレ氏、アルソンカ、ハ受ケテ虐待トチカ、缺乏カラノ死セテアリマス。

X X X X X

No. 1

裏面白紙

Doc. 27725-3

No. 3

裏面白紙

四ヶ月後、私の右脚は比輪がアッリマス。

水着のメカニクスは特々苦しい修習の下に、講やうにシムル人
の意匠が胸、腰の様は私、腹、押(マシ)の猿轡の自昇、
下(カ)チラレカシキアウシマヲ、私メア吸いネハナラヌ様、シシ、
アム直カ又一杯シシ湯沸シ水ヲソノ猿轡ニ注カ、アッリマシ
テ、トコシテ水ヲ含ミ、早ク呼吸ヲツカネハナラヌアッリ
ミシカ水ヲ注ガ男ハ私カカシメ空ニ吸フコトカ、出マレト
止メテ再々繰返シ、シシカアウシマ、息ニ対シ、一時間半、苦闘
私ヲ完全ニ疲シ果シマシ。

一時間半、彼訊問者、准尉ハ疑ミテ、樂シミテ、変化
アムトヤシカ有ヘンケヲ重直ニシテ、私の頭ヲ下ニ裸縛
リ紐ア、下ノ様ニシシカ。縛リ紐ハ前ニ受ケテ傷(段々ト
深ク喰ヒテ)シシカ。私の約半時間カウイフ條件下ニ、重直カレ
訊問者ハ足ヲ根柢ヲ改打シ、又時々水ヲ鼻孔へ流シ込マ
トヲ縛リマシ。

私ハ次ニ縛ヲ解カレ、アッリマシ前ノベンケニカケマシ。
准尉准尉ハ空へ入り来リ、訊問ヲ再開シ、頭、腕、肩へ澤山
ノ改打ヲ繰返シマシ。

.....
..... x x x x x

..... 私、不認識ハ新ラシク、残念、連続ヲ挑発スルニ、役立マ
バカリテアッリマシ。二十日、頭部ニ兎暴ナ根柢ヲ改打シ、後
ケマシ。二十三日、准尉ハ彼自身ヲ極メテ猛烈ナ拳闘
テ私ノ顔面ヲ改リマシ。ミナラス、訊問中、跪ア、イテナルコトヲ

E 2145

Doc 2772 D-1

(34)

口 供 音 / 抜 萃 /

ルウアン ジョルジュ ジエルマン

ROYAL GEORGES GERMAIN

植民地軍軍醫大尉

一九〇八年十一月二十一日 (サルトル) ラ・フレ

ー シュニ生ル

父ノ名 アルノー・ルウアン

母ノ名 マリー・ベリスウ

住 所 河内スブランデイド・ホテル

河内/HANOI / ニ於テ

三月十二日午後、私ハ第一 R.T.T. / 東京射撃兵

Handwritten notes in a box, including "R.T.T." and "東京射撃兵".

務所ニ、コスト軍醫少佐ノ死
ハ屏ノ方向ニ、兩足ハ事務机
下端部ハ完全ニ露出シ、顔ハ

平靜デアリマシタ。死体ハマダ赤十字ノ徽章ヲツケ
タ白イ仕草着ヲ着テキマシタ。事務所ハゴツタ返シニ
ナツテヲリ到ル所血ダラケデトリワケ顔ノ上ニ大キ
ナノ血ノ溜ガアツタ。]

「現場目撃者ノ報告ニ依リマスト、三月九日夜ノ
日本軍ノ第五次攻撃ノ際、コスト少佐ハ赤十字ノ徽章
光リノ燈ツタ下赤ク染メ出ターヲツケタ彼ノ仕事

E 2145

Doc^p 2772D-1

(34)

口 侯 眷 / 按 奉 /

ルウアン ジョルジュ ジエルマン

POULH GEORGES GERMAIN

植民地軍醫大尉

一九〇八年十一月二十一日（サルトル）ラ・フレ

ーシユニ生ル

父ノ名 アルノー・ルウアン

母ノ名 マリー・ベリスウ

住 所 河内スブランドイド・ホテル

河内/HAHOI/ニ於テ

「三月十二日午後、私ハ第一R.T.T./東京射撃兵

聯隊ノ看護所後ノ事務所ニ、コスト軍醫少佐ノ死

体ヲ発見シマシタ。頭ハ鼻ノ方向ニ、兩足ハ事務所

ノ方向ヲ向キ胴体ノ最下端部ハ完全ニ露出シ、顔ハ

平靜デアリマシタ。死体ハマダ赤十字ノ徽章ヲツケ

タ白イ仕事着ヲ着テキマシタ。事務所ハゴツタ返シニ

ナツテワリ到ル所血ダラケデトリワケ顔ノ上ニ大キ

ナ/血ノ/溜ガアツタ。」

.....

「現場目撃者ノ報告ニ依リマスト、三月九日夜ノ

日本軍ノ第五次攻撃ノ際、コスト少佐ハ赤十字ノ徽章

ノ光リノ燈ツタ下赤ク染メ出ターヲツケタ彼ノ仕事

裏面白紙

2.

Doc 2772D-1

着ヲ着テ日本軍ノ前ヘ現レマシタ。彼ハ彼ノ事務所
 ノ中ノ方ヘ突キ飛バサレソノ上殺サレマシタ。
 彼ト共ニ后々當番ノ土人看護兵ハ軍刀ノ一撃デ殆
 フ完全ニ斬首サレテ殺サレ、彼ノ屍体ハ事務所ニ隣
 表セル露台ノ上ニアリマシタ。一

↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑

(口供人署名)

(調査官ノ證明及署名)

(口供人ノ署名証明官ノ署名及官印)

裏面白紙

ル

3.

Doc 2772D-1 (cont.)

書類第2772D-1 號

証

余水谷乙吉ハ余ガ佛蘭語及ビ日本語ニ
精通セル者ナルコト並ニ佛蘭西語原文及
ビ日本語原文ヲ對照ノ上右ハ本書類ヲ眞
實ニ且正確ニ翻譯セルモノナルヲ確證セ
ルコトヲ茲ニ証ス

昭和二十一年十二月三十日

水谷乙吉

O. MIZUTANI

裏面白紙

22 E 0146

Evidentiary Document #2772D-2

30

口供書 / 被華 / クナルデルアンドレ / QUENARDEL / 醫士

軍醫正

河内・フランス衛生部長

元巴里各病院通病醫師

巴里・パストゥール研究所卒業生

一九三三年二月七日シニスニ生ル

父ノ名 アルベール・クナルデル

母ノ名 ホウリトヌ・クナルデル

住所 河内市宜光街五番地

及(アルデンヌ縣)ドンシエリイ

彼カ/ 證人ナル/ 戦争犯罪及ヒ虐待ニ関スルクナルデル
醫師ノ法醫學的報告

毒府停約ノ違反

ルコトニヨリ私ハ日本ノ戦闘地域カラフランス軍戦
場ニ行クコトガ出来マシタ。私ハ特ニ其處デ云ロノ機

関録及ヒフランス軍曹ノ居ル銃子等ニヨリテ防衛ホセタ

フランスノ小哨所ニ接觸シタ。コノ軍曹ハソノ時、私ニ今

自分達ヲ攻撃シタ日本軍貨物自動車ヲ指サシマシタ。...

トコロデコノ銃子居ル貨物自動車ハ凡ソ面ニ赤十字ノ徽立チテ

ワケテチマシタ。

三

三月九日及十日ノ戦闘直後ノ頃最モ見ハシクベナカワラヒ景

ノワハ遠キ景ソノモノ中ニ日本人ニヨリテ佛蘭西軍ノ負傷兵

カ置イテアワタフトアリマス。

22 E 2146

Evidentiary Document #2772D-2

No 1

35

口供書 / 被革 / クナルデル アントレ / QUENARDDEL / 醫師博士

軍醫正

河内・フランス衛生部長

元巴里各病院通病醫師

巴里・パストール研究所卒業生

一九三三年二月七日レンヌニ生れ

父名 アルベル・クナルデル

母名 ホウロイヌ・クナルデル

住所 河内市宣光街五番地

及(アルデンヌ縣)ドンシエリイ

彼が證人ナル戦争犯罪及ヒ虐待ニ関スルクナルデル醫師ノ法醫學的報告

第一、毒府條約ノ違反

「迂回スルコトニヨリ私ハ日本ノ戦闘地域カラフランス軍戦線ニ容易ニ行クコトガ出来マシタ私ハ特ニ其處ヲムロノ嶺関銃及ヒフランス軍曹ノ居ル銃子等ニヨリテ防衛ホセタフランスノ小哨所ニ接觸シマシタ。コノ軍曹ハソノ時、私ニ今自分達ヲ攻撃シタ日本軍貨物自動車ヲ指サシマシタ。トコロデコノ此ツテ居ル貨物自動車凡ソ面ニ赤十字ノ徴章ヲツケテマシタ。

三月九日及十日ノ戦闘直後ノ頃最モ見ハシカベナカワラノ北景ノワハ遠景ソノモノ中ニ日本人ニヨク佛蘭西軍ノ負傷兵カ置イテアツタコトアリマス。

裏面白紙

no 2

DOC 2772-D2

トシキン射撃手兵一隊隊 / R.T.T. / 兵格内ハ軍醫
 長コスト / COSTE / 軍醫少佐が日兵兵三産殺テシタ。凡テハ身傷
 者ハ遺棄サレタマデ漸ク三日目ニ我々ハ身傷者ヲ救フコトガ
 テキマシタ。我々ハ特ニ一射撃手兵ニ関スル思ヒ出ヲ持ツテモス。
 コノ射撃手兵ハ庭ノ真中ニ股大傷ヲ受ケ同ジク三夜ト三日中
 台命ノ血ニ注リ不動ノマ止マリ、彼ノ傍ヲ通シタ多クノ
 日兵人カラハ此ニツクアシ助ケヲ受ケズ喉ノカキテ死ナンバカリテ
 アッタ。ミナラズ此等ノ日本人ハ更ニ一佛蘭西人具傷者ニ
 集マツタ場所ヨ去ルコトヲ徹底的ニ禁ガテ居リマシタ

和ニ俘虜ニ對スル致命的産殺

知ハ私ノ眼ヲ見タ場合バカリヨ引用スルノデスガ、又 エスケール、
 ESQUER / 大隊長が他ノ多ク場合ノ証人ヲアリマスガ和連
 八死人ノ中ニ少尉トニ曹長ガ手ヲ背中ノ後方ニ縛ラレハ臍ノ
 窟リニ彈丸ノ傷跡ヲ現ハシテ平ルノニ去合フヲ殆ント敬重カナカ
 タンデアリマス。疑ヒテ此コソ俘虜持ニ士官ヲ選ンダ處刑ナ
 テアリマス。我々ニハカナル處刑ノ動機ヲ説明スルコトガ不
 アリマシテ處刑人等ノ屍体ハ多ク場合他ノ死人トゴヤヤマ
 ニナツテマシタ

裏面白紙

22772 C-1

口供書

36

黎定告 / LE DINH BAO

元飛行機動部隊軍曹、物走 / WATCHA

予務委員、書記長

住所 物走 (東京 / TOKYO)

一九一六年十二月二十三日砂防 S A D E C /

父、名 物余定夫 / Le Dinh Phu /

母、名 梅比百 / Mai Thi Tamu /

物語、砂防ヨリ供述 一九四六年九月十七日物走ニ於テ

一九四五年三月十三日 私が所属シテ居リ機動部隊ニ先安

村 (海軍省 / H A I N I N H / 東京 / TOKYO)

陸地ニ配属セラレシエス / ESTABLISHMENT / 大尉ガ

本隊ニ指揮ヲシテ居マシタ。本隊ハ八人ノフランス軍人ト約

ラナツテ居シタ。

本兵、有カテ支隊ヨリ籠取被テ

後日本兵等ハ我が隊ニ突撃ヲコ

シテ戦中ニ受ケタカケ傷ニヨリ、逃

ゲルコトガ出来ナカシタ。私ハ

彼等ノ間ニ残リ居リシニテ、捕

ラレテカラ半時間位後ニ

エステイエンス大尉、コウリア

ンス及ビブタール准尉ハ軍

ヲ斬首サレシタ。ソレカラツイ

イテ、ホリ / Peli / 及ビ

リュフニ / Ruffini / 准尉ガ

ルニ / Garnier / カリサン

Carissan / 及ビ

Palun / 曹長、年首ガ

メテ彼

22

E 2147
P2772C-1

Evidentiary Document

(36)

口供書

物余定告 / LE DINH BAO /
元飛行機動部隊軍曹、物走 / WATCHA /
予務委員、書記長

住所 物走 (東京 / TONKIN) /
一九一六年十二月二十三日砂的 ADEC /
父名 物余定夫 / Le Dinh Pau /
母名 梅比百 / Mai Thi Tam /

物語、形式ヨリ供述 一九四六年九月十七日物走ニ於テ

一九四五年三月十三日 私が所属シテ居リ機動部隊ニ先安
/ TIENYEN / 村 (海軍省 / HAININH / 東京 / TOKYO) /
陣地ニ配属直ラシメシタ。エステイエンヌ / ESTUENNE / 大尉ガ
本隊ニ指揮ヲシテ居マシタ。本隊ハ八人ノフランス軍人ト約
四十人ノ印度支那兵トカラソラ居シタ。
七時三十分頃本隊ハ日本兵、有カテ支隊ヨリ龍谷敷
ヲシテ、半時間、戦闘ノ後、日本兵等ハ我が隊ニ突撃ヲコ
散行シ、同ニ銃ヲ、フランス軍人ハ俘虜トナリマシタ。
多シク戦中受ケタカ貝傷ニヨリ、逃ゲルルガ出来ナカソラ私ハ、
彼等ノ間ニ残ソテ居リシタ。捕ラレテカラ半時間、他後ニ
エステイエンヌ大尉、コウリアニス 及ビ ブータル准尉ハ軍
カテ斬首サレシタ。ノレカラツミイテ、ホリ / Peli / 及ビ
リュイニイ / Raffin / 准尉 ガルニエ / Garnier / カリサン
/ Carissan / 及ビ バウン / Pahn / 曹長、柴田サマテ彼

裏面白紙

84

等ハ銃劍ヲ殺^レサレマシタ
 銃劍ヲ之等儀^ニ着^テ、身体^ニ谷^ノ易^ニ交^リ通^ス為^リ、日
 本兵等ハ胸部^ヲ、雨路^ニスル^様、彼等^ハ、衣服^ヲ振^リサセマ
 シタ。

(口供人署名)

(調査官、証明及署名)

(口供人、署名証明、証明官ノ署名及官印)

裏面白紙

E 2129

Doc 2772 B-1

37

1 電話ヨリ

口 供 審

ポルト・ローラン / P O R T L A U R E N T /

植民軍附書師

父 ポルト・ルイ

母 リオン・エミリー

一九一三年九月六日、ツローン（ヴァール縣）ニ生ル

國賓、アルクローズ街一四號居住

作業ノ期間並ビニ人員

六月三十日 一、五〇〇人 出發

三〇〇人

二七五人

三〇七五人

Handwritten notes in a box, including "M. J. ... (C. ...)" and other illegible text.

節リハ八月二十二日カラ二十七日ニ亘ツテ逐次行
ハレタ。

捕虜ハ「四〇キロ」收容所カラ和平ヲ超エタトコ
ロノ各收容所ニ配置サセラレタ。表々ハ收容所ヲ
發當シテキタ雷師別ニ分ケテ述ベルコトニスル。
宿所 大部分ノ收容所ニ於テハ日本人捕虜ヲ
受ケ入レル準備ラシテキナカツタ。ソレ故捕虜達
ハ蒲葵草ノ屋根ガ出來エルマデ毎日風呂ニサラサ

Doc 2772 B-1

37

1 傍話ヨリ

口 供 審

ポルト・ローラン / PORT LAURENT /

植民軍附書師

父 ポルト・ルイ

母 リオン・エミリー

一九一三年九月六日、ツローン（ヴァートル縣）ニ生ル

西貢、アルクロイズ街一四號居住

作業ノ勤働並ビニ人員

六月三十日 一、五〇〇人 出發

六月十一日 三〇〇人

八月一日 一、二七五人

計 三、〇七五人

計リハ八月二十二日カラ二十七日ニ亘ツテ逐次行
ハレタ。

捕虜ハ「四〇キロ」收容所カラ和平ヲ起エタトコ
ロノ各級收容所ニ配置セラレタ。表々ハ收容所ヲ
運営シテキタ露師別ニ分ケテ送ベルコトニスル。
宿所 大部分ノ收容所ニ於テハ日本人ハ捕虜ヲ
受け入レル準備ヲシテキテカッタ。ソレ故捕虜送
ハ捕虜ノ運搬ガ出來エルマデ毎日且ニサラサ

裏面白紙

Doc 27725-1

2.

レタ。

ボルトノ收容所デハ日本人ハ衰弱ヲ来ルコ
トヲ察シタノデ、重ノ痺ル度ニ痛痒ヲ避ハ大ノ中ニ
養ヲケレバナラナカツタ。

マテニン 醫師ニ屬スル收容所デハ彼等ハ衰弱ヲ
避避サセタ併シ捕虜達ヲ上、下ニ區イタ。捕虜ノ
大體分ハ坂張ヲ持タズ且ツ多クノ汗ハ毛布ガナカ
ツタ。

食物、米、日ニヨリ、收容所ニヨリ一様デナカ
ツ。水生ノ安南野菜、(水生蟹草、蘇ノ菜、南
瓜)ヲ一〇〇グラムカ一五〇グラム。五グラムカ
一〇グラムノ濃湯質食糧(馬鈴薯、甘藷、サトウ
一〇グラムノ量)

七月中一杯ハ脂肪質物、魚肉類、卵、砂糖ノ類
モノハ少シモテカツタ。
此等食糧ニアゲタル物質ノ量メテ區カナ量ガ八月
ニナリ時々異ヘラレタ。

即チ一日ノ最小限食糧一、一八〇カロリー
最大限食糧二、〇二〇カロリー
病人ハ半量シカ受ケラレナカツタ。

養護所ノ收容所、特ニ醫師ボルトノ收容所デハ日
本人ハ捕虜達ガ日ニ一リツトルニ請タナイ茶ヲ支

裏面白紙

3

Doc 2772B-1

給サレルヤウニシタ。作務進ハ刀クテ、田圃ノ泥
水ヲ飲ムノラ餘餘ナクサレタ。赤痢患者ハ大衆ニ
多数デアツタ。

作務 英ノ内容次ノ如シ

- ・ 山中ニ於ケル演習及ビ小徑建設ノタメノ土選ビ
- ・ 本橋ノ築設
- ・ 山中ニ多数ノトンネル建造
- ・ トンネルノ木組ミ
- ・ 丸太テアグラレテガラ、之等ノ作務ニ必要ナ
- ・ ル丸太ヤ厚板ノ選給
- ・ 作務ハ八月十六日ニ停止サレタ。

入試及ビ築設 七月十日以來ハ入試ノ及八月十五
日迄ハ全築品ガ全面酌ニ拒否サレタ。

(次頁へ續ク)

裏面白紙

死亡率

收容所ニ於ケル死者 六十二名
 河内城内ノCITADELLEノニカヘツテカラ
 ノ死者 三十六名
 死者計九八名（九月一二日現在デノ數字
 合三、三パーセント）

註——本歩合ハ尋常ヲ説明スルモノデハナイ何レナラ
 バ、八月一日ニ出發シタ部隊ハ一般ニ死亡ヲ來タスヤウナ
 量イ昔シミテ受ケナカツタカラデアル。一八〇〇名ニツイテ計算シレ
 タ割合即チ百、六パーセントガハルカニ眞實ニ近イ。
 疾病率。四九〇名ノ重病者ガラネサン病院トシタデル
 看護室ニ收容サレタ。

收容所内ニ於テ約三百人ノ病人ガ衛生施設所ニ場所ガ
 ナイノデ病院ニ入レラレナカッタ。

計、七九〇名ノ病人即チ割合ハ二六パーセント。

瘧氣病、赤痢、脚氣性及ビヅイタミン缺乏性ノ率ノ主
 位ヲ占メタ。

癡忍行爲及虐待

Ⅰ 醫師フイットノ收容所ニ於テハ一名ガ斬首サレタ（
 醫師フロットニヨリ作ラレタ特別報告ヲ参照）
 Ⅱ マテユラン醫師ニ屬シタ收容所ニ於テハ赤痢患者達
 ハ糞ノ中ニ彼等ノ排泄物ト一緒ニ閉チコメラレタ。少
 量ノ水ト米ガ仕切ノ穴カラ興ヘラレテ居ツタ。

Doc 2772 B-1

5.

II 全休カラ見テ我忍行爲ト言ヒ得ルモノ殆ンドナカッタ、併シ死ヲ起サセントスル程乎タル目的デ秩序的ノ處待ガアツタ。

II イツモ、夜テサヘ、過激ナ勞働。

II 不充分ナ面シテ殆ンド全ク蛋白質ト脂肪質ノ缺除ニヨル全然不均衡ナ食物

II 病人ヲ丸太棒テ打ツテ勞働ニ強制的ニ送り出ス事、私ノ収容所デハ安南語通譯ノ兵士松本ハ特別ニコノ仕事ニ熱中シテキタ。

I 監獄ナ口實デ以テ懲罰、

I 藥品及ビ入院ノ拒絶

I 日本將校達ノ意志ハ私ノ収容所長デアアル大尉ノ言葉ノ中ニ現ハレテ居ツタ。食物ノ改善ヲ喫願シタ會見ノ時、彼ハ私ニ答ヘタ、『君達ハ捕虜デアアル、君達ハ不平ヲ訴ヘル權利ハナイ。モシ、不満ナラバ自殺シテヨイ。モシワシガソノ氣ナラバ私ハ一日乃至數日間ノ食料ヲ削ロウ。病人ニツイテハ、死ンダ者モ之カラ死ヌモノモソコトハ何ラ重大ナ性質ノモノデナイ』。

死者ト病者ノ數字ハ充分雄辯ニアトワズカーケ月コノ作業ヲ續イタナラバ大殺戮ノ起ルコトヲ豫見サセテ居ル。

口供人ノ署名ノ

調査官ル・スール大尉ノ證明及署名

裏面白紙

E 2149
Doc 2772 B-1 (38) 22

發

口 供 書

陸軍編成兵隊軍官「アンリ・ローラン」/ LAURENT .

HERRI /

一九一八年三月二十八日

「オート・ソト」 「モンボゾン」ニ在ル

「オルタンス・ローラン」ノ息

分口ニ於ケル症候

「オート・ソト」 「モンボゾン」

一、八月一日在平ノHOA B I H H / 一四十三

22-1-18 (152)
1918年3月28日
アンリ・ローラン (17歳)

へ送ラレ私ハ次ノヤウナ事

ケル前ニ、病人一特ニ瘧疾

ハ在等ノ瘧疾ヲ居ツタ小股ノ

前方ニ染メラレタ。コノ時長テアル一日本

下士ハ地上へ半バ兵隊シテ傾レルマデ病人ヲ

根柢デ倒リマシタ。下士ハソレカラ病人ニ立

上ルコトヲ願ヒシテ全ク食カナイ迄デ再ビ病

人ヲ取リ、病人ヲ運シマシタ。特ニスベキコ

ト外之等病人へハ好口ニ加ハラヌト言フノデ

二度ニ一度食料ガ取リ上ゲラレテキタコトデ

アリマシタ。

1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1

2.

Doc 2772B-2

／口供人署名／
／口供人ノ署名證明、證明書ノ署名及官印ノ
／署名ノ證明及署名ノ

裏面白紙

92

Doc 2772A-1

39

72

河江 / HIGASHI / SUWAYAMA / 准尉ノ供進書

維持不可能トナツタ外人部隊兵舎ノ降伏ノ後、
御前西兵ハ三個ノ集団ニ分ケラレ、營廷へ進レ出
サレタ。

第一團ハ人質トシテ進行サレタベルタール、ジ
ヤンスネル兩大尉、クールピエール軍醫トジョス
上曹長、ルヴェリエ軍曹、水兵二名ト私カラナル
樂山テ正門前へ。

第二團ハ下士官以下外人部隊兵カラ成リ、第
一團カラ程遠カラヌ所へ。

Handwritten notes in a box, partially obscured by a black bar at the top.

下士若干、水兵一名、植民
附近へ。

居合セタ幕開キ中ニ俘虜ノ措置ニ關シ指揮ヲ仰イ
タ。彼ハ之ニ答ヘテ人質ヲ遣リ掃射スルヨウ合
團シタ。スルト日本兵ハ第二集団ノ俘虜目掛ケテ
殺到シ、コレヲ地上ニ投ゲテ、銃剣ヲ以テ刺殺シ
タ。同時ニ第三集団ノ俘虜モ、私ハ名前ハ知ラナ
イガ容易ニ見分ケ得ル、三名ノ安南人ノ爲、拳銃
ヲ射殺サレタ。ソシテ森岡中尉ハ、一日本軍下士
ノ手カラ劍ヲ取ツテ、ベルタール大尉ヲ切り始メ

Doc 2772A-1

39

72

河江 / HAKIANG / ノ 薩 教 ニ 歸 スル
スリアウ / SURIAU / 准尉ノ 供 進 書

維持不可能トナツタ外人部隊兵舎ノ降伏ノ後、
第1回兵ハ三個ノ集団ニ分ケラレ、營廷へ遣レ出
サレタ。

第一回ハ入質トシテ進行サレタベルタール、ジ
ヤンスネル兩大尉、クールビエール軍曹トジョス
ト官長、ルウエリ軍曹、水兵二名ト私カラナル
集団テ正門前へ。

第二回ハ下士官級右ト外人部隊兵カラ成リ、第
一回カラ程遠カラヌ所へ。

第三ノ集団ハ外人部隊ノ下士若干、水兵一名、植民
地兵若干ヲ含ミ酒保ノ附近へ。

意兵隊ノ一將校若シクハ下士ハ、其處ニ私服デ
居合セタ森岡中尉ニ俘虜ノ措置ニ關シ指揮ヲ仰イ
タ。彼ハ之ニ答ヘテハ俘虜ヲ掃射スルヨウ合
團シタ。スルト日本兵ハ第二集団ノ俘虜目掛ケテ
殺到シ、コレヲ地上ニ投ゲテ、銃剣ヲ以テ刺殺シ
タ。同時ニ第三集団ノ俘虜モ、私ハ右前ハ知ラナ
イガ容易ニ見分ケ得ル、三名ノ安南人ノ爲、拳銃
ヲ射殺サレタ。ソシテ森岡中尉ハ、一日本軍下士
ノ手カラ劍ヲ取ツテ、ベルタール大尉ヲ切り始メ

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2772A-1

2.

タ。第一隊ハ背ニ違シ、第二隊ハ頼ト右耳ヲ殺ギ
取ツタ。ソノ時大尉ハ「私ハ貴方ニ何ヲシマシタ
カ？」ト云ヒ、（復ハ）一發ノピストルヲ心臓ニ受
ケ絶命シタ。

第一群ノ他ノメンバアハ殴打サレタダケデア
ガ、私ハ頼部ヲ彈丸ノ尖部ヲ以テ打込マレタ。
此ノ處迄ハ四十四名ノ生命ヲ奪ツタ。

生存者ハムーレ指揮官ノ降伏ヲ得ル爲、司令官
官舎へ遁行サレタ。六、七名ノ日本軍將校ハ拳銃
ヲ以テ我々ノ背後ヨリ我々ヲ攻撃シテキタ。

ムーレ指揮官ノ降伏ノ後、我々ハ獄ニ收容サレ
タ。ソノ後私ガ食前飲酒ノ時、官舎ニ送ラレタビ
トキユ尊曹ト、外人部隊兵ノ分隊ニ歸スル消息ヲ
尋ネタ時、日本兵ハ私ニ、彼等ハ殺死シタト告ヘ
タガ、非戦團員俘虜ト違ハ、彼等ハ後方ノ後方テ統
發サレタト私達ニ言ツテキタ。

証人 署名 スリアウ
調査官 署名 (筆跡不能)

委員長 署名 キリアン

證明ノ爲メ

西貢 一九四六年五月二十日

Y. テュルク 行政連絡士官 (署名)

検犯聯邦局長

官印 西貢 一九四六年五月二十一日

3.

Doc 2772 A-1

正印ノ為メ

印定文部省印西高給録理官
司法長官ノ認可ニヨリ

給付(簿記不能)

官印

印定支那
司法長官
印

裏面白紙

95

E 2151
DocP2772A-2

40

河江 / BAGLIAVE / ニ於ケル虐殺ノ件ニ關スル「ボ
タン」 / PORTIER / 看護軍尉ノ供述書

私ハ符島トナツテカラ約二十ノ死体ガ用器ニア
ルノヲ見マシタガ彼等ノ長柄ハ目撃シマセンデシ
タ。

三月十二日ノ十一時頃數名ノ安南人看護手ガ外人
部隊兵ノエレノルガ病院背後ノ鞍山ノ間ニ隠レテ
居ルト私ニ告ゲマシタ。私ハ看護手ヲ遣ジテ「エ
ノル」ニ出來ルテ夜ノ暗闇ニ泳ジテ私達ノ所ヘ
來ル様ニト云ツテヤリマシタガ、私達ハ一般入病
院ソレハ不可能トナリマシ

Handwritten notes in a box, partially obscured by a black redaction mark at the top.

「エレノル」ハ捕ヘラレ、川
メシヤル」ト同様射殺サ

三月十五日教區所ノ從ニアル小サナ寺ニ隠レテ
居タ佛人部隊兵「イヴァノフ」ガ日本人ニ捕ヘラ
レタト云フ事ヲ一般入ノ押留者カラ聞キマシタ。
程遠テ私ガ陸軍病院ノ自分ノ室ノ窓カラ見ルト「イ
ヴァノフ」ハ日本人若兵二人ト夫ニ到着シマシタ。
彼等ハ恰度私ノ室ノ窓ノ前ニ立寄り「ムラサキ」
中尉ガソコニ到着シ、「イヴァノフ」ヲ縛ラセ地
面ニ坐ルヤウ命ジ、ソシテ「ミソコ」ト云フ安南

E 7.5 / Doc 2772 A-2 (40)

河江 / BAGIAME / ニ於ケル艦殺ノ件ニ關スル「ボ
タン」 / PORTIER / 看取軍尉ノ供述書

私ハ浮島トアツテカラ約二十ノ死体ガ用器ニア
ルノヲ見マシタガ彼等ノ長柄ハ目撃シマセデシ
タ。

三月十二日ノ十一時頃敵名ノ安南人看取手ガ外人
部隊兵ノエレノルガ病院背後ノ鞍山ノ間ニ隠レテ
居ルト私ニ告ゲマシタ。私ハ看取手ヲ追ジテ「エレ
ノル」ニ出衆ルナラ夜ノ暗闇ニ探ジテ私陣ノ所ヘ
來ル様ニト云ツテヤリマシタガ、私達ハ一役人病
院ヘ進レテ行カレタノデソレハ不可能トナリマシ
タ。私ハ後ニアツテ「エレノル」ハ捕ヘラレ、川
端ノ處殺ヲ免ガレタ「メシヤル」ト同業射殺サ
レタ事ヲ知りマシタ。

三月十五日敵軍所ノ從ニアル小サテ寺ニ隠レテ
居タ佛人部隊兵「イヴァノフ」ガ日本人ニ捕ヘラ
レタト云フ事ヲ一般ノ人ノ押留者カシ聞キマシタ。
程遠テ私ガ軍病院ノ自分ノ室ノ窓カラ見ルト「イ
ヴァノフ」ハ日本人若兵二人ト共ニ到着シマシタ。
彼等ハ恰度私ノ室ノ窓ノ前ニ立停リ「ムラサキ」
中尉ガソコニ到着シ、「イヴァノフ」ヲ縛ラセ地
面ニ坐ルヤウ命ジ、ソシテ「ミソコ」ト云フ安南

裏面白紙

2.

Doc 2772A-2

婦人ノ遺體ヲ吟ビ出シマシタ。始メ「ムラサキ」
ハ此ノ存屍ノ頭ニマトモニ石ヲ投ケ付ケマシタ。
ソレカラ彼ヲ立チ上ラセテ橋ノ下手ノ川端ヘ進レ
テ行キマシタ。一人ノ日本軍曹ハ「イヴァノフ」
ノ上着ヲ袖ギ取り、襦袢ヲ袖ノ上マデ捲リ上げ「ム
ラサキ」ハ腕剣付キノ小銃ヲ持ツテ來サセ、「イ
ヴァノフ」ノ胸ヲ腕剣デ突キ刺シテ殺シマシタ。

ボ テ シ / 署名 /

副官 署名 / 不明 /
委員會議長 ギユイリアン / 署名 /

證 明 西貢一九四六年五月二十日
職犯局長、事務主任士官
Y・テユルク中佐 / 署名及官印 /

證 明 印度支那佛蘭西高等檢察官
司法局長ノ命ニヨリ
署名 / 不明 /

官印

印度支那佛蘭西政府
司法長官

裏面白紙

E 2152

Doc 2772A-7

(41) 22

徳川幕府
後編 幕府

／ 交際支那ノ西貢
一九四五年十二月九日調査

一九四六年十二月九日

取巻 幕府 附ル・ス・ス・クロード / LESOURE /
ハルヘルアエ / LESPLETIER /
友春記 / 銀嶺所 / 代理ドムネ / DEFWAIS / 銀ニ

下名 石ノ 銀嶺ヲ ナシタリ。
レ、彼ハ百ヘリ。

九一八年四月二十九日三 監
ニ 於テ 古ノ 銀嶺ト 古川フサト

ノ 同ニ 左レ マシタ。 銀嶺ハ 二百二十六 幕府
二大 幕府 六 幕府 ノ 銀嶺ニ テ 大 幕府 テ アリ マス。

向、 幕府 ハ イツ 印 幕府 支那ニ 幕府 マシタカ。
幕、 支那 カラ 幕府 マシテ

- 一九四五年二月八日 幕府 幕府
- 一九四五年二月十二日 幕府 幕府
- 一九四五年二月十八日 幕府 幕府
- 一九四五年二月二十日 幕府 幕府

Handwritten notes in a box, including "幕府" and "支那" characters.

E 2152

Doc 2772A-7

(41) 22

傳白共相局
取宛郵局

一 交際支那ノ自負
一九四五年十二月九日調査

一九四六年十二月九日

取宛郵局附ル・スール・クロード / LESOIR /
CLAUDE
ハ通シモニツク・ルヘルナエ / LERREPIERRE / 似ニ
友替記ノ録録所ノ式理ドムネ / DENAIS / 似ニ
補助サレズノ如ク下名者ノ取宛ラナシタリ。
似ノ身分ヲ尋ネラレ、彼ハ百ヘリ。
似ハ古川ト申シ一九一八年四月二十九日三島縣
宇治山田町官尻町ニ於テ古川吉ト古川フサト
ノ間ニ左レマシタ。似乗ハ二百二十六番似第
二大似第六似似ノ似長ニテ大似テアリマス。

似、似者ハイツ印度支那ニ似キマシカ。
似、支那カラ似マシテ

- 一九四五年二月八日似南似着
- 一九四五年二月十二日似山似
- 一九四五年二月十八日古似着
- 一九四五年二月二十日似寄着

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 2772 A-7

2

一九四五年二月二十四日河江着
一九四五年五月二十日河内カラテ六好ノトコロ
ニ着

一九四五年六月末日返着
一九四五年七月五日金邊 / PHNOM PENH / 着
一九四五年七月末日盤谷ニ着キマシタ

同、一九四五年三月ノ始メ河江 / HANGKANG / ニ起ッ
タコトヲ話シテ下サイ。

同、歩兵第二十二大隊隊第二大隊ハ三月九日ノ
夕方七時半頃盤谷ノ後方カラ隊ヲ始メマシ
タ。隊ハ約四時間繼續シマシタ。明ケ方私
ハ中隊ノ捕虜ヲ集メ大ハニ引渡シマシタ。

三月十日ノ夕六時、私ハ中隊ト共ニ清水 / SUIT
ANHTHUY / 同ケ出發シマシタ。

三日後中隊ト共ニ老定 / LAO TSCHAY / へ次ニ貴
新隊 / HOANG & LE P / へソレカラシン・マン /
XINH AN / へ出發シマシタ。私ハ一週間ノ間之
等諸國ノ地ヲ、正定ニ言ヘバ之等諸國ノ地ノ
一ツ一ツヲ一週間ツツ監視シマシタ。ソシテ
五月二十五日我等ハ實ヲ察カレ河内へ送ラレマ
シタ。

同、ムーレ / MOULLETT / 少佐ヲ貴新隊ト清水へ還レ

3.

Doc 2772A-7

原本不明瞭

裏面白紙

答、ソ！ナス。

答、貴方宛行定テアル一節知人ニ對スル意義同
意ニツキ何方旨ヘマスカ。

答、三月十五日又ハ十六日寅卯辰ニ差キマシタ時
ソノ如クノ長ノガ實所索ニ差キマシタ時ソ
ノ如クノ郡長ノガ實所索ノ一節知人ニ對スル意義同
意ニツキ何方旨ヘマスカ。彼ハ附言シテ「
是ニ行ツテイラツシヤイト言ヒマシタ。
私ハ直ダソレヲヤリマシタ。私ハ武裝シタ二
人ノ兵刃皆ヒ届ラ横柄リ二階ヘ上リマシタ。
各實、一室ノ扉ヲ開ケルト一ツノ床ニ二人ノ
若イ様ノ居ルヲ見出シマシタ。彼女等ハ起
キ上リマシタ。私ハ武裝ヲ仕シテ居リナイカ
レカメル爲メニ彼女等ノ身寄源在ラシマシタ。
ソレカラ身寄源在ラシテハ充分ナイト思ヒ
他ノ一室ヘ廻スル扉ヲ開ケテ彼女等ヲ入レ、
二人ノ兵刃ヲ取初メ室ニ行ハセ私ハ彼女等ニ
銀イテ入りマシタ。出口ノ扉ヲ開メ銀筒ヲ
シ二人ノ若イ様ニ銀筒ニベキ心ヲ解カテセマ
シタ。若イ方ノ女ヲ階下ヘ下ラセ、他ノ様ト

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 2772 A-7

4.

二人ニテリ、彼女ガ時ブノモ得ハズ私ハ彼女
ヲ討テシマシタ。行爲ヲ終ツテ後私ハ、最初
ノ誓ヘ長リ二人ノ精氣ヲ探リマシタ。私ハ荷
物ノ中ニ三百比索ヲ見出シ取替シマシタ。
私ハ彼女ノ靴ノ中ヘ尋ビ派シタ衣類ノ類
下總テヲ私ノ箱トシテ押取シマシタ。

問、パレト大尉トハレロ甲府ノ夜會ニツキ君ハ何
ヲ知ツテ居リマスカ。五月二十五日頃テスカ。

答、仔細ガ事ニナリマシタカラ一應價マツタノ
ヲ利用シ足余額ヒスル決心ヲ致シマシタ。

ソレガ毎メシシ・マン／＼
三、四名、停所ニ名ト共ニ出テ、私ハ私自身
（小銃）ヲ先ツ大尉ノ心臓部ヲ打チテ殺シ次
ニ甲府ヲ打チ殺シ、兵卒ニ連メルヤウ屍體ヲ
殺シマシタ。遺体ヲ終リ、私ハシン・マンニ
歸リマシタ。是刑ハ小銃ニ沿ツタトコロテ行
ハレマシタ。

私ハ大尉本部ヘ送ル爲メ如三ノ佛士官テアル
一少佐ヲ遣シテ居リマシタ。

問、貴官ハ佛蘭西兵ノ遺體ニツキ何ヲ知ツテ居リ
マスカ。

原本不明瞭

裏面白紙

Doc 2772A-7

5.

答、私ハ貴所ノ私ノ停居ノ既報ヲ候レマシタ。
私ハ二丁日カラ二十五日ノ間ニ私ノ許御ヲ實
行ニ移シマシタ。

アルト十一時頃私ハ停居ヲ一人ツツ知州ノ家
ノ、彼方ノ戸口ヲ過ツテ庭カラ外出サセ、次
々ニ竹坪ヲ手傳ハセテ刀ヲ首ヲ斬リマシタ。
此十人ノ傷人及印度又婦人等ノ産期ニ五人
ノ五人ガ立合ヒマシタ。之等停居ノ中三人ハ
ソノ一寸首ニ懸垂シマシタ。十三時頃病ガ終
リ此等ハ五人ノ兵卒ニヨリ退メラレマシタ。
私ハ私ノ獵鞋若ガドノ以ニ隠シテ居タカハ知
リマセンガ、最上級ノモノハ違贈テシタ。

問、貴所ニ懸藏サレタ婦人ヲ含ム二人ノ婦人ヲ送
サセタノハ貴所テスカ。

答、貴所示ノ若イ女是ハ婦人ノ捕縛ニ釣メニナル
信報ヲ以ヘルガモ知レヌト思ヒ、彼女等ヲ捕
ヘ失セシメヨリト決心シマシタ。

五月三日ノ午九時乃至二十時ニ竹坪ヲ伴ヒ、
彼女等ニ外へ出テシメ彼女等ノ宿ツテ居ツタ
家ノ彼方へ導キ給ハツタ方ノ女ノ頭ニ拳銃ノ
玉ヲ一發射テ込ミマシタ。ソシテ竹坪モ同ジ

6.

Doc 2772A-7

原本不明瞭

裏面白紙

ヤウニシテ若イ方ヲ殺シマシタ。竹坪ニ手傳
ハセテ(助ケラレ)私ハ二個ノ藩ヲ譲リソコ
へ彼女等ヲ送メマシタ。

ソノ他ヲ言ハズ、讀長カセ編註ガ成サレ、本官及
領事ト共ニ確認シ署名ス。

因人

限範局附

古川信一ノ署名ノル・スール大尉ノ署名ノ

通譯

鎌倉所書記

ルペイルチエノ署名ノドウムネノ署名ノ

E2153

Evidentiary Doc #2772-C-2

(42) 22

口供書 / 抜萃

一五五ニNNN

姓名

徐亞福

/ SIAPHUC /

職業

耕作

一九三一年六月十八日 潭河 / DAMHA / ニ於テ

シアソイ / SIASOI / トソソシ

/ SONGSY / ノ湖ニ生ル

住所

潭河 / 海寧縣 / HAININH /

X X X

日本兵の支那人の... (封入された紙片)

私ニ庭ヨ掃除シ、汚物ヲ集メマシタ。年ハ彼等ガ門ノ近クニ死体ヲ載セソシテ正午頃ルノヨ見マシタ。

十四時頃私ノ知ラナイ銃ノアル一佛兵ガ腕ヲ後手ニ縛リシレ哨所ニ貨物自動車ヲ来タノヲ見マシタ。日本兵ハ彼ヲ事務室ノ後方セメント敷キノ廣場ニ伴ヒ更ニ鉄線ヲ腕ヲ縛リ足ヲ縛リマシタ。

支那人吾カハ炊事場附近カラ新ヲ持ツテ来ル命令ヲ受ケ、日本兵ハヨ佛蘭西兵ヲ真中ニ入レタ新

No. 1

裏面白紙

4272

口傳書 / 抜萃

一五五ニNNNN

姓名 徐豆福 / SIAPHUC /
職業 耕作

一九三一年六月十八日 潭河 / DAMHA / ニ於テ

シアソイ / SIASSOI / トリンシ

SONG SY / ノ間ニ生ル

住所 潭河 / 海寧縣 / HAININH /

X X X

日本兵ハ支那人ヲシテ私ニ庭ヲ掃除シ、汚物ヲ集メ川へ流シニ行クヤウ言ハセマシタ。年ハ彼等ガ門ノ近クニ新ヲ重キソノ上ニ二個ノ死体ヲ載セソシテ正午復カソリンヲ掛ケ火ヲツケルノヲ見マシタ。

十四時頃私ノ知ラナイ髭ノアル一佛兵ガ腕ヲ後手ニ縛リシレ哨所ニ貨物自動車ヲ来タノヲ見マシタ。日本兵ハ彼ヲ事務室ノ後方セメント敷キノ廣場へ伴ヒ更ニ鉄線ヲ腕ヲ縛リ足ヲ縛リマシタ。

支那人吾カハ炊事場附近カラ新ヲ持ツテ来ル命令ヲ受ケ、日本兵ハソノ佛蘭西兵ヲ真中ニ入レタ新

No. 1

Evidentiary Doc 2772-C-2

57153

原本不明瞭

裏面白紙

Doc. 2772C-2

東ヲ造リテヲ 鉄線ヲ縛リ、 彼等ニ又地上ニ新ヲ置キ、
一日至兵ヶ俣 蘭西兵トテ新ニカクリシ 籠カラカソリシヲ
振リ倒ラマシタ。 コノ日本兵ハ是許ニ火ヲツケマシタ。 俣
南西兵ハ數分間大ニ叫ビテカ四面又ニナリ、 支那人
苦力ハ更ニ新ヲ持ッテ来セシタ。 門ノ附近ニ溝ヲ
掘ッテ、 二人ノ支那人苦力ハ十六時頃燃エテ骨ヲ某
メニ来テソノ骨ヲソノ朝燻イタニ個ノ屍体ノ灰ノア
ル溝ノ中ヘ投ゲ込ミマシタ。

私ニ之尋テ 私自身ノ眼ヲ見マシタ。 日本人ハ私ニ政事
用ノ水ヲ汲ミニ行クコトヲ強要シ、 晩ニ宅ニ帰リマシタ。
日本兵ハ翌朝バコイノHACONノヘ向テ 貨物自庫
庫ヲ傳呼令テ 立去リマシタ。 ソレテ 御尋テ 俣人請所ハ船
等ノ便用人デアル數人ノ支那人海賊ヲ拜シマシタ。

徐亞福 / 呂右 /

X X X

本口佐喜ヲソノ計畧トスル 調査ニ、 タノ 俣南西兵當局ヨリ
位任サレタル 調査官タル 予ノ面赤ニ花ヲ一九四五
九月十八日、 ダム・ハニ於テ 提問、 下署名、 確認
セリ

隨員地少兵隊下尉 ジヤン・ハ

X X X

No. 2

1.22

E 2154
DocP2772C-3

43

裏面白紙

口 供 書 / 被奉 / 第一五四九IDD

姓名 黃丁 / VONG DENG /

一等兵、登海番號五一六二六

一九二二年七月十五E / 被殺 / MONCAY /

附近 / 泰西 / XUANE LAN / ニ生ル

ヴォン・シー・セン及キム・デー・クノ良

在所 BPM 四〇六 I S P 五〇六八一 沿邊守備

軍一第十三中隊

供 述

私ハ一九四六年 / 譯音一九四五年ノ譯ナルベシ /
三月九日定立 / DINH・LAP / ニ被殺シテ居リマ
シタ。

三月十一日十時頃安珠 / ANN・CHAU / カラ二十台
ノトラツクガ來テ暗所ノ一軒ノトコロニ止リ日本
兵ガ下リ暗所ヲ包圍シ給メマシタ

.....
X X X

一人ノ日本將校ガ暗所ヘ入ツテ深マシタ、ソシテ
兩手ヲ身體ノ前ニ縛ラレテキタルデユータ / LEJUNE /
少尉向ケ拳銃ヲ二發打チマシタ、ル少尉ハ大尉ノ

2.

Doc 2772C-3

原本不明瞭

裏面白紙

察ノ後方ニアル恒嶽ノ近クテ領レマシタ。土人軍
中尉ハル少尉ノ傍ラヘ起レテ行カレロ大兵ハ復
ヲ益ラセマシタ。

コノ日本船長ハ登分後長ツテ茶テ壺ヲ持テ
艦マヅイテ船ヲクル少尉ノ首ヲ刺ネマシタ。彼ハ
肩シ瓜ニ印度支那人軍中尉ノ首ヲ落シマシタ。
ソノ時私船ハ智度内ニ乗クニナリ日本兵ガ殺シ
ミコレ船ノ船長ヲ見テ后リマシタ。

日本船長ガ命令ヲ下シ十九人ノ船長ト土人上等
兵デユリツクトカラ成ル船長、ソノ乗取ノ奴ハ一
人デアリマシタガ、コノ乗取ハ船所カラ出テ船長
后ノ船ノ附近ニ起レラレマシタ。私船ハ三ヨ管ノ
後方ニ航ラレ船長ノ傍ラニ二人ヅツ列バサレマシ
タ。一人ノ日本船長ト六人ノ兵卒ガ殺シマシ
マシタ。船長キ船長ヲ持ツタ二人ノ兵士ガ殺シ
同ケ後方シ始メマシタ。私ハ船長ヲ殺ツノ訂ヲ
一ソノウチ三ツハ船長ト一ニ殺ケテ留レモウ動キ
マセンデシタ、日本兵ハ十六騎以マデ降参ニ私船
ヲ棄テテ置キマシタガコノ時日本ノトラツクハ先
雲/FLENNYBYH/ノ方ヘ出帆シ一人ノ持ノ年取
ツタト一人ノTHO因チ土ノガ死傷ヲ此ニ算マシテ私
ノ船メツキ私ノ知ツテ后ツタ土人シー・ウンノ

3.

Doc 2772 C-3

家へ廻レテ行ツテクレマシタ。

住人ハ濱田ノ附近ニ十八人ノ騎兵トテ入領受

デユリツクノ死傷ヲ望メマシタ。私ハ警方ニテ

スグ廣東省へ逃却シタ。爾年ニ支那テ加ハリマシタ。

X
X
X

資 丁 / 署名ノ

(調査者ノ姓名及署名)

(文知事ヨリ領事へ調査者ノ姓名)

(沿岸守備隊ノ上掲署名ニ對スル証状及署名)

(海防戸長更ノ上掲署名証状、署名及官印)

原本不明瞭

裏面白紙

E 2155

Doc 2772-E-7

(44)

can be used

証人、供述調書、夜卒

オ大軍区 | ロッリエフェール衛戍地

オ三植民歩兵聯隊

オ四六八八

2011-11-15 (12:00)
東京市立総合資料館
(資料館内蔵)

日十五時
於此戦犯調査ヲ担任セル
E N / 氏 / 一九四五年十月三十一日

附録判事務委託書ニヨリ

又オ三植民歩兵聯隊長大佐キヤリウー

CA R I O U / 委任ニヨリ

行動する予オ三植民歩兵聯隊大尉キヤテ、

ルネ / CA D E P . R e m e / 面之前ニ

同登 / D O N G D A N G / 保甲壁、生残者、倉庫

番号オ一四一六〇一第兵 クロコフニシ / C R O N F e

Y n a m e / が出頭シタルニキ我等ハ上掲裁判事

務受託書中ニ記セラル各種ノ章句ニ付ニ回

答スベク要請シ

我等ハ彼ノ回答ヲ本調書ニル通リ記録セリ

X
X
X
X

22

1.9

E 2155

Essentially Doc 2772-E-7

(44)

証人、供述調書、抜萃

Cam Pannand

オ十八軍区
オ三植民歩兵聯隊
オ四六八M
衛戍地

秘密

一九四五年十二月十五日

北部印度支那に於て戦犯調査に担任せん

ギリアン/グVILLEEN/氏、一九四五年十月二十日

附裁判事務委託書ニヨリ

又オ三植民歩兵聯隊長大佐キヤリウ

/CARROU/ノ委任ニヨリ

行動を予オ三植民歩兵聯隊長大尉キヤテ

ルネ/CADDEP/Rene/ノ面之前ニ

同登/DONG DANG/保望、生残者、食簿

番号オ一四一七〇一等兵 クロフエルトン/CRONFELT

Vnam/が出头シタルニキ我等ハ上掲裁判事務

務委託書中ニ記セラル各 種ノ章句ニ付ニ回

答又ニク要請シ

我等ハ彼ノ回答ヲ平調書ニル通リ記録セリ

X X X X X

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2772E-7

三月十二日、十一時頃有勢ノ日本軍ハ倭島ニ登陸シ
ブルートニ成功シマシキ。ソレヲ私クシテ
埋メテ私ノ持場ヲラセテシキハ倭島内ニハ
將官ヨリ指揮セテ八百人バカリノ日本兵ヲ居
リマシタ。

私達ハ倭島ノウラミタノ下ニ皇軍メシマシタ。將
官ハフランスノ國旗ヲ下ニセ。彼等ノ國旗ヲ格
ゲサセマシタ。我々ノ國旗ハ持テ去ラシマシタ。
彼ハ我々ニ儀礼ヲ行ハセ。我々ヲ賞讃シマシタ。
彼ハ我々ガ獅子ノ如ク戦フタラシ我々ニ打テ勝
ツコトハ誇リテアルト我々ニ言ヒマシタ。

ソレカラ後大尉ヲ喰ハセ。彼ヲ庭ノ真中ノ一椅
子ニ腰掛ケシ。私モソノ一人ノ佛蘭西
軍人。税関吏及四千人ノ印度支那人兵ヲ指
名サマシタ。

No 2
コレガ行ハレテ居ル間ニ私ハ三人ノ日本士官ガ大尉
ニ話シカケテ居ルノヲ見マシタ。ソレヲソノウチノ一人
ノ中尉ガカテ大尉ノ頭元ヲ打ケ大尉ハ地上ニ
延ビテ倒レマシタ。

Doc 2772E-7

No 3

前二通へミミタ指名サレタ軍人達ハ二人ブノ縦列
ヲ作り税関倉庫マテ行キソコ用ケ込メラレマ
シタ夕方十八時頃私達ハ日本兵ニ衣服ヲ脱
カセテ手ヲ背ノ後オニ縛ラレ日本ミツシヨシノア
ツタ小山ノ上へ伴レラレマシタ

彼等ハ私達ヲ一勢ニ集メ一絲ニ脈マスカモ頸後
カラ刀ヲ切りツケル勢殺ガ始メリマシタコレカ
終ルト彼等ハ立チ去リマシタ私ハ後テ知り
マシタカ彼等ハガソリニテ取リ行ツタノテシタ
私ソノ中一人ガ私ノ縛メヲ解クテクレタ二人
ノ射撃兵ト共ニ道ゲマシタ彼ハスクニ道ゲ
マシタ彼等ノ中一人ヲ私ノ背ニ負ヒテカラ
私ハ約二百メートル走ツタ時私ハ私達ガ刀ヲ
切ラレタトコカラ大キナ光ヲ見マシタ日本兵ガ屍
体ヲ焼イテキルノテアリマス

私ハ山中へ逃ゲ込ニマシタ私ハ射撃兵ヲアル
村ノ親戚ノ許ニ遣イテ行キマシタソノ親戚
ハ私ガ短スホントメリヤスシマツテ着テ居リマ
シタノテ私ニ印度支那人ノ着物ヲ呉レマシタ

裏面白紙

No 4

Doc 2772E-7

私ハ内閣ノコーヒルH.E.ノ哨舎ニステリ付キ
マシタガコノ哨舎ハ空ニテアリマシタ。私ハコノ哨舎
ノ人々ヲ山ニ見出シマシタ。ソレカラ。私ハ三月十四日
ミシシル人尉ノ隊ニ加ハリマシタ。私達ハ保樂
ノB.A.O.L.A.C.ノテ スグレン人佐ノ隊ヲ見出シ具
ニ支那ノ國境ヲ越シマシタ。

ニ此ノ生残セル証人ノ名ト 住所ヲ知ラセサレ

前ニ言ヒテミタ殺戮ノ名ノ指名サレタ 五十人ノ中私
ハ申上ゲタ様ニ二人ノ射撃兵ガ道ニ出スノ見タ
タケテアリマス。私ハ彼等ノ身元ヲ知ラズハ登
薄者号ハ勿論知リマセリ。一人ハ私ノ銃ヲ解ク
マシテ道ガモリ一人ハフル打テ親戚へ送ララ
来マシタ。ソノ村ノ名ヨコハデニエアトガデキマ
セタ。

× × ×

ワシニカケルニニルメシル時ニ於テ
一九四五年十一月十二日作利成

証人ノ署名
キマテ大尉ノ署名

宣本証明、西貢一九四五年十二月十二日

西貢聯邦軍 代表ノ署名

裏面白紙

E 2156
Doc 2772 E-6

45

Handwritten notes in a box:
21. 10. 1912
(21. 10. 1912)

口 供 書

シヨームツツ・ルイ・ジャンマリー / CHEOMETTE / L. J. M.

中尉

セン・テチエンヌ (ロアール縣) ニテ一九一九年十二

月八日生

父エリー・シヨームツツ 母レオチンヌ・ヂユラン

佛國ノ住所、クレルモン・フエラン (ピュイ・ヅ・ド

ーム縣) セント・クレール路一九

三月十日十六時鐘疊ガ降伏シタ直後、日本軍ハ
遺物等ニ士官ノ住宅ヲ掠奪シ總テノ俘虜ハ彼等ノ
所持物ノスベテ (金銀、時計、香煙、指輪、婚

廻リ奪取アレマシタ。シカシ私
金銀ト認印ツキノ指輪トヲ私ノ
スコトガテキマシタ。

日本軍ハ遺物等ヲモ諒山ノ LANGSON 病院ニ移ス
コトヲ絶對的ニ拒否シマシタ。翌日十六時頃數人
ノ軍醫者 (ボエリー大佐長、セイステン准尉、兵
卒ゴーデー及ソノ他ノ私ガ姓ヲ知ラヌ者) ヲ除キ
總テノ俘虜ハ四集團 (各二十人バカリノ兵士カラ
成ル三集團ト士官 (五人) ノ一集團) ニ分ケラレ、
左ノ手頭ヲ繰取ツナギニ縛ラレ、之等集團ハ次ギ
次ギニ疊疊ノ斜堤ニ導カレ疑陣ニ列バサレマシタ。
シバラク後約十五人ノ銃ト二丁ノ機關銃ヲ持ツタ
日本兵ガ私遣カラ數メートルノトコロ

1.

E 2156
Doc 2772 E-6

45

口 供 書

シヨームツツ・ルイ・ジャンマリー / CHOMETTE / L. J. M.

甲 尉

セン・テチエンヌ（ロアール県）ニテ一九一九年十二月八日生

父エリー・シヨームツツ 母レオチンヌ・デユテン

住居ノ住所、クレルモン・フエラン（ピユイ・ツ・ド

ーム縣）セント・クレール路一九

三月十日十六時堡壘ガ降伏シタ直後、日本軍ハ
砲撃ニ士官ノ住宅ヲ掠奪シ總テノ停務ハ彼等ノ
所持物ノスベテ（金銀、時計、香煙、指輪、婚
指輪等）ヲ漁リ取り奪取アレマシタ。シカシ私
ハソレテモ少シノ金銀ト銀印ツキノ指輪トヲ私ノ
片足ノ靴ノ中ヘ隠スコトガテキマシタ。

日本軍ハ重傷者ヲモ諒山ノ LANGSON 病院ニ移ス
コトヲ絶對的ニ拒否シマシタ。翌日十六時頃俄人
ノ重傷者（ボエリー大佐長、セイステン准尉、兵
卒ゴーデー及ソノ他ノ私ガ姓ヲ知ラヌ者）ヲ檢キ
總テノ俘虜ハ四集団（各二十人バカリノ兵士カラ
成ル三集団ト士官（五人）ノ一集団）ニ分ケラレ、
左ノ手頭ヲ檢取ツナギニ縛ラレ、之等集団ハ次ギ
次ギニ堡壘ノ斜面ニ縛カレ縦横ニ列バサレマシタ。
シバラク後約十五人ノ銃ト二丁ノ機口銃ヲ持ツタ
日本兵ガ私達カラ數メートルノトコロ

裏面白紙

2.

Doc 2772E-6

ニ位任シマシタ。我々ハ互ニ私選ヘ選サレタ選命
ガナンテアルカラ了得シマシタ。デユロンソイ少
尉ハ日本人ヘ殺殺ハ士官ダケニ限ツテクレト求メ
マシタガ、ダメデアリマシタ。我々ノ態度ハ立派
ナモノデアリマシタ。私選ハ他日復讐サレ得ル希
望ヲ述べ得カニ左様ッラヲ取り交ハシマシタ。
日本兵ガ私選ニ銃ヲ撃シタ時「マルセイエース」
ガ總テノ國人ノ口カラ逆リ出マシタ。日本人ハ私
選ノ復讐ガ終ルノヲ待チソシテ發砲シマシタ。
發射火衰ハ比較的少クアリマシタ。銃一同ノ發射
ト短カイ二回ノ後銃持射トデアリマシタ。
私選ノ多クノ者ハ負傷シ特ニ足ヲヤラレマシタ。
シカシ私ハ死者ノ數ハ少クデアツタヨウナ印象ヲ
持ツテマシタ。ソレテモ皆ノ者ハ重リ合ツテ倒レ
マシタ。コレニ續ク二時間ノ間ハ言語同断ナ野蠻
ナ光景ガ展開サレマシタ。日本兵ハ先ツ私選ニ同
カヒ喚聲ヲ上げ私選ヲ銃劍術ノ標的ノヤウニナシ
襲ヒカ、リマシタ。ソレカラマダ全ク死ンテナイ
ヤウニ見エル者ヘハ銃又ハピストルヲ耳ヘ打ちコ
ミ與ジマシタ。少シテモ身軀ニスレバ大笑ヒシテ
喜ビ鳴采シ新ラシイ犠牲者ト認メ之ヘ直チニ銃劍
ヲ突込ミマシタ。私自身も、胸反右尻ニ四度負傷
シマシタ。

裏面白紙

3.

Doc 2772E-6

日本人ハモ一一人モ生キ返ツテキル者ガナイト
 認メルト安南兵ノ我々ノ射撃歩兵ノ我々ヲ退後
 サセテ谷間ヘ投ケ込ミマシタ。コ一ユ一風ニ投ゲ
 込マレタ屍体ハ二百カラ二百五十メートル下シ
 マシタ。私ハ私ヲ頭ヲ下ニシテ私ノ良ク知ツテキ
 ル小徑ノ傍ラニ見出シマシタ。ソシテ夜ニナルマ
 テ身動キ一ツモセスニジツトシテ居リマシタ。私
 ノ廻リニ二十バカリノ屍体ガアリ、ソノ中ニタツ
 タ一人サラヂニ勤務伍長ガマダ生キテ居リマシタ。
 夜ガ落チテカラ、私達ハ濠ク立チ上リヤツト諒
 山病院ヘ辿リ着キマシタ。
 私達ト一所ニ籠居サレナカツタボエリ一大隊長
 ト重傷者ノ運命ニ關シマシテハ兵卒武清(VOTHANH)
 (歐亞混血人ナルモ日本軍ハ安南人ト思ヒ込ミ諒
 山テ手當サレソレカラ逃亡シタ男)カラ次ノ様ナ
 委細ヲ聞知シマシタ。即チ隊長ト他ノ負傷者ハ盤
 疊ノ壁頭、二人ノ日本大尉ソノ中一人ハ軍醫(共
 ニ姓不明)ノ居ツタトコマデ送レラレ、彼等ハソ
 ノ總テノ隊友ガ屍刑サレルニ立會ツタ後拳銃ヲ屍
 刑サレ他ノ屍体ノ中ヘ投ゲ込マレタト。
 コノ武清ノ述べタコトハ私ガ一時軟カイ何カノ物
 ガ私ノ近カタニ落チテ來タヤウナ印象ヲ受ケタコ
 トガアリマスノテソレ丈ケ本統ノヤウニ私ニ思ハ
 レマス。

裏面白紙

115

4.

Doc 2772E-6

シヨームット中尉 (署名)

下名物官憲ヨリ調査ヲ委命サレタ調査官タル私ノ面前ニ於テ証言一九四六年八月二十七日宣誓ノ下ニ署名及説明シタモノニテ本口供書ガコレナリ

ル・スール大尉 (署名)

署名ノ證明ノ爲メ檢視ス

警察及聯邦保安長代 (署名)

官印

印度支那高等總司令部
警察及聯邦保安本部

裏面白紙

E 2157

Evidentiary Data # P2963

マニラ 1946 (1-1-4)
本館蔵 昭和21年 1月 4日
(東京 皇軍 遺棄 行方)

供述 書

私ハガブリラグズニシテ GABRIELLAGUES / ト言ヒ四里ヲ一九四八年一月一日ニ至
レ文科大學入學資格者ニシテ法學士 且佛蘭西陸軍士官ニテ印及支那戦犯局
代表者アリマス 且西貢 スイニ一陸一八一〇ニ任シテ居リマス

戦犯容疑者調査ニテ務所ノ委任ヲ受テ私ハ職務実行言リ綜合的證據ヲ
調べテ徴証ニヨリ日本軍ニ依リ印及支那ニ於テ犯サレタ戦犯ノ智識ヲ得
ルコトガキマシタ 之等犯罪ハ非難ナク致テアリ之等ニ因ル徴証ハ大抵
ナニテアリマスカウ 之ニ伴ヒ完全ニ一陸一八一〇ト同題トナシ難クテ
更ニ或モハ犯人ノ意思ト及聯合國軍上陸ヲ豫見シ日本入言ヲ行ハル
被テ支那ノ組織的破壊ニヨリ今日モ亦將來モ知ラレタテ残ルシヤ
私ハ自由及個人の尊嚴 掠奪 虐待 各種ノ虐待及殺人ヲモ別トナシ頭
著ナリテ其ノアルモノミヲ述ベマセウ

私ハ持ニ次ラ指摘シタリマス

一 憲兵隊署内及俘虜收容所ニ於テ犯サレタ残虐行爲

二 俘虜及一般民間人ノ殺戮

印及支那ニ於ケル日本司令部ヲ南西民衆ヲ諸都市 聯合國軍
空襲ヲ屢々最モ受テ容テ個所ノ集中スル 憲兵隊ハソノ残虐行爲
以下有名テアリ 教員人 佛蘭西人ハ牢ニ入レシテ普通法ヨリ監禁人
ヨリモ惡イ刑及ニ服セシムラレタ

即チ捕テ所ニ歸タシテ衛生條件トテ團ヲハ 水取ナク 區区ホク

110.1

ee

寫本 一九四七年七月七日東京三森、佛蘭西副檢察官ロベールナト氏前於三森、原レシ

供述書

私ハガブリラケズルナン GABRIELLAGUES /ト言ヒ四里三一九八年一月一日ニ生
レ文科大學入學資格者ニ法學士。私ハ佛蘭西陸軍士官ニテ印及支那戦犯局
代表ヲアリマス。私ハ西貢、ムイホー路一八一(卷)ニ任テ居リマス。

戦犯容疑者調査ヲ務メテ冬任ヲ交ヘ、私ハ職務実行言リ綜合的證據ヲ
調ベヌ、徴証ニヨリ日本軍ニ依リテ印及支那ニ於テ犯マレタ戦犯ノ智識ヲ得
ルコトヲキマセリ。之等犯罪ハ非難ナク數アリ之等ニ因テハ徴証ハ大節
ナクテアリマス。之ニ信テ完全ニ一隊進ヲスルコトハ問題トナシ難クニナラセリ
更ニ或レモハ諸人ニテオクト反聯合國軍上陸ヲ豫見シ日本人ニヨリ行ハレタ
戦犯ノ支那ノ組織的破壊ニヨリ今日モ亦將來モ知ラセリ。戦犯ニシテヤ
私ハ自由及個人的學廠、抹殺、宿兵各種ノ虐待及殺人ヲモ別トナシ類
著ナクテハ實ニアルモノミラ述ベマセリ。

Evidentiary No. # P2963

E 2157

- 一 憲兵隊若内反停屠收容所ニ於テ犯サレタ残虐行爲
- 二 停屠及一般民間人ノ殺戮

印及支那ニ於テハ日本司令部ガ佛蘭西民衆ヲ諸都市一聯合國軍
空襲ヲ辱々最モ受ケ容テ個所ノ集中スルハ、憲兵隊ハソノ残虐ヲ
以テ有名テアリ。數百人ノ佛蘭西人ハ牢ニ入レシテ普通法ヨリ監禁人
ヨリモ更ニ刑死ニ服セシムラレリ。

110.1

即チ該所ニ拘ルル諸生條件トシテ圖マレタ取置ナク、區榮ノチ

No. 2

Doc.

2963

當テク、水ナク、時ニ數週向食物ヲ断タレ、最モ辱々嫌忌スベキ不潔ナ
 條件下ニ過分ニ塩辛キホカイニテ飯一個が全部テソレヲシク受ケテカツテ、
 肌肉ノ名ヲ藉リテ、最モ多數ヲ携向ガ組織的ニ加ヘラレテ即チ傷害及
 骨折ヲ来タヌ棍棒ヨリ毆打、発火シテ隣ヲテ爪ノ下ヘ差シ込ムコト、卷
 煙草ヲ及燃エテ居ル者トシテ頭中トシテ火傷ヲ負ハセルコト、角ノ鋭イ
 木材ヨリ加刺、水責メ、電氣責メ、親指ヲ吊リ下ケルコト等々テアツテ、
 コレヲ生活條件ト携向ガ多數ノ拘禁者ヲ死ニ到ラシメタノデアリマス。
 ソレハ致命的ナ携向ヲ受ケタカ、或ハ虐待ト病氣ノタメ精根盡キ果
 テ獄ニ居ル向ニ絶命シタカイラレカデアリマス。憲兵隊ガ猛威ヲ振
 ツテ居テ河内/HANOI/海防/HAI PHONG/ケイン/VINH
 順化/HUE/西貢/SAIGON/アノンベン/PNOH PENH/等凡ユル
 処テ凡ユル境過ノフランス人數百名ガ各連合同市民若干名ト
 同様侮辱的ナ待遇ヲ受ケテ、結果死ニテ以外ニ救ハレル道ガナク
 ツテ人ガ多クツテアリマス。確定的ナ死カラ日本ノ敗戦ニヨツテ逃
 カレルコトノ出来タ人々モ骨ト皮バカリノ状態ニテリ。徹底的ニ健
 康ヲ傷ナツテ憲兵隊ノ獄舎カラ出テ来タノデアリマス。記
 録ヲ檢討スレバ印度支那テ、憲兵隊ノ各地方支部ニ於テ行ハ
 レテ居テ方法ノ同一ナルコトガ明カトナリマス。
 俘虜收容所ニ於テ行ハレテ残酷行為ハ、憲兵隊テ常習
 的トナツテ居ツテソレニ勝ルトモ劣ラヌモノデアリマス。將校モ兵
 卒モソコテハ徒利因ノヤウニ防禦工事ノタメ強制的ニ働カ
 セラレタ。急速ニソノ數ヲ増シテ(以下次頁)

裏面白紙

Doc 2963

ニ話して日本軍將校連ヲウ愛詞ヨ言マシタ。ソレヲ聞キテ、宇備隊長
ノ大尉カソ部下ノ眼前テ虐殺サシタ。總テ他ノ各部隊員ハ
殊ラズ軍刀ト銃剣ヲ処刑サシテ、同登/DONQ/DANG
ノ改測人全部ヲウ軟着テシタ。コノ虐殺ノ唯一生録者ナル
上草兵クロン/CRONノ大尉トソノ部下ノ一兵ヲ死刑ヲ記述シ
テ居リマス。

定立/DINH/LAPノテハ生キ残リタ、佛蘭西人全部ノ、奇南
人船警兵ト同様ニ殺戮サシタ。先安/TIEN/YENノ、河橋
/HACOMノ、潭河/DAM/HAノ、ヲモ同様ノ虐殺ヲ行ハッタ。
結ニコノ最後ノ哨所ノ、^{捕虜者}捕虜者ヲテハ奇南人傷兵四九、上政
異巴人一名トカ生テナカラ火焼リテ處セラシ、ト證言ハ報シタ。
亦記ノ殺戮ハ、シツメノ、^{殺戮}殺戮ノ、大佐指揮ノ、第三十七師團ニ
主戦隊ノ作業ヲアリマシタ。

No.4
同師團ニ属スルニニ六戦隊モ、一中、シ、マン
/AIN/HAMノ、黃河飛龍/HOANG/PHUノ、及び河
江/HAGIANGノ、殺戮ヲソノ業績トシテ報ヘラ
シテ、中ノ、コ、テハ佛人俘虜約百名ヲ虐殺サレシタ。
亦記ノ、各地テハ佛、蘭西人女子ニ、計スル、凄厚
行為モ若干件ハレマシタ。アル婦人トテ、四不ニテ
ルソノ、姪トハ、強制的ニ、數週、間約五十名ノ、日本兵
ト、捕虜サセラシ。ソノ、虐待ト、暴行ヲ、受ケマシタ。
ソノ、一人ハ、殺死シマシタ。他、女達ハ、二人トモ、ソノ、後
處刑サレマシタ。マタ、別ノ、例テム(以下、次頁)

Doc 2903

フランスデ十五オニルナ女トソノ母親ガ強姦サシテ殺害サレタ
 トイフ例モアリマス。更ニマタ、数地方ヲハ原住民婦女子ハ賣淫
 行為ヲ強制サレタ。日本軍、他ノ部隊、第三師團ノ地区
 ヲ佛蘭西人俘虜ノ殺戮ハ頻繁デアッタ。特ニ河内HA
 NOノ地方ヲ去リテ支那ヘ向フコトヲ企テ、遂ニ甚大ナル損傷
 ノ代價ニ於テ成功シタ。アレクサンドリ將軍/ALESSAND
 Rノ諸部隊ノ後尾ヘ進撃戦闘ノ最中ニシテ行ハレタ
 松/TONGノ俘虜佛蘭西人五名、安南人射撃兵十二
 名ガ處刑サレタ。新貴/TANQUERノ佛蘭西人俘
 虜十四名軍刀ト銃劔ヲ殺サレタ。唯一ノ生残者ヲアル
 ジュバン/JUBINノ伍長ガコノ殺戮ヲ叙述シテ居マス。
 俘虜ノ及刑ハ安拜/YEN BAY、信田寺/PHU TO、山羅/SO
 N LA、素珠/SHACHAU、マリタオ/MALITAO、等ヲモ行ハレマ
 シタ。最後ニ老樹地方ヲハ、コレモ同ジク第三師團占領下
 ノタケウク/TAKHEKノ町ヲハ歐洲人住民ノ男ハ殆ド全部處
 殺サレタ。斯ウシテ五十五名ノ佛蘭西人が處刑サレタ
 ノ事アリマス。

犠牲者ノ中ニ司教ガ二名、州理事官、婦人二名、
 子供一人含マシテ居リマス。

目下西貢ニ拘禁中ノ第三十七師團參謀長恒土口
 大佐ハ戦犯調査官ノ面前ニ於ケル訊問中、第三十七
 師團長長野中將ガ鎮目大佐ノ部隊ニ對シ
 諒山ノ戦闘及ヒ虐殺ノ終了後、廣詞ヲ與ヘ
 タト言明シ、且ツ中將ハコノ虐殺ヲバ

No. 5

No. 6

Doc 2963

戦争行爲ト見做シテキルモノハ如クデアルト云ツ
 タルコト私ハ附言シナケレバナラナイ。
 且ツコト恒吉大佐ハ印度支那派遣日本軍
 司令官工橋中將ガ諒山ノ俘虜虐殺ノ報告
 ヲ受ケタトキ、コノコトハヌリガ知コナイテ居タマハシ
 テ置テト云ツタトフノ言葉ヲソノ儘指摘シテ居
 ルコト。
 私ハ此ノ宣言ガ偽リナキコトヲ誓約下ニ確認
 イタシマス。

印度支那連合戦犯局委員、
 大尉 エラガブリラック / 署名
 一九四七年一月廿日(火曜日)、東京ニテ
 口供書受領

佛蘭西檢察官

ロベール・オネット

裏面白紙

No 7

EVIDENTIARY DOCUMENT 2963

証 明 書

添附概略地圖、日本軍ヨルゴ領
時ニ殺民間人及俘虜ニ行ハレ
夕殺人及残虐行為ガ行ハシム印度
支那ニ於ケル大多数ノ場所、所在地ヲ
示ス。

戦犯局代表
下、F. カブ瑞拉 / 署名

裏面白紙

127



Doc-2963



Copy By:



Signal Corps

U.S. Army

E 2158
Doc P2899

22

書翰番號 第二八九九號

一九四五年五月三十一日米國駐日特長官代理ヨリ
在「ワシントン」ニユージーランド」公使館ノ
臨時代理公使宛宛宛宛ノ披露（参照番號三三〇、
〇〇一五／三一三〇五五、號）

左記ハ在「マニラ」米領領事館ノ最近ノ一報
告書ヨリ引用シタモノデアリマス。

「四人ノカトリック牧師ノ行衛ト安否ニ關スル
在「ワシントン」ニユージーランド」公使館發

Handwritten note in a box:
「四人ノカトリック牧師ノ行衛ト安否ニ關スル」
（参照番號三三〇五五、號）

告ヲ傳達セル一九四五年三月
第四號ヲ讀ンテ参照シ、「マ
グー」アーサー、ブライスマ
イヤ」ハ壯健ヲ現在「ムンテ
インルバ」ノ「ニュー、ビリビッド」牧師所ニ宿
泊サセテレテ居ルトイフコトヲ讀ンテ報告申上ゲ
マス。

「フイリツピン」所ヲ過ジ「アーサー、ブライスマ」
ガ塔塔情報ニ依レバ、「ヴァーネン、ダグラス」
ハ一九四二年七月、三日間以上「リザル」
「ビ
リラー」ノ「ビリラ」急遽院ニ於テ「フイリツピン」

125

E 2158

Doc P2899

22

書目番號 二二八九九號

一九四五年五月三十一日米國駐長官代理ヨリ
在「ワシントン」ニユージョーランド」公使館ノ
臨時代理公使宛宛書ノ抜萃（参照番號三九〇、
〇〇一五ノ三一三〇〇五、五、五）

左記ハ在「マニラ」米領領事館ノ最近ノ一報
告書ヨリ引用シタモノデアリマス。

「四人ノカトリック牧師ノ行衛ト安否ニ關スル
在「ワシントン」ニユージョーランド」公使館宛
郵務省官更受理ノ通告ヲ傳達セル一九四五年三月
十日ノ向省無線電報第四號ヲ讀ンデ参照シ、「マ
ーティン・ストロンガー」「アーサー、ブライス」
及「トーマス、ドワイヤ」ハ壯健テ現在「ムンテ
インルバ」ノ「ニューウ、ビリビッド」牧務所ニ宿
泊サセテレテ居ルトイフコトヲ讀ンテ報告申上ゲ
マス。

「フィリッピン」諸島地ジ「アーサー、ブライス」
ガ塔タ情報ニ依レバ、「ヴァーネン、ダグラス」
ハ一九四二年七月申、三日間以上「リザル」ニビ
リターノ「ビリタ」修造院ニ於テ「フィリッピン」

裏面白紙

125

2.

Doc 2899

人ノ大勢ヲ居ル所ニテヒドイ持局ヲ受ケタトノコ
トデアリマス。目下若シガ報ニ見タ時ニハ銀球
ノ一ツガ報ノ誤カラ全ク出テブラマガツテ居リ、
額ニハ大キナ穴ガアイテ居リマシタ。或ル報告ニ
ヨレバ、彼ハソレカラ「バエテエ、ラグナ」ニ次
ニ「ヤンタ、クルズ」ニ返レテ行カレマシタガ、
彼ガ「バエテエ」附近ニ死亡シタト云フコトハ「
アイサー、ブライス」カ信ズルトコロデアリマス。

私、英領「ニュージランド」空軍航空兵大尉「
ハロルド、ジエイムズ、エウアンズ」ハ茲ニ、右
ハ、一九四五年五月三十一日米領領事官代理ヨ
リ在「ワシントン」ニ「ニュージランド」公使館
時代運公使宛發書中ヨリノ抜萃ノ真實ナル寫シナ
ルコトヲ證明致シマス。(参照番號三九〇、〇
〇一五ノ三一三〇五號)

英領「ニュージランド」空軍航空兵大尉

ノ署名 / H. J. Evans

一九四六年十二月九日

裏面白紙

E 7159

22

DocP2901

警領第二九〇一號

密符

合衆國陸軍太平洋方面總司令部

法務課 戰爭犯罪課 支那

陸軍郵便局五〇〇

一九四五年七月三日

AG〇〇〇・五 (一九四五年七月三日) 法務課

主送 暴行ニ關スル戰爭犯罪報告

宛先 法務局長 米國首府ワシントン二五

Handwritten notes in a box, including the name 'M. J. ...' and other illegible text.

如キ意味ノ句也

日本帝國軍隊ガ一九四二年一月二日「マニラ」
 市ニ入城シタ時「マニラ」市に在リテ中國領事館長
 (按譯 A・B・C: 一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・一百)

クワンソン・ヤング」博士。「カイ・エン・モ
 タ」。「シヤオ・ピン・チワー」。(K・P・
 チュー)。「ユー・ヘン・ルー」。(ピン・シー・
 ル)。「ツォー・シヨウ・ヤラ」。「トム・ミン・

E 2159

22

Doc 2901

巻頭第二九〇一號

卷首

合衆國陸軍太平洋方面總司令部

法律課 職守紀事支那

陸軍郵便局五〇〇

一九四五年七月三日

AG 〇〇〇・五 (一九四五年七月三日) 法律課

主送 〓 奉行ニ付スル職守紀事報告

送先 〓 法律局長 米國首府ワシントン二五

ニ 法律課

記 査察委員ニ依リ引取セラレタル此ノ證據ハ同
單ニ大略スレバ次ノ如キ意味ノ句也

日本帝國軍隊ガ一九四二年一月二日「マニラ」
市ニ入城シタ時「マニラ」市註記中開列諸地名
(抜萃 A・B・C・一・二・三)ハ「クラーレンス・
クワンソン・ヤング」博士・「カイ・エン・モ
ク」・「シヤオ・ピン・チワ」・(K・P・
チユー)・「コー・ヘン・ルー」(ピン・シー・
ルー)・「ツォー・シヨウ・ヤツ」・「トム・ミン・

裏面白紙

シアオ」「ケン・シヨウ・ヤング」及「ジェイ
 ムス・コン・エイ・ワン」デアツタガ、コレラ
 ノ領事館員達ハ、「マニラ・ホテル」ニ移ツタ
 「ヤング」将士ヲ除キ、「マニラ」市ニアル「
 諸島」領事館ノ退避ニ着手シタ。彼等ハ「スキ
 ス」領事館ニ改日偽稱シ一月四日マデニ「マ
 ニラ」市ヤンタメサ・ブリクストン・ビル十五
 番地ノ官宅ニ請ツタ。

一月八日頃、領事館員達ハ日本軍ニ監視サレ
 ル事トナリ「マニラ」市ノ「フイリピン」大学
 内「ヴィラムア・ホール」ニ隠匿及訊問ノ爲ニ
 拘察サレタ。(二、九、十二、十六、十九、二
 十三、二十八、二十九、三十三、三十七、六十
 七、七十五、七十八、八〇) 彼等ハ被布
 目モ被台モ衣履モ食物モ自宅カラ運シタモノ以
 外ハ何モ具ヘラレズ、二階ノ開口二十米奥行六
 米ノ廣サノ香築葺有蓋(三十三)ニ監視サ
 レタ。最初ノ頃彼等ニ封スル符通ハカナリヨカ
 ツタ。ソシテ並立前キテ大學ノ庭園マ「ヴィラ
 ムウア・ホール」ノマハリヲ歩ク事ガ許サレ、
 一方家族連ハ彼等ニ面會スルコトヲ許サレタ。
 トイフノハ日本軍ハ彼等ノ島方ヲ掃ヤウト骨ヲ

裏面白紙

128

3.

Doc 2901

新ツテ居タカラデシタ。(三十三、三十八参照)
 領事館一行(通信ノ日本人ハ「マニラ」市「イン
 トラムロオス・フオート・サンチャゴ」ニ本部
 ラ置テ憲兵隊司令部ノ入駐デアツタ。(三十八
 参照)

一月八日ヨリ三月二十八日ニカケテ彼等ハ日
 本人ニヨツテ(通信ヲ登ケタ。「ヤング」博士ハ
 憲兵隊司令官(太田)中佐ニヨツテ三月十五日
 頃一九三七午以來「フイリピン」ニ在ル中國人
 ハ、イクラ重慶政府ニ寄附シテ來タカト尋ネ
 ラレ、ソレニ對シテ「ヤング」博士ハ「約千二
 百萬ベイソウデアツタ」ト答ヘタト報告サレマ
 シタ。スルト此ノ消息ハ中國人ハ重慶政府ニソ
 シナニモ寄附スル事ガ出來タノデアラナラ、重
 慶政府ニ寄附シタ額ヨリモツト多クノ額ヲ日本
 軍ニ寄附スル事ガ出来ルト云ヒ、「ヤング」博
 士ニ「フイリピン」ニ在ル支那人ニ三ヶ月内ニ
 彼等ガ重慶政府ニ寄附シタ二倍ノ額ヲ日本軍ニ
 寄附スル事ニト云ヘル事ヲ要求シ、博士ニ藤介
 石下ノ重慶政府ト公然通信シ(汪精衛ノ政府)ニ
 倡政府)ヲ承認スルヨウ命令シタ。(二十四参
 照) 實ニ日本ノ司令官ハ「ヤング」博士ニ決
 意スル爲三日間ヲ與ヘタガ博士ハ同意せずト此ノ

裏面白紙

129

4.

Doc 2901

畢ニ就イテ討臨シタ後命令ニ従フ事ガ出来ナイ
 ト答テシタ。(九、二十四、三十七参照)
 領事館ニ達ハ三月二十八日「イントラムロス、
 フォート、サンチャゴ」へ送ラレ其様テ思ノナ
 イ兵隊ヲ通風復儀シカナイ最遠義ノ中ノ監房第
 十四号ニ入レラレタ。(四〇参照) 彼等ハ強シ
 下家族トノ面會ヲ許サレズ、家族トノ會話ヲス
 ル普通ノ方法ハ監房ノ一孔ヲ通シテアツタ。
 (四〇参照) 是ノ不便以外ニハ發イテ獲ル切
 ナク(四参照)下着ダケヲ着テ一週間ニ一度入
 浴及運動ノ爲ニ監房カラ外へ出ル事ガ許サレテ
 キタ。(十、四十一参照)
 「フォート、サンチャゴ」テ受ケタ待遇ハ非
 常ニ悪カッタノテ四月五日監管ノ面會時軍少佐
 ニ「ヤング」兵士ハ監房ノ中ニハ休息シタリ坐
 ル場所サヘナイト苦痛ヲ感ベタ。(六十八参照)
 四月十六日、日本軍ハ領事館員ヲ「リザル」刑
 ノ「マンテイングルバ」刑務所へ移ス旨告ゲタ。
 「ケイ、ロ、モク」夫入ハ四月十七日午前十
 時ニ最後ニ夫ニ面會シニ行ツタ時、「フォート、
 サンチャゴ」ノ憲兵隊司令官ガ夢遊道ハ翌日面
 會スル事ガ出来ルト彼女ニ云ツタ。(五、十參

裏面白紙

5.

Doc 2901

照) 四月十七日午後五時(十七時)(翌日)
 中国人會ノ「アング・テマン・サン」ヨリ「モク」
 夫人ト「マン・シ・チエン・ヤオ」夫人ニ對シ
 領事館員一行ハ談ニ他ヘ送ラレタカラ「フオー
 ト・サンテヤゴ」ニ行ビ夫ニ會ヒニ行ツテモ殆
 ンド柔歌デアラウト候ヘタ。(五・十七参照)
 ソレニモ河ラズ「クラーレンス・ケー・ヤング」
 夫人、「モク」夫人、「フエリザ・キユーロー」
 夫人、「シャイレ」夫人、「ワシントン」夫人、「
 Ruby Wang Shiao」夫人「ヤオ」夫人等ハ
 四月十八日「フオート・サンテヤゴ」ニ戻ツテ
 來タガ兩會ヨリ「領事館員」ハモウ叙ノ監官
 下ニ居ナイ。叙官ノ手ニ授サレタノダトイフ
 事ヲ聞キマシタルソコデ「モク」夫人ハ先前ノ
 ワカラナイ叙官職部ノ一人ノ所へ行キ何處ニ彼
 女ノ夫ガ居ルカタ尋ネルト、彼ハ遠クニ居リ彼
 ノ居所ハ秘密デアルト返答サレタガ、「天皇ニ
 行儀シテ証クカラ」十日カ十二日経過ギテカラ
 答ヲ聞キニ來イト言ヒ爾カサレタ。彼女ハ此ノ
 疑問ノ過ギルノヲ待ツテ此ノ叙官職ノ事務所ヘ
 行ツタ。スルト彼ハ天皇ガ「ダメダ」ト云ツタ

裏面白紙

131

Doc 2901

6.

ノテ稔念ナガラ答ヲスル事ハ出来ナイト云ヒ更
ニ「此處ヘモウクルナ」ト附ケ加ヘタ。(六
照)領事館員ノ着席シテニ夕衣及及ビ叙有物ハ
其ノ後夫道ガ終ニツケテモツテ居タ以外ハ家族
ニ返送サレタ。(六、十、十三、十七、二〇
照)

四月十六日ヨリ十九日ノ間ニ「フオート・サ
ンチヤゴ」ノ二名ノ被擄者ヲ「ホアキン・
バード」・「テイ・タベラ」反ビ「ホグイト・サ
ロング」ハ三・四人ノ日本人將校ガ率領ト軍刀
ヲタズサエ、領事館員達ヲ被擄ノ監房ノ前ニ一
列ニ並列サセ、手ヲ縛ツテ前庭カヘ歩カセテ行
クノヲ見タ。(四十一、八十回参照) 又ハ四
月十七日午後二時頃憲兵隊ノ自動車一台及ビ日
本人兵隊ヲ備置シタ一台ノ連發車トモウ一台並
ニ領事館員ヲノセテ連發車ヲ含メタ日本軍
ノ隊悉ク一隊ガ「マニラ」市「サンタ・クル
ズ」ノ中國人墓地ノ内ヲ入り、中國人墓葬堂ニ
向ツテ進ミ第二十三號ノ「^{PK}ポフ、^{PK}中国人墓葬堂ニ
ノ墓ノ前ヲ過ツテキル路ヲ右ヘト脇道ヘ入ツタ。
ソレカラ此ノ自動車ノ一隊ハ左ヘ進リ、前庭ノ
庭カラ約百ヤード程空地ヲ横切ツテ行き、其處
ヲ止ツタ。(按奉D・五九参照)領事館一行ノ
全車ハ「トラクタ」カラ強ロサレ、日本人兵隊ニ巨マ

裏面白紙

12

7.

Doc 2901

レテ丸ヲ踏ニテテ坐ラサレタ。(五十四参照)日本人ト思
 ハレル、姓名不詳ノ信侶ガ圓ノ肩ヲ歩キマハ
 リソノ後中國人達ハ手ヲ後テ縛ラレ目カクシヲ
 サレテ、兩意サレタ八米ノ長サノ墓ノ前ニ一列
 ニ並列サセラレ、腕ヅカサレタ、一方一人ヅツ
 小銃ヲ持ツタ日本人兵隊ガ八名ノ隊長各々ノ後
 ニ立ツタ。一人ノ將校ガ墓ニ行ツタ後、日本
 人兵隊ハメイ々々ノ機銃者ヲ射ツタ、スグニ死
 ナ、カ、ツタ者ハ獨銃ヲ射サレタ。此レガスン
 ダ後、兵隊達ハ第九區ノ墓ノ中ノ人間ノ死体ニ
 ボロ々々ノ土ヲ投ゲタソシテ出發シタ。(四九・
 五九・六〇参照)

墓地ノ他ノ労働者達ハ墓穴ヲ完全ニ埋メル様
 ニ命令サレタ。共同墓地トイフ意味ノ日本語四
 字ガ發カレテキル木碑ガソノ墓ノ上ニタテラレ
 タ。中國人墓地カラ二〇〇米離レテキル所ニ墓
 所ヲモツマニラ市澤佐管内ノ墓地管理官「ベ
 ンチオ・レイエス」氏ハ日本軍占領前中國日本
 人當局者ニ氣ヅツレヌヨウ埋葬ノ日時ヤソコニ
 葬ラレタ死体ノ後ヲ自分ノ本ニ書キ附ケタ。
 カタノ如キ記録ニ依ルト一九四二年四月十七日
 午後三時ニ八ツノ死体ガ日本人ノ命令ヲ用意サ
 レターツノ墓ニ埋メラレタトイフ墓ガ明ラカニ

裏面白紙

8.

Dec 2901

サレテキル。彼ハ其ノ時ソレ等ノ人達ノ國籍ガ
ワカラナカッタノテ各國人合兩列葬ト記シタ。
(按萃D四十四、四十五、參照)

一九四五年六月十四日八ヶノ死体ハ中國人墓
地第九區ノ共同墓地(區九・五二・五七・六二・
參照)ヨリ次ノ人達ノ面前テ掘リ出サレタ。ソ

ノ人達ハ「ジエイムス・コン・エイ・ワン」ノ妻
「シャリーリイ・シャオ・ワン」
「ヤング」及「ユ・キン・ヤン」(Young King
WY)

HUN)兄弟「チン・シウ・ヤン」ノ妻「ワ
イ・チャト・ヤング」
「トム・ミン・シヤオ」
「Ruby」Wang SIAO
「カイ・エン・

ノ妻「ルビー・ワン・シヤオ」
「MAY」Lo HOK
「ホク」ノ妻「メイ・ロ・ク」
「ヘ

ン・ロ」ノ妻「フハリヂ・キユ」
「ロ」
「ビ」ツ・シュー・ヤオ」ノ妻「ヤン・シー」
「Chong」YAO
「チエン・ヤオ」デアツタ。

コレ等血縁者達ハ死体ノ各々ノ頭骸骨ノ形ト
墓ノ中ヨリ發見セラレタル被害者ノ私有物カラ
死体ガ八人ノ中國領事館職員デアルト云フ事ヲ
明確ニ見分ケルコトガ出来タ。(按萃P・G・
H・I・J・K・六三・六五・六六・六八・七
〇・七二・七四・七五・七六・七八・八〇・八

裏面白紙

一 参照) 「モク」夫人ハ共同墓地ノ中カラ發見セラレタ角ノ縁トリノ眼鏡ガ彼女ノ夫ガ着ケテキタ眼鏡デアル事ヲ認メタ、又、領事館職員ノ妻ノ多クノ人達ハ「YOUNG」博士ノ白金ノ縁取リ日除眼鏡ヲ見分ケタ。(六三・六八・七〇・七二・七四参照) 「ワン」 「モク」 「シヤホ」夫人等ハ「ワン」氏ハイツモ瓜先ノ所ニ何時モ二ツ穴ノアル靴ヲハイテキタトイフノテ墓ノ中テ發見サレタ一足ノ靴ハ「ワン」氏ノ所有物デアルト判定シタ。墓ノ中テ發見サレタ「ロー」氏ノ赤鉛筆ハ「チャン・チン」氏ニ依リ「ロー」氏ガ一九三五年カラ一九四〇年ノ期間中國領事館テ領事代理トシテ職務シテキタ時ニ彼ニ與ヘタモノト同ジデアツタ。(六三・六七・六八参照) 「ロー」氏ノ墓カラ取り出サレタ褐色ノ草帯ハ捕鳥ニナル前ニ賣ツタ物デアツタ。ソシテ彼ノ妻ハ更ニ墓ヨリ取り出サレタ「ウエスト」博士ノ「ミラクル・タフト」ノ印アル襪ブラシハ、「フオート・サンチャゴ」ニ居タ時博士ノ所ヘモツテ行ツタモノト同一デアルト推測シタ。(六十五参照) 「ロー」氏ノ遺體ノ上口蓋ガ檢査サレタ時、髪ヲイレタ一夜ノ前ハ同氏ノ齒デアルト判定サレ一本ノ齒ブラシト、眼鏡ノ

裏面白紙

10.

Dec 2901

花漢儀ノ腰鏡一ケトハ「ヤオ」氏ノ持物ニ相違
 ナイト認メラレタ。(六六・七二参照)
 「SIAO」夫人ハ彼女ノ夫ノ腰鏡ヲ彼ノ頭蓋骨ノ
 中ニ發見シ、又「チユウ」氏及「C.S. ヤング」
 氏ノズボン吊ヲ認定シタ。(七〇参照)又一チ
 ン・シュウ・ヤング」ノ持物デアツタト認メラ
 レタル煙草ノ吸ロヤ實ブラシガ墓カラ取り出サ
 レタ「彼」^{CHU}「ワイ」^{CHU}ト「ヤング」^{CHU}夫人及
 「アルフオンゾ」^{CHU}ヤングト「ユー」^{CHU}ケン、
 ホン「兄弟ハ更ニ頭蓋骨ノ影ト墓ノ中テ發見サ
 レタ四枚ノ上筒筒方杖(チン・シュウ・ヤング)
 ノモノデアアル事ヲ認メタ。

裏面白紙

裏面白紙

Evidentiary Document # 290 / cent.

證明書

私(連合軍最高司令部法務部長アルヴァー・C・カーペンター)ハ左ノ諸項ヲ
 確認スル。即チ合衆國陸軍法務部所屬軍人ヨリ成ル數團ノ遊歴
 部隊カ比律賓解放直後、全比島内各地ニ派遣セシ、日本陸海軍人
 ニ依テ犯サレタル暴行予件(報告ニ依リ及ビ周知モノ)ヲ調査セシメテ
 レリコト。コウ幾多ノ予件ハ劫奪地附近ニ於テ充分ニ調査セラレ
 タルコト。暴行ニ関シ直接ノ知識ヲ有スル証人ハ傾向ナシニ口供書
 ハ做ラシ、犯行現場ハ必ズ渡シテ出張臨檢サレタリコト。
 斯クテ調査セラレル暴行ニ関スル報告者ハ今我々ノ事務所ニ
 保管ワレテオラト。及ビ此処ニ添附セシ書類ハ太平洋連合軍最
 高司令部法務部戦争犯罪支局報告オ三三号ニ包含サレ、
 證據概略デアリ。一九四三年四月十七日比律賓マニラ市サンタク
 ルス在、中國人墓地ニ於テ中華民國領事館員アル左記ハ左
 惨殺ニ関スル調査報告デアリコトヲ茲ニ確認スル。
 被害者姓名左ノ如シ。

「クラレンス・クアシン・ヤング博士」「カイ・イエン・モック」
 「シアオ・ピン・チエウ」「ユイ・ヘン・ロー」「ツイー・シユイ・ヤオ」
 「トム・ミン・シヤオ」「チン・シウ・ヤンク」及「レテムス・ラン・エイ・ワン」
 左證據概略ハ現在吾々ノ事務所ニ保管デアリ。

法務部長

アルヴァー・C・カーペンター (署名)
 ジョン・R・アリケヤード (署名)
 左者、日本東京ニ於テ一九四七年一月三日私面ニテ宣誓セリ
 即決裁判所
 兵大尉
 ジョーン・R・アリケヤード (署名)

証人

左者、日本東京ニ於テ一九四七年一月三日私面ニテ宣誓セリ

即決裁判所
 兵大尉
 ジョーン・R・アリケヤード (署名)

NO 1

Evid

（昭和二十六年三月十五日）
（東京）
（署名）
（署名）

Document # 1993

證明書

ソウニト社会主義共和国聯邦軍二頁タル
 余陸軍中佐「タラネニコ」ハ茲ニ一九四六年三月十
 五日附「ハサン湖事件」日東者證人「ホヂニスキ」ノ
 二頁ヨリ成ル口供書ハ一九四六年三月ノ二十日又
 ドリツキ「ヨリ」余ニ付セ
 該文書ノ原本ハ……
 一證期ス
 陸軍中佐 タラネニコ
 日本 東京
 一九四六年三月十五日

△
02
138

NO 1

E. 2160
Evidentiary Document # 1993

證明書

ソウゴトニシテ社會主義共和國聯邦軍ノ一員タル
余陸軍中佐「タラネニコ」ニシテ茲ニ一九四六年三月十
五日附「ハサン湖事件」ノ目録者證人「ホチニスキ」ノ
二頁ヨリ成ル宣誓口供書ハ一九四六年三月ノ二十日又
ハ其頃陸軍大佐「ドリツキ」ヨリ余ニ付セ
ラレタルモノナルコト並ニ該ノ文書ノ原本ハ………
ニ存スベキコトヲ證明ス。
人「ホチニスキ」ヨリ證明ス。

（署名階級）陸軍中佐 タラネニコ
日本 東京

一九四六年三月十五日

裏面白紙

証人訊問調書

Dec/1933
莫斯科市一九四六年三月十五日東京國際
軍事裁判所ニ蘇聯邦軍事審査官
法務大佐「トリツキ」ハ露西亞社会主義邦邦ソ
ヴェエト共和國刑法法典第九十五條ニ其ノ偽
證ニ對スル責任ヲ豫メ警告シタル後「下記」ノ
者ヲ証人トシテ訊問セリ而シテ同ハハ次ノ如ク
証言セリ。即チ

「ボリス」スキ、イワン、ノドロヴィチ、
一九〇九年生レリヤザンスカヤ州「グチコヴ」
スキ「」地区「マラヤ」ドミトロフカ村出身
陸軍ノ階級ハ陸軍中佐現在ハ「フルンゼ」
陸軍大學々生ニシテ住所ハ莫斯科科「ハ」
モウニキ「」大尉ノ寄宿舎「前科」アリヤシ
偽證責任ニ對スル証人警告ニ関スル者ハ本
訊問調書ニ添附セラレアリ。

No 2
一九三八年八月二日「私」ハ大尉「砲兵」聯隊ノ
一員トシテ「哈桑湖」地区「諛者」註「張鼓峰」地区ニ
到着シタ。此、聯隊ハ赤軍ノ他ノ部隊ト
協力シ、蘇聯領ヨリ日本軍ヲ驅逐スル任務
ヲ持ツテ居リマシタ。
其時迄「日本軍」ハ「哈桑湖」南方地区カ

N03

Nov 1993

ラハ東退サシテ居マシタガ、マダ哈桑湖自体及ビ
ザオセルナヤシ高地(訳者註張鼓峰)ヲ蘇聯領
一部ヲ占有シテ居タ事ヲ申シ上ケテ置カ
ネバナリマセン。

同日哈桑湖ノ南方地也テ砲兵偵察ヨ行ッ
夕際、私ハ蘇聯兵士ノニッ、死体ト少尉ノ階
級ノ蘇聯將校ノ死体ニ出会ヒマシタ。之等
ノ死体ハ全部残虐ニモ不具ニサシテ居リマシタ
少尉ノ死体ハ顔面胸部腹部脚ノ多クノ箇所
ヲ銃剣ヲ刺サレテ居リマシタ。其ノ上ニ銃剣カロニ
突刺サレ両眼ニハ銃剣ノ刺サレテアリマシタ。其ノ上ニ
兵士ノ死体モ亦銃剣ヲ刺サレテアリマシタ。其ノ上ニ
一ツノ死体ノ口ハ耳ノ所マテ引裂カレテ居リ合テ一人ハ
頭部ガ何カ重イ器物デ多クノ箇所ヲ打碎カレ、胸
部ハ十箇ノ銃弾ヲ射貫カレテ居リマシタ。

之等ノ事項ハステ私自身目撃シタモノニス
之以上證言スル事ハ何モアリマセン。

正確ニ記録サレ且通讀サレタコトニ對シ署名シス

(署名) 陸軍中佐「ホフニスキー」

東京國際軍事裁判所ハ蘇聯邦軍事

審査官

署名

法務大佐「ドムキー」

裏面白紙

201

Confidential Doc. #91996 E2161

（昭和二十年六月十五日）
（陸軍中佐 田中清）
（東京）

199. 09-1

證明書

22

日本 東京

一九四六年 六月十五日

陸軍中佐 田中清

證明書

ニ存スベキコトヲ證明ス。

「ソグエト」社会主義共和国聯邦軍一員ヲシテ余陸軍中佐
「タラネンコ」・「ゲイ」ハ、茲ニ一九四六年三月十二日附
「ハルシニゴル」河事件ノ目撃者證人「オムンケニシ」ニ夏ヨリ成
シ宣誓口肢書ハ一九四六年三月十二日又ハ其頃陸軍大佐
「トリフキ」ヨリ余ニ交附セラレタルモノナルコト。茲ニ該文書ノ原
ニ存スベキコトヲ證明ス。

No. 1

Evidentiary Doc. #P1996

E 2161

1996. 19-1

證明書

22

「ソウゴキト」社会主義共産国聯軍一員ヲシテ余陸軍中佐
 タラネンコ・ゲイハ、茲ニ一九四六年三月十日附
 ハルビンコル河事件ノ自撃者證人「オムンケニシコロ」ニ頁ヨリ成
 ル宣誓口録書ハ一九四六年三月十日、又ハ其ノ頃陸軍大佐
 「トリフキ」ヨリ余ニ交附セラレリモノナルコト、茲ニ該文書ノ原
 本ハ.....ニ存スベキコトヲ證明ス。

余ハ更ニ.....ヲ證明ス。

(署名階級) 陸軍中佐 タラネンコ

日本 東京

一九四六年 六月十五日

裏面白紙

Doc 1996

小哨が所在シタ僧院ハ此等三機ノ日本兵行ノ爆撃ノ
結果破壊サレマシタ。

「哈拉哈」河附近ニ我ガ部隊ガ蒙古人民共和國領ヲ侵入
セル日本軍隊ヨリ防衛シ戦闘中我ガ中隊ノ少尉「マリヌ」
ハ負傷シ日本軍ノ捕虜トナリマシタ。其レハ一九三九年、五月二十
八日夜ノ事デシタガ朝トナツテ我ガ前進スルニ際シ「マリヌ」
上附近ニ和ト乍候ハ「マリヌ」トウイヒ少尉ノ死骸ヲ発見シ
マシタ。五ツノ星ガ死骸ノ背中ニ刻マレテアリマシタ。
ソノ胸中ニ大キキ星ガ鏢ト槌ト共ニ刻マレテアリマシタ。
両眼ハ藥包ガ押シ込マレテアリマシタ。頭蓋骨ハ「マリヌ」
筒銃ガ割ラレテアリ、両足兩足頭ハ打折ラレ、高木両手ハ担
アゲラレテアリ、陰莖ハ切り取ラレ、腹ハ射撃車砲彈ガ一個
這入ツテ居リ、両足踵ハ焦ガサレ、手指ハ爪ハ抜き取ラレ、舌ト
両耳ハ切り取ラレ、体全体ガ銃ノ棚枝デ刺シ抜カレテヨリマシタ。
私ハ日本軍隊ノ我ガ赤軍將兵ニ付スル殘虐行為ノ他ノ
例ヲモ見テ較手シタムデアリマス。

No.3

一九三九年六月二四日、日本軍ノ一騎兵中隊ト七台ノ日本軍
裝甲自動車ガ我ガ隊ノ一團ノ兵ヲ包圍致シマシタ。
其ノ一團ハ十三名ノ赤軍兵ト一名ノ將校ヨリ成ツテ居マシタ。
敵目ノ十イ戰闘デ彼等ハ全部負傷シ、日本軍ノ捕虜ニ
ナツタムデアリマス。其ノ戰闘現場ニ約一丈隊ヨリ成ル、私ノ
指揮スル一隊ガ送派サレマシタ。
日本軍ガ我ヲ退サレルヤ我々ハ次ノ如キ光景ヲ目ニシタムデアリ

裏面白紙

No. 9

Doc 1996

マス。即チ日本軍ノ捕虜トナリ我ガ十三名ノ赤軍兵士及ビ
 一名ノ中尉ハ一箇時ニ於テ、バラバラニ斬殺サレテ、横タワツ
 テキリクニアリマス。此ノ上証言ナルニトハ何モアリマセン。
 陳述シタリヨカ正確ニ筆記サレ、通讀サレ、之ニ對シ、私ハ
 署名ス。
 東京國際軍事裁判所 軍事予審査官
 署名
 陸軍大佐「ドリツキ」署名
 署名

裏面白紙

No. 1

E 2162
P 1997
Authenticity Doc

證明書

ソグイニトシ社会主義共和国聯邦(蘇)自タル余、陸軍中佐
タラネニコ、ゲイハ、茲ニ添附文書「ハルビン」河戦闘
ニ参加セル「コサザエ」ベリ、テ「一九四六年二月十日」所陳述
書及「宣誓」口供書「一九四六年三月」ニ日又ハ其ノ頃、
陸軍法務大佐「コトリツキ」ベリ、テ「余」ニ交付セラレ
タレモノナルコト、並ニ該文書ノ原本ハ、
ニ存ス「キ」コトヲ證明ス。

余ハ更ニ

ヲ證明ス。

(署名、階級) 陸軍中佐 タラネニコ

東京
年六月十五日

(封印) (印) (署名) (階級) (職名) (氏名) (住所) (生年月日) (性別) (国籍) (職業) (学歴) (経歴) (備考)

No. 1

Evidentiary Doc ^{E2162} P 1997

證明書

ソヴィエト社会主義共和国聯邦(蘇)自タル余、陸軍中佐
 グラネニコフ、イハ、森ニ添附文書「ハルビン、ゴル河、戦、開
 発、加セル」コフザエフ、ベ、デー、レ、一九四六年二月十日附陳述
 書及、宣誓口供書「一九四六年三月、二十日又、其、頃、
 陸軍法務大佐、ヨトリツキ、ベ、ウ、レ、ヨ、余ニ交付セラレ
 タ、レ、モノナルコト、並ニ該文書、原本ハ、……………
 ニ存ス、キコトヲ證明ス。

余ハ更ニ……………ヲ證明ス。

(署名、階級) 陸軍中佐 タラネニコ

日本東京

一九四六年 六月十五日

裏面白紙

裏面白紙

Doc 1997

証人証言調書

モスコ、一九四六年三月十日

余東京国際軍事裁判所ソ連邦軍事審判官

法務大佐「ドリツキ」ハ虚偽証言ヲナシタルトキハ憲

西連社会主義聯邦ソウニト共和國刑法法典

第九五條ニ依リ責任ヲ負フヘキ旨警告シ

タル後、証人トシテ左記

「コブセフウニギミールイヴァ、ガイ、一九一〇年生、陸

軍大佐、現モスクワ「フルンゼ」軍官学校砲兵科教

官、住所「モスクワ」市「スモレンスキー」街「ス」館四九三

住宅

ヲ評向ニ所同人ハ次、如ク証言セリ、

一九三九年七月十九日又未一九三九年十月三日迄私陸

軍大尉、階級デ砲兵聯隊、参謀長トシテ哈拉哈

河（訳者註「モンハン」）戦闘地域ニ在リシ、私カ到着シ

タ時「ソ」家軍ト日本軍トノ向ニ激烈ナ戦闘ガ

行ハレテキタ（原文ニ「ソ」家軍ハ領内ニ侵入シタ日

本軍部隊ヲ蒙ラ人民共和國領カラ掃蕩スル任

務ヲ持ッテキタ。

日本軍前進陣地ヨリ至近距離ノ戦場ニ終始居リ

タリシ、私ハ我赤軍將兵ニ対スル日本軍ノ残虐行

爲、自撃者デアリタ。

即チ、一九三九年八月三日、

我が攻勢行動ノ結果、

No 2

Doc 1997

NO3

「ノスチヤナヤ高地地也ニ於テハ蒙古領ノ一部ヲ解放
 セラレタ。私ハ新ナル監視哨ヲ組織スル目的ヲ
 部下ノ候兵ヲ連レテ同地ニ到着シタ。此處テ私ハ
 赤軍ノ制服ハ着テキルガ帽子ヲカスツテキナイ赤軍
 兵士ノ屍体ヲ見タ。近附イテミルト屍体ハ耳ニ切り
 落サレテ居リ、屍体白体ハ床尾ガ壕ノ遊厰ノチニ
 挺ノソウヱーノ小銃ノ銃劍テ胸部ヲ地面迄刺
 シ通サレキルノカ分ツタ。

一九三九年九月二日フモリョーヤ丘地ニテ私ハ防禦ニ對スル駭敗ノ
 戦斗部著地ニ將校偵察ヲ行ヒ居タ。セリョーヤ丘地ニ強
 固ニ防禦施設見テ日本軍ノ支隊見テ八月下旬迄ハ彼
 等ノ手ニ中ニアリ。

此ノ支隊ハ兵ノ縦深ニ十五個ニ及ベ赤軍將兵屍体ガ谷見セタ
 (内兵士十三將校三)

屍体ハ腐敗シテ居タ。大部ハ屍体ハ手ヲ足ガ仰リ落サレテ居タ。
 若干ノ屍体ハ仰リ落サレテ手足ハソノ場ニ屍体ト共ニアリタガ、若干
 ノ屍体ハ手足ハ完全ニ仰リ落サレテソノ上ニ手足ハ銃利ナ武
 器ニ以テズル無數ノ打撲痕ヲ見ラシタ。殆ド總テ屍体ハ胸部ニ數
 片ノ皮膚ガ仰リ取ラレテ居タ。總テ屍体ハ多數ノ刺レ傷ハ仰
 リ傷ガアツタ。

以テ述ベタ傷ノ性質ハ夫等ノ傷ガ戦斗中ニ受ケタモノトシテ可
 能性ヲ完全ニ計ナスモ、デアル。

以テ述ベタ事ハ總テ私ガ自身目撃シタコトヲ外ニ証明
 スルコトハ何ミナイ。

No. 4

Doc 1997

正確に記載せし且通讀せしむ証トシテ署名ス

近衛大佐

(署名) コブセフ

東京國際軍事裁判所ニ解邦軍事
審査官 法務大佐

(署名) フドリツキール

裏面白紙

No. 1

E 1163

Evidentiary Doc 1995

證明書

「ヴイエット」社会主義共和国聯邦軍ノ一員タル余
陸軍中佐「タラネン」コゲイハ茲ニ一九四六年三月十二日附
「ハルビン」ゴル河事件ノ目撃者者證人「トミリン」ノ二頁ヨ
リ成ル宣誓口供書ハ一九四六年三月二十日又ハ其ノ頃陸軍
大佐「ドリツキ」ヨリ余ニ交附セラレタルモノナルコト茲ニ

（一九四六年四月十五日）
（陸軍中佐「タラネン」コゲイ）

………ニ存スベキコトヲ證明ス
………ヲ證明ス
陸軍中佐「タラネン」コ

一九四六年六月十五日

22

No. 1

Evidentiary Doc 1995

証明書

「ヴェット」社会主義共和国聯邦軍ノ一員タル余
 陸軍中佐「タラネンコ」ハ茲ニ一九四六年三月十二日附
 「ハルビン」河事件ノ自撃者證人「トミリン」ニ頁ヨ
 リ成ル宣誓口供書ハ一九四六年三月二十日又ハ其ノ頃陸軍
 大佐「ドリツキ」ヨリ余ニ交附セラレタルモノナルコト茲ニ
 該文書ノ原本ハ………ニ存スベキコトヲ證明ス
 余ハ更ニ………ヲ證明ス

(署名階級) 陸軍中佐 タラネンコ
 日本 東京

一九四六年六月十五日

裏面白紙

22

No. 2

Evidentiary Doc. 1995

訊問調書

莫斯科一九四六年三月十二日

余、東京國際軍事裁判所、蘇聯邦軍事審査官、
法務大佐、ドリツキー、ハ露西亜社會主義聯邦「ソビエ
ト」共和國刑法法典第九十五條ニ依リ、虚偽ノ証言ニ
對スル責任ニ就キ予ノ警告ヲ與タル上、下記名ノ者ヲ
証人トシテ審問セリ、而シテ同人ハ左記ノ如ク証言セ
リ、即チ

「トミリン、ニコライ、イヴァノヴィッチ、一九〇二年「ゴリコフス
カヤ」州「ソルモヴォ」市生シ、階級ハ陸軍大佐、現在「エム、
ヴェーフルンゼ」陸軍大學上級教官、莫斯科市「スホー
フスカヤ」街十四番館一二四號、住宅ニ居住シ前科アリ
マセン。

一九三九年ハ私ハ少佐デ哈拉哈河（記者註「モシハン」）戰
城ノ第一集團軍砲兵隊副指揮官ノ任ニアリマシタ。
積極的ノ戦闘行動ノ既ニ終了セル一九三九年九月ニ私
ハ「ソヴィエト」政府ニ依リ俘虜交換並死体引渡委
員ニ任命セラレマシタ。

私ハ自ラ日本軍統帥部ヨリ名簿ニ依リ約六十名ノ
「ソヴィエト」俘虜ヲ受領シマシタ。捕虜ハ全員憔悴
シ切ツキマシタ。彼等ハ衰弱ノ爲立ツ事サへ出来
マセンデシタ。彼等全員ノ瘦セ且ツ青白イコトハ驚愕ノ
程デアリマシタ。

殆ンド彼等ノ全部ハ其ノ顔ト体ニ皮下出血、痣、擦過

裏面白紙

No. 3

Doc 1995

傷が見受けラレタリマス。

捕虜が私に宰領セラレタ後、彼等ハ日本当局ノ残忍ナル取扱
ヒニ関シ詳細ニ詰リマシタ。捕虜ハ組織的ニ殴打ヲ受ケ長期
間食事ヲ與ヘラマセンデシタ。

一九四二年夏、私ハ哈拉哈河戦域ニ於ケル蒙古人民共和國、
滿洲國間國境劃定ノ第二小委員會長トシテ働キマシタ。

日本側ノ全權代表デアツタハ滿洲國外交部部員下村デシ
タ。下村ノ本職ハ外交官デアリマス。嘗テ或ル國境設定ノ
一試ヲシテケル我々ノ合同會議ノ席上下村ハ云ヒマシタ。

即チ、余ハ哈拉哈河附近ノ此、衝突ヲ始ムベキニ非ザルコトヲ
適當ナ時期ニ東京ヘ警告シタ。何故ナラバ、余ハ我等ノ
有スル兵力ヲ以テシテハ、何等得ル處ナキヲ豫知シテカカラザアル。
然レ東京ハ余ノ意見ヲ考慮スルコトヲ欲シナカッタ。ソレデ斯ル
結果トナツタデアリト。

以後ノ話ハ他ノ話題ニ関シ續ケラレタリマス。

他ニ陳述スベキコト何モアリマセン。

正確ニ記録サレ且ツ通讀セラレタルコトニ對シ署名ス。

大佐「トミリン」ノ署名

東京國際軍事裁判所蘇聯邦軍事審査官

陸軍法務大佐「ドリツキー」ノ署名

裏面白紙

No 1

E 7164
P 1999

Evidentiary Doc

陸軍中佐 田中 隆
（昭和二十六年六月十五日）
（陸軍省 陸軍部 陸軍中佐 田中 隆）

階級 陸軍中佐 田中 隆
昭和二十六年六月十五日

72
1999. 53-1
證明書

ソビエト社会主義共和国聯邦軍一員は余陸軍中佐 田中 隆に、該文書一冊（添付文書）又野原 昌次等より抜萃した一節（一九四六年二月二十日）又其頃、ガバイカル・アムール地方軍司令部に於て余に交付せられたるノナルト、即ち該文書、原本ハガバイカル・アムール軍司令部記録館内に存スベキコトヲ證明ス。
余ハ更ニ………ヲ證明ス。

Vo 1

E 7164
P 1999
Evidentiary Doc

72
1999. 53-1
證明書

ソビエト社会主義共和国聯邦軍一員に余陸軍中
佐カラネンコゲイハル係附文書一及野原官談等事
件ヨリ抜萃せし一節ハ一九四六年二月二十日又ハ其頃
サバイカルアムル地方軍ヲ裁判所ヨリ余ニ交付セラレタルモ
ノナルト、該文書、原本ハサバイカルアムル軍世官之記録
廳内ニ存スベキヲ證明ス。

余ハ更ニ………ヲ證明ス。

(署名階級)陸軍中佐カラネンコ

日本東京

一九四六年六月十五日

裏面白紙

一九四五年十月十二日附被告天野(音記)
訊問調書抜萃

1999

私ハ蘇聯ト日本ト向テ戦争勃發シ日即チ一九四五年八月九日
ニ私ガ才五課(情報部)長古参下ニ官尾頭(音記)ヲ呼ビ
出シ彼ニ省敬言察及ビ憲兵隊ト連絡ヲ取リ海拉甫市ニ在
居スルモノニシテ敬言察部ノ名簿ニ登録サレテキルニ蘇聯市
民ヲ檢擧シテ上ヲ特種中隊即チ彼等ヲ殺害シ且又敬言察部留
置場ニ勅令中ニ蘇聯ノ兵隊ヲ殺害スルヲ指令ヲ與ヘテト云フ罪
ヲ認メテス。上述ノ指令ヲ尾頭與ヘテ後私ハ設使地ニト出立シマ
シリガ、後ヲツテ尾頭モ設使地ニ私ノ許ニヤリテ来テ、私ノ指令
カ履行サレタフト即チ海拉甫市ニ居住シ在見人物ト思ハレタ
ル蘇聯市民檢擧殺害サレタフト私ニ報告シテシタ。尾頭ハ又
敬言察部留置場ニ抑留シテテ、タニ蘇聯兵隊モ亦殺害サレタ
フト報告シテシタ。

同 一九四五年八月九日貴方ノ命令ヲ幾人ニ蘇聯市民ガ殺

害サレタカ。

答 尾頭モ一九四五年八月九日、檢擧殺害ニ参加シタ。其他

私ノ部下モ殺害サレタニ蘇聯市民ノ人数ニ付テハ私ニ何モ報
告セザレシカシ私ニ訊問ニ対シ自己ノ考ヲ傳ヘルコトガ出来マス、
即チ敬言察部留置場ニ一九四四年ノ末カラ一九四五年七月迄ニ
逮捕サレタニ蘇聯兵隊千名ヨリ下ラサレシガ收容サレテキルニ
私ガ捕縛サレテ後、敬言察部ノ庭ニ穴ヲ見セラレタリテスガソコ
ニ四十五ノ死骸ガ埋メテアリマシタ。ソレカラ計算スルニ海拉
甫市中ニ檢擧殺害サレタモノハ約千名ノニ蘇聯市民即
チ非戦闘員住民テアツタテセウ。

202

裏面白紙

問 貴方何故海拉爾市に居住スル蘇聯市民ヲ殺害スルヤ命令

答 關東軍司令官ノ命令ヨリテ警察部ハ毎年蘇聯市民ノ名簿ヲ作成シテケレバナリヤセンデレリ。

之ハ蘇聯ト日本ト間ニ戰爭勃発ノ場合ニ備ヘテ作成サレ居ルヲモテス。

此命令ハ警察部ニ依リテ実行サレシキテアリマシ。

然レ一九四五年八月九日私ハ赤軍ノ攻勢ヲニ関聯シテ情况ヲ考

テ居ルニテ目ヲ率先シテ海拉爾市ニ居住シ且ツ警察部ノ名簿ニ注意人物トシテ載リテ居ル蘇聯市民ヲ檢査殺害スル指令ヲ出シテアリマス。

且又警察留置場ニ監禁シテ居ル蘇聯市民ヲ殺害スルヤリ指令ヲ出シマシ。

問 誰ヨリ蘇聯市民ノ名簿ハ作成カレリカ。

答 蘇聯市民ノ名簿ハ警察部特高部及ニ憲兵隊ヨリ作成セウシテキテアリマス。

ソレヲ作成シテ人ノ名前ハ知リマセンガ此ノ仕事ヲ指導シテハ警察特高部長河上修(音誤)ト憲兵部長

レモウ、ユキオトテアリマス。

問 一九四五年八月九日貴方指令テ殺害サレテ蘇聯市民ニ対スル罪状ハ何カ。

答 一九四五年八月九日私指令ヨリテ檢査サレ其後殺害サレテ蘇聯市民ニ対シテハ何モ具体的ナ罪状ハアリマセンデレリ。

彼等ハ軍ニ関東軍司令官ノ命令ニ依リテ蘇聯ト日本ト間ニ戰爭勃発ノ場合ニ注意人物トシテ名簿ニ登録サレテ居リマシ

過

1999

No. 3

No. 4

1999

ギマセン 何故カト云ヒムト 戦争中ハ此等人物ハ日本軍ニ對スル
密偵及ビ妨害行為ヲ行フ可能性ガ凡ト我々ニ考ヘテキリカラテアリ
マス

原本ニ露西語及ビ日本語ノ天野 勇 自筆ノ署名アリ 証問
ニ立会ヒル日本語通譯者「ゴルア」少尉及ビ証問ヲ行ヒタル
「ザバイカル」方面軍 軍事檢察輔佐官 法務大尉「スリニアリ
アシ」並ニ「ザバイカル」方面軍「龍巻」本部 主席 審査官
「ユスウフ」ザデーノ署名アリ。

拔萃ハ正確ナリ

「ザバイカル」アムール 軍管区 軍事裁判所
主席書記官 法務大尉

署名

「コアルイリシ」

裏面白紙

No. 1

Evidentiary Document 1998
E 8165

62

證明書

「ソヴェット」社會主義共和國聯邦軍員タル余陸軍中佐

「タラネンコイ」ハ茲ニ添附文書「一九四六年四月二十三日附證人

「ロマノエスター」ノ宣誓口供書「一九四六年四月二十日又ハソノ頃、

内務省國境守備令遣隊副長ヨリ余ニ交付セラレタルモノナル

ニ存スベキコトヲ證明ス。

陸軍省
陸軍部
陸軍中佐
(署名階級 陸軍中佐)

署名階級 陸軍中佐 タラネンコ

日本 東京

一九四六年六月十五日

No. 1

Evidentiary Document 1/1998
E 2165

62

證明書

「ソビエト」社会主義共和国聯邦軍ノ員タル余陸軍中佐

「タラネンコ」ハ茲ニ添附文書「一九四六年四月二十三日附證人

「ロマンクエスター」ノ宣誓口供書「一九四六年四月二十六日又ハソノ頃、

内務省國境守備分遣隊副長ヨリ余ニ交付セラレタルモノナル

コト並ニ該文書ノ原本ハ……ニ存スベキコトヲ證明ス、

余ハ更ニ……ヲ證明ス、

(署名階級) 陸軍中佐 タラネンコ

日 本 東 京

一九四六年六月十五日

裏面白紙

訊問調書

一九四六年四月二十三日、イマンレ市

余内務省の國境警備隊を五課隊長「ヤコフ」
大尉ハ左記ノ赤ヲ証人トシテ訊問セリ、

姓、名、文称

「ロマノフ、ニコライアレクセエヴィチ」

出生年 一九〇四年

出生地 「ゴロキ市」

現住所 沿海地方イマン市「ソシ」街二十六番地

黨籍 非黨員

國籍 「ロシア人」

市民権 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦

旅行証明書或ハ其他書類 四五年十月十四日附

身分証明書「〇〇七二五」

教育 中等医学教育

職業並ニ特技 齒科医

地位 現役

家族 妻「ロマウヤヤ」一九九年主婦 子供三名十五才以上

社會上ノ出身ノ勤人ノ云

過去ニ於ケル社會上並ニ政治上ノ活動

選挙ニ依ツテ職務ニ任命サレタ事ナシ

政務行實 「赤星」勳章、対独戦勝記念章、及対日戦勝

記念章授與

裏面白紙

No3

DOC 1998

軍務並ニ特別階級 軍医大尉

矢役関係

勞農赤軍勤務

祖國戦争参加

対日戦ニ参加

負傷挫傷有無

ナシ

敵占領地域在否

否

徒黨及ソヴェエト組織或ハ叛乱参加有無(ソ場所日時)

参加ニタルコトナシ

裁判ニ附ケレシコトアリヤイ否

虚偽ノ供述ニ対シロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國刑法典

才九十五條ニ依リ虚偽ノ証言ニ対シ刑法上ノ責任ヲ負フコトヲ豫メ

警告セラルベシ

署名(「E」ロマンフ)

裏面白紙

No 4

Document 1998

軍医大尉ロマンノ証言(続)

向帝國主義日本ニ対スル戰爭開始ト共ニ貴官軍医大尉ロマンノハ
軍醫トシテ作戰ニ奉命シテ後方確保ノタメニ〇〇聯隊西女兵アリ
又ドウナン市ニ居タリテ中國民衆ニ對シテ行ハタ日本ノ残虐ヲ
殺戮ノ現場ニ居テ譯テアルガ軍醫トシテ貴官ガ處刑ノ現場ヲ何ヲ
確認シタカラシメサシ

答、五五年(即〇〇聯隊要員トシテドウナン市ニ居タリテ私ハ同聯
隊長代理「ミキヤ」エフ少佐ノ命ニ依リ彼ニ隨伴シテ中國人ニ係ツテホ
サレタ日本ノ中國民衆殺戮ノ地(処)トシテ同市郊外南東約一料許リ
ノ所、道路カラ少シ許リ離レタ林ノ縁ニ種々ト安藝ヲニナシ
屍体ヲ數々ハ察見シタガソノ中ニツハ女ノ屍体ヲ而カモ一人ノ女ハ顔
ノ輪廓カラ歐洲人ヲアツタカソノ國籍ハ判定スルコトガ出来ナカッタ
屍体ノ大部分ハ天候ガ暑カッタ為ニ半バ腐爛シテ居リ手ハ後ニ
縛ラレ、或ル屍体ハ頭ニ重シク踏マツテモタ屍体ノ頸部ハ
斬傷ガアリ、ツノ女ノ屍体ニハ足ガ切リ落サレ、他ノ一ノ中カノ屍体
ノ脊中ヲ公脊椎ガ一本切斷サレテ居リ、刺傷ガアツタ判定ニ得
タ所ニ依リバ此等ノ人々ノ殺害ハ首ヲ軍刀ヲ打斬ツテ行ハタモ、
アルガソノ際ハ軍刀ノ打撃ヲ以テ一度ニ斬首サレタリテハナクテ、頸椎
骨ガ切斷サレカガサモナレバ切目ガ付ケラシタニ過ギズ人々ハソノ後
長時間生キテ居テ、虫血ト高トクメニ長イ舌ニ死ヲ遂ゲタリ
テアル若クハ屍体ハ處刑ノ場所ヨリ百米乃至百五十米離レタ
所ニテリ而カモマダ新シカッタ之ハソノ人々ガ高小數日間生キテ中テ

裏面白紙

159

No 5

Document 1998

這と廻り玄血ト飢餓ノタメニ迄々ニ死シテ事ヲ証明スルモノデアル、
医学的見地カラ軍医トシテ私ハ此等々ノ殺害方法ヲ殘虐ノ
部類ニ屬スモトスルニ件ニ關シコレ以上 何モ証言スル事ハナイ、
凡テ私ノ言甚ホ通リ正確ニ記録サレ私ニ通讀セラレタ

(署名)「エスロマンノフ」

訊問者内務省〇〇國境警備隊和五課次長

(署名)「ディアコノフ」大尉

裏面白紙

22-1-8
in (1)
P.1509 c-1
111
2.166

警報番號 一五〇九一〇
シヤム、ビルマ聯絡線建設ニ於ケル停務使用ニ
關スル報告書提出ニ付

一 本報告ハ一九四五年/昭和二十年/十一月二十
七日當時ノ陸軍省ヨリ在東京ノ中央聯絡事務局
ヲ通ジテ聯合國軍總司令部ニ提出セラレタル公
文書ナリ。

ニ 本報告ハ聯合國軍ヨリ抗議ヲ受ケタル際自發的
ニ提出セラレタルモノナリ
三 本件ニ關スル若干ノ警報ヲ御參考迄書ニ添附シ
置ケリ
一九四六年/昭和二十一年/九月十二日

第一復員局總務課長
ヨシモト・シゲアキ / 署名ノ

裏面白紙

1509c-2

一九四五年/昭和二十年/十一月二十七日

東京、中央聯絡事務局 宛

第一復員省ヨリ

主送一 タイ、ビルマ鐵道建設ニ於ケル停滯使用ノ件

ビルマ、シヤム國ノ鐵道建設ニ停滯ヲ使用セシ旨ニ關シ英米政府ヨリ抗議アリタルヲ以テ我方ニ於テハ添附別紙記載ノ通り其ノ状況ヲ調査セリ、乍御手徴右書類ヲ總司令部ヘ送附致下タシ

二〇・一二・一九 〇・五・〇・一一九七 / 昭和二十年

十二月十九日中央聯絡事務局 一一九七號ノ

聯合國軍最高司令部司令部 宛

在東京、中央聯絡事務局 復

主送、タイ、ビルマ鐵道建設ニ於ケル停滯使用ノ件

中央聯絡事務局第一一九七(一、二)號

一九四五年/昭和二十年/十二月十九日

日本政府ハ英米政府ヨリ抗議申入アリタルヲタイ、ビルマ鐵道建設ニ於ケル停滯使用ノ件ニ關スル調査書類送達ヲ送ニ送附ス。

總發代

中央聯絡事務局局長 房部ノ署名ノ(署名)

同封 調査書類 貳通

2167

22-1-8
in/10
P1509D-1

4052

日本帝國政府

聯合陸軍最高司令部官總司令部
在東京、中央聯絡事務局

主 題、タイ、ビルマ鐵道建設ニ於ケル停廢案ノ件

中央聯絡事務局第一一九七(一)、二) 號

一九四五年/昭和二十年/十二月十九日

日本政府ハ、英露兩政府ヨリ抗議申入レアリタル
「タイ、ビルマ」鐵道建設ニ於ケル停廢使用ノ件ニ
關スル調査報告書ヲ發シ提出ス。

昭和二十年十二月十九日
第一一九七(一)、二) 號
SHO 總司令部
AGO 陸軍省
三六三六
一九四五年
五七五

(次頁ニ續ク)

裏面白紙

1509D-2

總務ニ代リテ

中央郵政事務局長 T. 原部 / 言語 / 署名 /

同封、調査書類 伝頭

此等ノ報告書ハ一九四四年ノ昭和十九年ノ七月中
英國及美國政府ニヨリテ爲サレタル抗議ニ對ス
ル回答トシテ爲サレタルモノナリ。隨テ該抗議ハ
瑞西公使館ヲ通シテ爲サレタルモノナルガ故ニ、
當司全部ハ右抗議ニ就テノ記録ヲ有セズ。一週ハ
後瑞西事務局、アンダースン代官ニ BRIG A
DIER ANDERSON ニ送サレ、他ノ一週
ハ参照ノ爲瑞西公使館ニ送附セラレタルモノニシ
テ之レハ次イデ英國郵政務局長ニ送ラル啓ナリ。

W. A. B. / 署名 /

裏面白紙

E 2168 dd

P 5219

証據書類五二一九号

No. 1

昭和二十年(一九四五年)四月
日本戦争犯罪
軍事裁判所

裁判

條

戦争犯罪(列)告發#レ7

昭和二十年(一九四五年)
日本戦争犯罪

軍事裁判所

第一表

1. 此表ハオーストラリア軍事裁判所ニシテ裁タル罪跡ト
宣告トガ確認ナルモノハ昭和二十一年(一九四六年)四月
二日迄、日本人、名ヲ擧ゲテ表
表ハ更ニ定期的ニ發行サレテアラス

(註、明瞭ナル漢字、外ハ片假名ヲ使用ス)

階級	名前	起訴罪名(略述ス)	決定	処刑
陸軍中尉	日崎武彦	(1) 昭和二十年六月十九日頃 ソマリノ一帯地ニ於ケル強 鐵損罪	有罪	重労働禁錮五年
		(2) 昭和二十年七月二十日頃	有罪	

裏面白紙

E 2168

165

P 5219

No. 1

証據書類五二一九号

戦争裁判

昭和二十一年(一九四五年)戦争犯罪^條列=列告發^レテ
日本戦争犯罪人

オーストラリア軍事裁判所

第一表




1. 此表ハオーストラリア軍事裁判所=ヨリ裁^ル罪跡ト
宣告トガ確認^スレ^ルモノハ昭和二十一年(一九四五年)四月
二日迄、日本人、名ヲ擧^ゲテ表
表ハ更ニ定期的ニ發^行サレ^ルテアラフ

(註、明瞭ナル漢字、外ハ片假^名ヲ使用ス)

階級	名前	起訴罪名(略述ス)	決定	処刑
陸軍中尉	田崎武彦	(1) 昭和二十年六月十九日頃 ソアリン一帯地ニ於ケル死傷 毀損罪	有罪	重労働禁錮五年
		(2) 昭和二十年七月二十日頃	有罪	

裏面白紙

訂正

訂正理由	撮影 ミスのため
訂正箇所	直前の 2コマ取消
	2コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 28 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	斎藤光始  印
受託責任者	神奈川 藤原市 沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役  森 重隆  印

E 2168 02

P 5219

証據畧類五二一九号

No. 1

昭和二十年(一九四五年)四月
日本戦争犯罪
軍事裁判所
第一表

昭和二十年(一九四五年)
日本戦争犯罪

裁判
條
年犯罪列=列告發カレフ

軍事裁判所
第一表

1. 此表ハオーストラリア軍事裁判所=ヨリ裁ル罪跡ト
宣告トガ確認+レキモノハ昭和二十一年(一九四六年)四月
二日迄、日本人、名ヲ擧ゲテ表
表ハ更ニ定期的ニ發行カレテアラス

(註、明瞭ナル漢字ノ外ハ片假名ヲ使用ス)

階級	名前	起訴罪名(略述ス)	決定	処刑
陸軍中尉	田崎武彦	(1) 昭和二十年六月十九日頃 ソマリノ一帯地ニ於ケル死傷 毀損罪	有罪	重労働禁錮五年
		(2) 昭和二十年七月二十日頃	有罪	

E 2168 dd

P 5219

No. 1

証據書類五一九号

戦争裁判

昭和二十年(一九四五年)戦争犯罪^條例=ヨリ告發セラル
日本戦争犯罪人

オーストラリア軍事裁判所

第一表

1. 此表ハオーストラリア軍事裁判所=ヨリ裁^ル罪跡ト
宣告トガ確認^スルモハ昭和二十一年(一九四六年)四月
二日迄、日本人、名ヲ擧ゲテ表
表ハ更ニ定期的ニ發行^スルデアラフ

(註、明瞭ナル漢字、外ハ片假^名ヲ使用ス)

階級	名前	起訴罪名(略述ス)	決定	処刑
陸軍中尉	田崎武彦	(1) 昭和二十年六月十九日頃 ソマリヤ一帯地ニ於ケル死傷 毀損罪	有罪	重労働禁 錮五年
		(2) 昭和二十年七月二十日頃	有罪	

裏面白紙

No. 2

5219

1891

		ソリアン一番地=於ケル 饗行			
曹長	杉野ツルヲ	(1) 昭和二十年六月十日 サマツミ附近=於ケル 約三十九名、捕虜虐殺 (2) 昭和二十年六月十日 サマツミ附近=於ケル 約十五名、捕虜虐殺	有罪	銃殺	
	中山ヒロジ	昭和二十年六月十日頃 サマツミ附近=於ケル 約十五名、捕虜虐殺 並=銃剣-テ刺殺	無罪		
	三浦ワタル	全	無罪		
	宮本フミヲ	全	無罪		
	熊田ハハヲ	全	無罪		
衛兵	松本ヒデヲ	全	有罪	重労働禁 錮十年間	
〃	横山ノブヲ	全	有罪	全上	
〃	南郷ヒロシ	全	有罪	全上	

裏面白紙

No. 3

5-219

衛兵	山田ヨシマサ	全	上	有罪	全上
兵長	前川ハル吉	全	上	有罪	全上
"	金子マサミ	全	上	有罪	全上
(海軍)	山田トク子	全	上	有罪	全上
一等兵	物ワキチエ	全	上	有罪	全上
"	笹井シゲフミ	昭和二十年六月十日頃マラウク、 ミリ附近・於テ約45名ノ 捕虜ヲ銃殺約15名ヲ 銃劔ニテ刺殺。		有罪	10年向禁 銅章降徴
"	ヒロシ アサ	全	上	有罪	全上
"	小牧キヨツ	全	上	有罪	全上
"	小泉治作	全	上	有罪	全上
"	杉江ナチ	全	上	有罪	全上
衛兵	広田セツ子	全	上	有罪	全上
"	カナシゲ マサヨシ	全	上	有罪	全上

裏面白紙

NO.4

5219

	フジカワ チアオ	合	上	有	弄	合	上
	平山ヒデオ	合	上	有	弄	合	上
	中山トシシ	合	上	有	弄	合	上
	川村アツシ	合	上	有	弄	合	上
	ワカマツトシ	合	上	有	弄	合	上
警長	ヒゲヨシヲ	(1) 昭和二十年一月頃クマヤマ = 於ケルコトニ於テ原住民ヲ殺 (2) 昭和二十年一月頃クマヤマ = 於ケル暴行		無	罪		
警長	ヤキヨシヲ	(1) 昭和十九年十月三十一日ヨリ 同十月十九日頃迄ニソノ農園 = 於ケル暴行 (2) 昭和十九年十月三十一日頃 ニソノ農園ニ於テ支那婦人 = 對スル虐待		有	罪	絞首	
陸軍 中隊尉	アサキトシ	昭和二十年三月二十三日頃 クマヤマ島ニ於テ暴行 虐殺		無	罪		
陸軍兵	スズキアサキ	合	上	有	罪	五年 有期 懲	

裏面白紙

N. 0. 5

5219

191

二等兵	木村 武子	合	上	有罪	合 上
陸軍 中(少)尉	田中 忠一	合	上	有罪	銃殺
二等兵	藤崎 武夫	合	上	有罪	五年間禁錮
陸軍大尉	三ツミ 三子	昭和二十年三月二十日頃 於外島ハオニ格ナ 押虜處殺	上	有罪	銃殺
上等兵	後藤 正一	合	上	有罪	五年間禁錮
准尉	松本 三郎	昭和十八年四月六日頃 於ハオニ支那人非敵衛員六名ヲ殺		有罪	十年間禁錮
曹長	稲垣 正一	合	上	無罪	
兵長	岡村 利一	昭和十九年十月頃 於ハオニ支那人ヲ殺		有罪	二年間禁錮
曹長	稲垣 正一	合	上	有罪	絞首刑
兵長	山田 正一	合	上	有罪	二年間禁錮
陸軍大尉	岩佐 一三	昭和二十年三月頃 於ハオニ支那人ヲ殺 於ハオニ支那人ヲ殺 於ハオニ支那人ヲ殺		有罪	銃殺

裏面白紙

No 6

5219

170

階級	姓名	起訴罪名	決定	處刑
陸軍大佐	コバシゲル	昭和二十年二月三日頃、 於テ不 _レ 忠ニ於テ隊員ヲ擯棄シテ 逃 _レ 去 _リ テ	有罪	銃殺
陸軍少佐	田村トシ	同上	有罪	銃殺
陸軍大尉	中田武男	昭和二十年五月二十日、 於テ不 _レ 忠ニ於テ隊員ヲ擯棄シ テ逃 _レ 去 _リ テ	有罪	銃殺
陸軍大尉	ヲキムトシ	同上	有罪	五年間禁錮
陸軍中尉	ナカノリツ	同上	有罪	同上
陸軍中尉	山本カヲシ	同上	有罪	銃殺
陸軍中尉	長部トクニ	昭和二十年三月二十三日頃、 於テ不 _レ 忠ニ於テ隊員ヲ擯棄シ テ逃 _レ 去 _リ テ	有罪	銃殺
陸軍中尉	野村コトシ	同上	有罪	銃殺
陸軍曹	内野セツヲ	同上	有罪	五年間禁錮
陸軍二等兵	田中イヅヲ	同上	有罪	同上
陸軍中尉	ニムラフミヲ	昭和二十年六月十九日、 於テ不 _レ 忠ニ於テ隊員ヲ擯棄シ テ逃 _レ 去 _リ テ	有罪	同上
陸軍少佐	オダマラトシ	虐殺—昭和二十年二月頃トモ 於テ不 _レ 忠ニ於テ隊員ヲ擯棄シ テ逃 _レ 去 _リ テ	無罪	
陸軍曹	細谷ナカヲ	昭和二十年六月頃、 於テ不 _レ 忠ニ於テ隊員ヲ擯棄シ テ逃 _レ 去 _リ テ	有罪	銃殺

裏面白紙

No. 7

5219

階級	姓名	起訴罪名	決定	処刑
陸軍 大尉	高栗タツヲ	(1) 昭和二十年五月二十九日ヨリ六月二十六日 向英領北ボルネオカンダカ及ラウナ 向一於テ無数ノ姓名ヲ詳シテ捕虜ニ爲シテ殺シ (2) 昭和二十年八月一日頃 ラウナ附近ニ 於テ33名ノ姓名ヲ詳シテ捕虜ニ爲シテ殺シ	有罪	絞首刑
陸軍 大尉	横田シヅヲ	(1) 昭和二十年五月二十九日 同六月二十六日 向英領北ボルネオカンダカ及ラウナ 向一於テ捕虜ニ爲シテ殺シ (2) 昭和二十年八月一日頃 ラウナ、此ノ テ約30名ノ姓名ヲ詳シテ捕虜ニ爲シテ殺シ	有罪	銃殺
?	ナガヒロミヲ	昭和二十年五月二十九日ヨリ六月二十六日 向一カンダカ及ラウナ向一於テ 無数ノ姓名ヲ明シテ捕虜ニ爲シテ殺シ	有罪	十年禁錮
?	中山タツヲ	合	有罪	合上
?	藤田銀次郎	合	有罪	十年向禁錮
?	ヒロハタシヲ	合	有罪	十年向禁錮
?	三宅タツヲ	合	有罪	十年禁錮
?	シヨザシヲ	合	有罪	八年向禁錮
C.M.E	吉川タツヲ	合	有罪	十年向禁錮
	福島タツヲ	合	有罪	合上
	長藤タツヲ	合	有罪	十年向禁錮
	松葉タツヲ	合	有罪	合上

裏面白紙

No. 8

5219

階級	姓名	起訴罪	名	決定	処刑
C.M.E	竹内ヨシノ	合	上	有罪	十一年禁錮
	上村正一	合	上	有罪	合 二
	小林静男	合	上	有罪	合 二
	松田ケンヂ	合	上	有罪	十一年禁錮
	サトウハチロー	合	上	有罪	十一年禁錮
	曾根トシ	合	上	有罪	十二年向禁錮
C.M.E	武部イサヲ	合	上	有罪	九年古禁錮
C.M.E	梅村カヅン	合	上	無罪	
	宇敷宮ヒサシ	合	上	無罪	
	横田マサウ	合	上	有罪	九年古禁錮
	吉村サオ	合	上	有罪	十年古禁錮
	イワベゲル	親東北山村ヲウ附近ニ於テ約8名ノ姓名ヲ詳シテ捕虜虐殺		有罪	十年古禁錮
	林田シツロウ	合	上	有罪	十年古禁錮
	石井フサヲ	合	上	有罪	合 二
	川上清	合	上	有罪	十年古禁錮
	余木三郎	合	上	有罪	十年古禁錮

裏面白紙

No. 9

529

173

	高田 一三	合	上	有罪	五年古禁錮
	ヤシケン	合	上	無罪	
海軍少将	山中 一木	合	上	有罪	五年古禁錮
	馬場 吉山	合	上	無罪	
海軍中佐	岡田 一八	合	上	有罪	終身禁錮
	廣田 次郎	合	上	有罪	合 上
	コノ 半三	合	上	有罪	五年古禁錮
	木田 一三	合	上	無罪	
	三宅 一三	合	上	有罪	終身刑
	森岡 一三	合	上	有罪	五年古禁錮
	広司 一三	合	上	有罪	八年古禁錮
	吉川 一三	合	上	有罪	五年古禁錮
	吉岡 一三	合	上	有罪	五年古禁錮
	ヤスヤマ 一三	合	上	有罪	合 上
	長瀬 一三	合	上	有罪	合 上
	林田 清	合	上	有罪	合 上

裏面白紙

		(2) 昭和二年八月頃トハラ 於テ、ウラツギ、トウ、ギル 産殺	有罪	
陸軍 大尉	星島 進	捕虜ヲ密閉シテケルメ又 我酷ナル政打ヲ認メ且許シ ルニテ苦干ノ捕虜ガ死ニシテ 自己ノ部下ノ兵士ニテ虐待 ト我酷ナル政打ヲ認メ且許シ B) 捕虜ニ対シテ適切ノ医療的 処置ト食物トヲ與ヘカフ 病氣ヲ栄養不足ノ捕虜ガ 重方解ニ使役スルヲ認メ 且許シ	有罪	絞首刑
伍長	耳場 外レ	昭和二十年七月八日頃トモホ 於テ、ルノース、加ア、歌、空、捕虜 産殺	無罪	
軍曹	相馬 外レ	昭和二十年三月五日頃トモホ 加ア、歌、空、捕虜ヲ北セバ、ス カカスカガノニ於テ産殺	有罪	六年古禁網
曹長	佐々木 外レ	合	有罪	六年
軍曹	定倉 外レ	合	有罪	三年
曹長	森本 外レ	昭和二十年八月頃トモホ、 ア、歌、空、捕虜産殺	有罪	欽叙
曹長	赤堀 外レ	昭和十八年三月頃、ウラバン、 非我斗、産セエト、ア、産等	無罪	

裏面白紙

No. 13

5219

陸軍 大尉	村ニヒロレ	昭和二十年一月廿ハルマヘヲ寫 カキテ於テホスルヤ歌亞隊員 捕虜虐待	無罪	
曹長	古川ヲシヲ	昭和十八年十一月頃ヨリ同十九年 迄非戦闘員ヲ殺シ又殺傷シテ 虐待	有罪	十五年 禁錮
陸軍 中(少)尉	阿部ヲヒサ	昭和十九年三月頃ヨリ大反ビリテ テハフニ於テハソノバチヲ打	無罪	
曹長	ヲガイヲシヲ	非戦闘員虐待 1) 昭和二十年二月十日頃ヲマリニ於テ 2) 昭和二十年三月頃ヲマリニ於テ 3) 昭和二十年八月頃ヲマリニ於テ 4) 昭和二十年四月頃ビタオリノヲマリニ於テ	有罪 有罪 有罪 有罪	十五年 禁錮
	林ヨシリ	昭和十六年十月ト昭和二十年六月間 英領北ボルネオカンダカンニ於テ捕虜 虐待	有罪	十五年 禁錮
	北村ヲマヲ	合	有罪	全上
	キヨヲヲマヲ	合	有罪	全上
曹長	北田ヨシヲ	非戦闘員虐待 1) 昭和二十年一月十日頃ヲマリニ於テ 2) 昭和二十年二月頃ヲマリニ於テ 3) 昭和二十年八月頃ヲマリニ於テ 4) 昭和二十年四月頃ビタオリノヲマリニ於テ	有罪 有罪 有罪 有罪	十五年 禁錮
曹長	並司ヲマヲ	昭和十六年五月十五日ト昭和二十年 九月十日官カケテニ於テ 捕虜日ニ虐待	有罪	十五年 禁錮

裏面白紙

N. 14

曹長	松宮カシ	合
軍曹	コゴ. ヴル	合
軍曹	茂草カツ	合
陸軍中尉	稻垣テヲ	合
中尉	久保アヒ	合
衛兵	永田ヒヲ (別名者一カ)	合
"	木村ノリス	合
"	松田タケ	合
"	岡本ナメ	合
"	石本ヨシヲ	合
"	津田ヒサ	合
"	藤本ヨシヲ	合
"	田中ハジメ	合
"	鈴木ボル	合
"	安本ヨシヲ	合
"	栗山タケヲ	合
"	松田ブキ	合
"	石井ヒデヲ	合
"	高村ヒサヲ	合

128

5219

上	有罪	七年間禁錮
上	有罪	二十年
上	有罪	十五年
上	有罪	十年
上	有罪	終身刑
上	有罪	七年間禁錮
上	有罪	十年
上	有罪	十五年
上	有罪	十五年
上	有罪	十五年
上	有罪	十年
上	有罪	三年
上	有罪	十年
上	有罪	十五年
上	有罪	二十年
上	有罪	十年
上	有罪	七年
上	有罪	十年
上	有罪	十年

裏面白紙

No. 15

5219

衛兵	徳田マサヲ	合
"	松林ヲヲ	合
"	喜見ツネヲ	合
"	木村セウヲ	合
"	十村シヅヲ	合
"	川村カヲ	合
"	金子シヅヲ	合
"	今川マサムネ	合
	加藤タダヲ	合
	藤打次	合
	竹内シヅヲ	合
	小林ヲヲ	合
	十村シヅヲ	合
	笠岡エイヲ	合
	松本ヲヲ	合
衛兵	藤田ヨシヲ	合
"	富林ヲヲ	合
"	吉田ヲヲ	合

上	有罪	十五年内禁錮
上	有罪	十年内
上	有罪	五年内
上	有罪	十五年内
上	有罪	三年内
上	有罪	十年内
上	有罪	十五年内
上	有罪	十年内
上	有罪	五年内
上	有罪	十年内
上	有罪	七年内
上	有罪	十五年内
上	有罪	三年内
上	有罪	三年内
上	有罪	七年内

裏面白紙

N. 0. 16

5219

衛兵	岡本ヨシヲ
。	松山セイヤ
伍長	小坂ヤスシ
警長	青身カサ
衛兵	竹田次郎
。	岡本ヨシヲ
。	福島カサ
陸軍 少将	遠藤ルイヲ

△
△
△
△
△
△
△

北セリハス=於テハ掃蕩=國
ナルヲ遇フ無クニコトヲ世視ル
ル=依リテスルヤ取テテ掃蕩
カ昭和十九年十二月及昭和二十年
九月間=死亡

正	有罪	三年向禁錮
上	有罪	十年向
上	有罪	十年向
上	有罪	七年向
上	無罪	
上	無罪	
上	無罪	
	有罪	五年向

裏面白紙

裏面白紙

證據書類第五二九號

機密

複寫第

號

戰爭犯罪裁判

濠洲軍當局ニ依リ

一九四五年ノ戰爭犯罪法ノ下ニ

起訴サレタル日本戰爭犯罪人

氏名表第一號

Evidentiary Document # 5219

一本表ハ濠洲軍事裁判所ニ於テ審理セラレ判決及宣告
ガ確認サレタル日本人ノ名ヲ記載シタモノナリ且一九四六年四月廿
迄ノモリヲ合モノナル今後氏名表ハ定期的ニ發行サルベシ。

二本表ニ關スル通信ハ記號ニ爲サルベシ。

濠洲「メルホルン」濠洲軍本部
(信號宛名「メルホルン」陸軍)

一九四六年四月九日附

證據書類「A」

本書類ハ濠洲軍當局ニ依リ一九四五年ノ戰爭
犯罪法ノ下ニ起訴サレタル日本戰爭犯罪人ノ氏名
表第一號ヲアリ、一九四六年四月九日附ニシテ且一九
四六年五月二十八日日本官ノ面ニテ宣誓證言
サレタル陸軍大佐「エドガー・アラン・クワリフリン」陳
述書中ニ引用セラレ居ルモノナリ。

濠洲軍將校

E. W. ハリー 陸軍少佐

(署名)

No. 1

裏面白紙

Document 5219

私即承認番号VX-0ハニニテ「メルボルン」陸軍本部、
修房及收容者監督「エドカー・アラン・グリフィン」大佐ハ宣誓
ノ上、左ノ如ク述ベマス。

一、現在私ノ前ニ提示サレテナル「A」ナル文字ヲ附シテ「文書ハ濠
洲軍當局ニ依リ、一九四五年ノ戦争犯罪法ノ下ニ起訴サレタ
ル日本戦争犯罪人ノ氏名表第一号デ、一九四六年四月
九日附ノモノデアリマス。

二、該表ハ一九四五年ノ戦争犯罪法並之ニ附属スル諸
規定下ニ一九四六年四月二日迄ニ濠洲軍事裁判ニ依
リ審理セラレタル日本人並ニ右裁判所ニヨリ各々確
認サレ、裁定セラレタル起訴事実、判決、及宣告ノ真
実ニシテ正確ナル記録ヲ含ムモノデアリマス。

三、右判決及宣告ハ各事件ニ付キ適當ナル濠洲
軍當局ニヨリ確認サレテキマス。

一九四五年五月二十八日 余ノ面前ニ於テ宣誓証言サ
ル

E. A. グリフィン (署名)

濠洲軍將校 陸軍少佐

E. W. ハーリ (署名)

No. 2

No. 1

22-10
201.101

P 523
E 2109
72 謹

階級	姓名	告訴(概要)	判決	宣告
中尉	河原 可成	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
少尉	カエダ フセ	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
少尉	上田 (植田)	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
少尉	カキタ マモリヲ	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
少尉	ヨシダ マサキヲ	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
兵曹	吉崎	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
兵曹	シヨウノ、シヨウノイヲ	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
兵曹	ハラ、ヨシト	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
中尉	原	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
中尉	カワヅリ、イノコシ	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺
中尉	片桐	昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲、 ケマル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ ノトス	有罪	銃殺

戦争犯罪裁判
昭和二十一年戦争犯罪法ニヨリ、豫州軍
争事官ノ提訴セラルル日人戦争犯罪者
一名
(才二名)

一、本表ハ昭和二十一年五月二十八日、在二塘洲
軍裁判ニテ審議セラレ判決申渡リ受
ケタル日人ニシテ、尚不随時追加セラルルモ
ノトス

和五九号

裏面白紙

183

No 5

5239

左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	兵曹
園田	リノガツナ	ノリガ、ハツコシ	マスイアヒサヨ	山岸	ヤマエトヲツヲ	田中	竹内	クサノタニサヲ	赤坂	スエヒ、エサジツカ	長谷	オカタニ、クサジ	兵頭
													キヨマ、ウイヨシ
													ヒガ、ヒロヒヲ
													(KDE)

左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪
十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年

裏面白紙

166

5239

任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任
田中	近原	トワドメカスヲ	イナガサカカラ	光田	原口	カワハラエスミ	川前	イナハラハジメ	中村	モトアチヲ
任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪
禁錮二年	禁錮四年半	禁錮一年	禁錮二年	禁錮二年	禁錮二年	禁錮二年	禁錮二年	禁錮二年	禁錮二年	禁錮二年

裏面白紙

188

269

5239

兵曹	准士官													
左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左
石原	伊シワラテガモ	黒木	クロキ、クヨシ	イワベ、エシヅウ	光田	イゲダ、エサヲ	山岸	ヤマモト、トヨキチ	内倉	マケクラ、ヨシヲ	高岩	タカヤ、キタチカ	工煉	クドワ、キシジロウ
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪

裏面白紙

189

209

5239

特務 兵曹	兵曹	左	伍長	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左	左
杉野 スギノサヒロ	池田 イケダヒロジ	ヨネコカトリヨ	北山 キタヤマミノヤチ	高山 タカヤマシゲヲ	生野 シヨノシヨイチ	大崎 オオサキケンイチ	コヤマチ、ロモツ	福口 フククチイチヲ	有田 アリダセイチヲ	山本 ヤマモトイサヲ	中村 ナカムラケサノリ	カズキ、チヨシ	カワサ イワヲ	
左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前	左 前
無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪

裏面白紙

No 11

5239

大尉 佐伯	伍長 日比野	少尉 今村	少尉 村井	少尉 ミツバヒカチヲ	少佐 鈴木	軍曹 勝山	軍曹 尾崎	任長 相沢
サイキカスカネ	ヒシノカツヲ	イムラカツヒコ	ムライコイヲ		スギキヒロシ	カツヤムトモ	ヲサキカウチ	アイサワルモト
昭和十八年九月 ヨリ昭和二十年九月 三至ル間ニテモノ少 (原文不明)及ハカ シテ補任官ノ地位	今 前	今 前	今 前	昭和十九年四月 アトニテ印度人 補任官ニシテ	一同 前	一同 前	昭和十九年二月 手自頃ニテ ニテ民間補任 般官	昭和十九年正月 手自頃ニテ 民間兵士 般官
有罪	無罪	有罪	有罪	有罪	無罪	無罪	有罪	有罪
禁錮 三月	禁錮 五年	禁錮 三年	禁錮 三年	禁錮 三年	無罪	無罪	絞首刑	終身 禁錮

裏面白紙

193

Vol 2

5239

少佐	(兵長)	任長	軍曹	伍	曹長	特務	大尉	大尉	大尉
荒井	アライタイゾウ	カミモト、エス	北野、保	成田	原口	今ガキクミヨ	アベ、アリサク	モリ、テイシユ	アマガワ、チカハラウ
伍	伍	伍	伍	伍	伍	伍	伍	伍	伍
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	有罪	有罪	有罪	無罪
						一月日	一月日	一月日	

裏面白紙

194

NO 1

Evidentiary Document # 5239

証據書類 才五二三九号

一九四五年 戦争犯罪條例ニ関スル件

本職、ムルボーン、陸軍司令部俘虜及び抑留者部主任、VX-10
ハ-ニニ、エトカー、アラシ、フリフィン、陸軍大佐に宣誓ヲ為シタル
後陳述ス

一、茲ニ本職ニ提出セテ表示サレタル、A-1ト記テタル書類ハ一九四五年

五月三十一日附 濠洲陸軍官憲ヨリ一九四五年 戦争犯罪條例

ニ従テ告訴サレタル日本人戦争犯罪者、オニ表示サル。

二、右表ハ一九四五年戦争犯罪條例及び其規定ニ従ヒ一九四六年

五月二十八日現在迄濠洲軍事裁判ヨリ公判ニ附サレタル日本人

ノ眞実且正確ナル記録ヲ含ミ尚確認サレテ告訴判決處刑

ニ付スル右裁判ヨリ各裁定ヲ含ム。

三、判決並ニ處刑ハ各訴訟ヲ通ジ通切ナル濠洲陸軍官憲ヨリ

以テ確認サレタリ。

E. A. グリフィン (署名)

本一九四六年六月四日

余面前ニ於テ宣誓シタリ

濠洲陸軍將校

E. W. バリー (陸軍少佐)

裏面白紙

松尾
書類第一六三三号

戦争犯罪裁判

一九四五年 戦争犯罪條例ニテテ告訴

セラルル日本人戦争犯罪者

遠洲陸軍官舎ヨリ

第二表

一本表ハ遠洲軍市裁判ニヨリ公判ニ附セラルル
日本人及ヒ彼等ニ対シ確証セラルル判決並ビニ
處刑ヲ命ズルモノ一九四六年五月二十八日現在生
作成マレテモ、後録ノ表ハ定期的ニ改行サレ
ニ本表ニ同ナル書翰ハ左記ニ宛テラレヘシ

遠洲 メルボート

陸軍司令部

(電帳)メルボート(陸軍)

日附一九四六年五月三十一日

本表ハ一九四六年五月三十一日附遠洲陸軍官舎ニ
ヨリ一九四五年戦争犯罪條例ニ従ッテ告訴サレタ
日本人戦争犯罪者ノ表ニ表テテリ一九四六年六
月四日 本表ノ面前ニ於テ「E」カケリタレ
陸軍大佐カ言ヒ「A」ト記サレ
タル表テアル

遠洲陸軍官舎ノ將校

陸軍少佐

E. W. バリール (署名)

裏面白紙

EX. 2170 2170

Evidentiary Doc. 10-B-1

條三普通合第五三號

昭和十七年一月十三日

3000

陸軍次官

海軍次官

内務次官

外務次官

別紙添附

千九百二十九年七月二十七日の停屠の待遇に関する
國際條約及赤十字條約條項恪守に關し米國政
府申入傳達に關する件

本件に關し在京瑞西國公使より別紙寫の通り申
越したるに付右茲に送付す貴見御同示相成度し

本信送付先 陸軍次官、海軍次官、内務次官

千九百二十九年七月二十七日ノ停屠ノ待遇ニ關スル國
際條約恪守ニ關スル米國政府申入ニ關スル千九百
二十一年十二月二十七日附外務大臣宛在京瑞西國公使
來翰假譯

以書翰啓上致候陳者本國政府ノ訓令ニ基キ本使ハ
今般「アメリカ」合衆國政府ガ日本國政府ニ對シテ左ノ通り
傳達方希望ニ居ルヒ日閣下ニ對シ御通報申上ケル
ノ光榮ヲ有シ候

「アメリカ」合衆國政府ハ千九百二十九年七月二十七日壽府
ニ於テ締結セラル停屠條約並ニ壽府赤十字條約

No. 1

2273
im/1. (4)

No. 2

Doc. 10-B-1

締結國トシテ右兩條約ノ各條項ヲ適用スルノ意思ヲ
 有シ尚合衆國政府ハ壽府停虜條約ヲ抑留セラルヘ
 キ如何ナル敵國非戰鬥員ニモ右條約ノ條項ガ適用
 セシ得ヘキ範圍ニ於テ適用スルノ意思ヲ有シ候
 日本政府ハ右兩條約ノ署名國ナルモ壽府停虜條
 約ヲ批准シ居ラサルヲ了解致居候
 然レテ合衆國政府ハ日本國政府カ右兩條約ノ條
 項ヲ敘上ノ意味ニ於テ相互的ニ適用セラレシコトヲ希
 望致候 合衆國政府ハ本件ニ関シ日本國政府ノ意
 嚮ヲ表明ニ接シ度候

本件ニ関スル日本國政府ノ意向向照會タテ本使
 ハ茲ニ閣下ニ向ッテ深甚ナル敬意ヲ表シ候

敬具

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Certificate

文書目録
第 第 院 院

余林カオルハ余下記文書種ニ於テ即チ文書課長トシテ
日本政府トシテ的関係ニ在リテモトシテ註ニ該官舎今シテ余カ
於ニ添附スルシモ 三一 百ヨリ成ル 千九百 年一昭

附 下記題名 却チ 得ルニ作漏
二箇ノ書本ハ條々ニ條々ニ通同ニ同ニニ末國政府存シ書ノ
文書目録添付ニ付シテ存シテ之ニ證明ス

余カ更ニ下記ニ記録スルニ文書ノ日本政府ノ公不書百九十二
註ニ在リ下記ニ稱スル者ハ一部局ノ公文書類及ビ綴ノ
一部ノモノトシテ證明ス (若シテハ添付書類又ハ引用其他
公文書類又ハ綴ニ於テ) 該文書ノ發現所在ノ公式名
稱ヲ特記スル

日本外務省
千九百四十六年一月一號和二十一年十一月二十七日

東京 二 於ノ署名名

右ノ者ハ公文書類
人

林カオル (印)
文書課長
才ト、下カハル

條三普通才五号

昭和十七年一月二十日

拓務次官 殿

外務次官

千九百二十九年七月二十七日ノ停廢ヲ待過ニ因
スル國際條約ニ因シ米國政府申入傳達ニ因
スル件

本件ニ関シ米國ノ利益代表タル在京瑞西國
公使ヨリ別紙寫ノ通り申越シタルニ行外地抑
留敵國非戦闘員待遇ヲ針ニ関シ貴省ノ御
意見ノ儀御指示賜度
同分

千九百二十九年七月二十七日ノ停廢ヲ待過ニ因シ
國際條約略齊ニ因スル米國政府申入ニ因ス
ル千九百二十一年十二月二十七日 附外務大臣宛在京
瑞西國公使米翰假託

以書翰路上致候陳者本國政府訓令ニ基キ
本使今般「アメリカ」合衆國政府ガ日本國政府
ニ對シ左ノ通り傳達ヲ希望シ居ル旨閣下ニ打
シ御通報申上ケルノ光榮ヲ有シ候
「アメリカ」合衆國政府ハ千九百二十九年七月二十日

No 1

EX 2171 22-1-3 in (2)
Evidentially Doc. 70-13-2
3000

No. 2

Doc 10-B-2

壽府ニ於テ締結セラルル停廢條約並ニ壽
 府赤十字條約ノ締約國トシテ右内條約ノ
 各條項ヲ適用スルノ意思ヲ有シ尙合衆國政府
 ハ壽府停廢條約ヲ保留セラルルキ如何ナル敵國
 非戦闘員ニ右條約ノ條項ガ適用セラレ得ヘキ範
 圍ニ於テ適用スルノ意思ヲ有シ候
 日本政府ハ右内條約ノ署名國ナルモ壽府停
 廢條約ヲ批准シ居ラレラ了解致居候
 然レテ合衆國政府ハ日本國政府カ右内條
 約ノ條項ヲ敘上ノ意味ニ於テ相互的ニ適用セ
 ラレシコトヲ希望致候合衆國政府ハ本件ニ関
 シ日本國政府ノ意向表明ニ接シ度候
 本件ニ関シ日本國政府ノ意向照會書
 本使ハ此ニ関シ同下ニ伺フテ深甚ナル敬意ヲ表候

敬具

裏面白紙

裏面白紙

Certificate

證明書
フントの文書局
国際検査局

與藤及七公正三同入證明

余杯カオールの余カ下記資格於テ即チ文書課長トシテ日本政府ト公約關係ニ在ルモ、フント並ニ該官吏トシテ余カ茲ニ添付モラレタル三ニ夏コリ成ル千九百四十四年昭和十九年二月十三日附下記題在即チ日本官報輕下地域ニ於ケル係及柳留番ノ待過ニ因ル米(國政府抗議送付)件、文書、保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス

余ハ更ニ添付記録及ビ又書カ日本政府ハ公文書白ナルコト並ニ右ノ下記名稱、省又ハ却局ハ公文書白類及ビ綴一卸ナルコトヲ證明ス(若シ下ハ綴番并又ハ引用其他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書成規所在、公文名稱ヲモ特記スヘシ)

日本外務省

千九百四十六年/昭和二十一年/十二月二十七日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

杯カオール

右ノ者ハ公的資格

文書課長

誇人

フントカハル

原本不明瞭

裏面白紙

Certificate

文書目録

文書目録

余林カミルハ余下記文書目録ノ即チ文書目録トシテ

日本政府ト公的関係ニ在リテシテ該官署ノ全ク

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

該官署ノ全クニ在リテシテ該官署ノ全クニ在リテシテ

外工172
Evidentiary Document No. 10-B-3

22-1-3
m/cv

3000
本件は関し在京瑞西國公使より別紙寫々通申
越したる上何事参考迄致し送付す

日本赤十字社々長殿
十九日午九年七月二十七日付書の内容
に關し
國際條約及赤十字條約條項遵守に關し米國
政府申入傳達に關する件
外務 文官

條々普通書七号
昭和十七年一月十三日

裏面白紙

裏面白紙

10-B-3

十九日二十九年七月二十七日、作房、作過、同、
國際條約、格守、因、米、國、政、府、申、入、同、元、午、九、日、
四十二年十二月二十七日、附、外、務、大、臣、宛、在、東、瑞、西、國、
公使、未、翰、假、訳

以書翰、啓上、致、陳、陳、者、本、國、政、府、訓、令、基、本、使、
ハ、今、般、ア、リ、カ、合、衆、國、政、府、カ、日、本、國、政、府、ニ、対、シ、テ、
通、リ、傳、達、方、希、シ、テ、是、旨、同、下、ニ、対、シ、傳、達、報、申、上、
タ、リ、光、榮、ヲ、用、シ、候

テ、リ、カ、合、衆、國、政、府、ハ、十、九、日、二、十、九、年、七、月、十、
七、日、再、府、於、テ、特、約、ヲ、シ、テ、存、存、條、約、並、ニ、再、府、
ニ、十、年、條、約、ノ、特、約、國、ニ、シ、テ、右、兩、條、約、ノ、各、條、項、ヲ、通、
用、ス、ル、意、思、ヲ、有、シ、尚、合、衆、國、政、府、ハ、再、府、存、存、條、
約、ヲ、抑、留、マ、ル、ヘ、シ、如、何、ル、敵、國、非、戰、年、ニ、對、シ、モ、右、條、約、
ノ、條、項、ヲ、通、用、サ、シ、得、ヘ、シ、範圍、ニ、於、テ、通、用、ス、ル、意、
思、ヲ、有、シ、候

日本、政、府、ハ、右、兩、條、約、ノ、署、名、國、ト、シ、モ、再、府、存、存、
條、約、ヲ、批、准、シ、居、リ、テ、了、解、致、居、候

然、レ、モ、合、衆、國、政、府、ハ、日、本、國、政、府、ヲ、右、兩、條、約、ノ、條、
項、ヲ、殺、上、ノ、意、味、於、テ、相、互、的、ニ、通、用、サ、シ、テ、亦、切、切、致、
候、合、衆、國、政、府、ハ、本、件、一、因、日、本、國、政、府、ノ、意、圖、明、明、ニ、
控、シ、度、候

本、件、同、元、日、本、國、政、府、ノ、意、圖、照、會、旁、々、本、使、ハ、茲、
同、下、ニ、約、ナ、リ、深、甚、ク、敬、意、ヲ、表、シ、候

敬 具

2

208

Certificate

Handwritten text in Japanese, likely a certificate or official document, covering the right half of the page.

日本外務省

明治三十二年三月十一日

東京市 於千四百名

富議官吏署名簿

右ノ者、公的資格

有ル

林力才

又中田謙次

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Certificate

International Archives
International Archives
International Archives
International Archives

余林... 日本... 附... 和... 二... 文... 余... 注... 一... 公... 精...

日本... 一九... 昭和... 十二月... 日

右... 人... 文書課長... 印

原本不明瞭

裏面白紙

證明書

ワシントン文書局 第 第 第
國務院文書部 第 第 第

吳振武の署名の証明

Certificate

今枚裏の合名下記の資格、於て、即ち、日本外務省文書課長として
是政府の事務に任ぜられたこと、該官の署名の真偽を
六頁の文書、十九頁の文書、四頁の文書、附下記題の部
に、作し居る。由り、吳振武の署名の真偽を、
作し居る。由り、證明す。

今に更なる證明、記録及び文書の日本外務省文書課長として、
記名簿、者、その部向の文書類及び綴の一部に、その署名の
丁二綴番號又一利用、其の地、公書書類、又綴、於て、該文書
成現所を、公書課長、其時記すべし。

日本外務省
一九四四年十一月二十七日
東京、於て、吳振武

當該官文書課長欄
右、其の署名の真偽を、
証明す。人
林 可平
文書課長
不詳、その人

Doc P 3000 (10B-1, 10B-2, 10B-3)

正誤表

検事局之文書目録三〇〇〇号(一〇B、二〇B、三〇B)ニ
一〇B、三〇Bノ典據及ハ正ニ関スル證明書ヲ取
捨テラレタリ
右文書ハ證人ニヨリ證明サル

22-1-3 (am / 1000)
検事局目録
(別件在起及抄送行爲)

22

△

212

Alloc 3000 (10B-1, 10B-2, 10B-3)

正誤表

検事局文書目録三〇〇〇号(一〇B、二〇B、三〇B)ニ
一〇B、三〇Bノ典據及ハ正ニ関スル證明書ヲ取
捨テラレタリ
右文書ハ證人ヨリ證明サル

2

裏面白紙

22

No. 1

昭和十九年三月二十七日
（昭和十九年三月二十七日）

E-2193
P. 3077
Evidentiary Doc. # 70-M-1

居秘合第九三号

昭和十九年二月十二日

俘虏情報局長官殿

外務次官

帝國境内ニ於テル俘虏及抑留者ノ待遇ニ関スル米國政府抗議送付ノ件
今般在米瑞西國公使ヨリ本國政府ノ訓令ニ基ク趣ヲ以テ帝國
政府ニ対シ米國政府ノ抗議別紙寫ニ進提出越シタルニ付在
假設文ト共ニ送付ス。本件抗議ニ対スル對策ニ関シテハ追
テ協議致度ニ貴局關係ノ事項ニ付テハ不取欺御編查
御考究相成度

本件ニ関スル米瑞西國公使ヨリ米翰冒險引用ノ書翰ニ関
シテ八客年一月十五カ付居秘第九三五号及同年三月二十七
日附居秘合第二二九号往信御参照相成度

外務省 司法 大東重 各大臣
外務局長官

No. 1

E 2173
P 3000
10-M-1

居秘合第廿九号

昭和十九年二月十二日

停虜情報局長官殿

外務次官

帝國境内ニ於テル停虜及抑留者ノ待遇ニ関スル米國政府抗議送付ノ件
今般在京瑞西國公使ヨリ本國政府ノ訓令ニ基テ以テ帝國
政府ニ対シ米國政府ノ抗議別紙寫ノ建議出題シタルニ付右
假訳文ト共ニ送付ス。本件抗議ニ対スル對策ニ関シテハ追
テ協議致度ニ貴局關係ノ事項ニ付テハ不取欺御相查
御存究相成度

本件ニ關スル瑞西國公使ヨリ米翰冒險引用ノ書翰ニ関
シテ八客年一月十五日付居秘第ニ五三ノ及同年三月二七
日附居秘合第ニ九号ノ往信御参照相成度
本信送付先 陸軍海軍内務司法大東亞 各大臣
停虜情報局長官

裏面白紙

裏面白紙

10-M-1 cont

證明書

ワシントン文書局 第 第 号

國際檢察部 亦(10M-1)号

典據及公正之證明

余、林カオルハ余カ下記ノ資格ニ於テ、即チ文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコトヲ証明ス。該官吏トシテ、余カ茲ニ添付セラレタル三頁ヨリ成ル千九百四十四年昭和十九年二月十二日附下記題名、即チ日本公官轄下ノ地域ニ於ケル停屠及抑留者ノ待遇ニ関スル米國政府抗議送付ノ件ノ文書ノ保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添付ノ記録及ビ文書カ日本政府ハ公文書ナルコトヲ証明ス。右カ下記名稱、有又ハ郵局ハ公文書類及ビ綴一ノ部ナルコトヲ證明ス。(若シテハ綴番號又ハ引用其他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在、公文名稱ヲモ特記スベシ)

日本外務省

千九百四十六年(昭和二十一年)十二月二十七日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格

證人

林カオル

文書課長

オードナカハル

裏面白紙

證明書

文書目録

第 第 號

Certificate

與據 在七 廿五 二 國 元 證明

余 林カオルハ 余カ下記ノ資格ニ於テ 即チ 文書課長トシテ

日本政府ト公的関係ニ在ルモノトシテ 註ニ 該官吏トシテ 余カ

註ニ添附シタルニ 三十一 頁ニ成ル 年 附

和 年 附 下記題名 即チ 傳信力傳通

ニ関シタル條約ノ條件適用ニ関スル 末國政府與シテ

文書ノ保管ニ任シ居タルヲ 註ニ證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書カ 日本政府ノ公文書目録ニ

註ニ添下記名稱ノ者又ハ 部局ノ公文書類及ビ

一部ノモノヲ 證明ス (若シテハ 該書類又ハ引用其他

公文書類又ハ 註ニ添下記 該文書ノ成現所在ノ公文書

目録ニ添記ス)

日本外務省

千九百 四十六年十一月 昭和二十一年十一月 二十七日

東京 二 林カオル

右ノ者ノ公的 資格

證明 人

文書課長

オドナカハル

林カオル (印)

文書課長

オドナカハル

裏面白紙

證明書

ロンドン文書局 第 第 第

Certificate

全英連合王国下記の資格於て即ち日本外務省文書課長として
日本政府の公的の任に在りて上記の該官をトシ人令の第ニ添附され
る六頁の成り十九頁五年一冊和十一年會三。附下記題名即
チ 修唐使遣ニ南シ米國政府ヨリ抗議の件 文書。保管
作し居りテ之ヲ證明ス。

全に更ニ添附の記録及の文書が日本政府の文書に於て上記の右の下
記名稱の者又の部向の文書類及の綴の一部にトテテ証明ス。(右に
下記の綴番野又の引用其他の文書類又の綴於て該文書
の成現所在の公文を稱して特記スヘシ)

日本外務省

一九百四年一月一號和十一年一月二十七日
東京市於て署名者

右記官吏署名欄
右の者、公的の資格
人
林 カネル (印)
文書課長
不卜、ナカハシ

E2174

Doc P3000-70-5-14

居秘令書一九二三年

昭和二十年四月二十五日

外務省在該國居留民關係課

鈴木公使

信房備請局長官殿

比島ニ於テ信房待遇ニ関シ米國政府抗議件

今般在京瑞西國公使ヨリ三月二十三日附外務大臣宛書翰ヲ以テ米國政府ノ比島ニ於テ信房待遇ニ関シ抗議ヲ申シタルニ付テハ委細右ノ如ク事情取調ノ上吉方回答奉リニ付スル上見ハ共ニ至急申回示相成辰

陸軍省軍務局長

信房備請局長官

海軍省軍務局長

陸軍省軍務局長
信房備請局長官
海軍省軍務局長

217 ee

E 2194

Doc P3-10-3-15

居秘合書一丸二号

昭和二十年四月二十五日

外務省在敵國居留民團理事官

鈴木公使

信務情報局長官殿

比島ニ於ケル信務待遇ニ関シ米國政府抗議件

今般在米瑞西國公使ヨリ三月二十三日附外務大臣宛書翰ヲ以テ米國政府ノ比島ニ於ケル信務待遇ニ関スル抗議ヲ申越シタルニ付テハ委細右ニ同シ事情取調ノ上与方回答振リニ對スル貴見ト共ニ至急申回示相成度此致依頼申進ス

本信送付先

陸軍省軍務局長

本信送付先

信務情報局長官
海軍省軍務局長

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

Certificate

證明書

フレンツの天宮句 弟 三

無據又ハ正ノ國ハ證明

余、林カナル、余カ下記ノ資格ヲ有シ、即チ又書謀ニ長シ
 且、日本政府ト公的ノ關係ニ在リ、フレンツノ國ニ在リ、該官吏トシテ
 余ノ書ニ添付セラルルニ、頁ノリ、成シ、千九百四年
 二月一日、附下記題名、即チ日本公使館
 下ノ地域ニ於テ、作爲スル所ノ法律ニ因ミ、未(國政
 府)ノ決議ニ遵ヒ、件ノ人書ニ、添付セ、任(上)居、テ、書、添、付、シ、テ、證
 明ス

余、更ニ、此ノ、記録及ビ、人書、カ、日本、政府、公文書、トシテ、
 且、右ノ下記ノ名稱、有シ、且、郵局、公文書、類及ビ、綴一
 部、ニ、在リ、證明ス、(若シ、テ、ハ、誤、有、辨、之、ハ、計、開、且、他
 人、書、類、又、綴、ニ、於、テ、該、人書、成、理、所、在、ハ、公、可、ト、名、稱
 ヲ、モ、特、記、ス、ヘ、シ)

日本外務省

千九百四年二月一日

東京市本町三丁目

富議官吏長 林カナル

右ノ者、公的資格 文書謀士

證人 才上カナル

27-1-3
(3)

Doc P. 8443

1.

E. E. C. I

東京、一九四二年一月二十一日

大臣閣下

我方政府ノ訓令ニ從ヒ、且一九二九年ノヂユネー
ワ條約ノ適用ニ關シ帝國政府ニ允ニ傳達セシ通信
ニ引ツマキ閣下ニアメリカ合衆國政府ヨリ登セラ
レタル次ノ通信ヲ傳達スルノ光榮ヲ有ス

(一) 米國政府ハ一九四一年十二月十日同政府ニ對
シ爲レタル一九二九年ノ戰時俘虜ノ待遇ニ關
スル條約第七九條ニヨリ俘虜及負傷者ノ名簿交
換ノ爲メ核對ヲ設立スベシトノ國際赤十字委員
會ノ人道的提案(之ハ獨逸、伊太利及日本政府
ニ對シ爲サレタモノト同一ノモノト信ゼラル)ニ
ラ承諾シタ。米國政府ハ又同様ノ方法ヲ以テ一
般人被收容者ノ名簿ヲ交換セントスルモノデア
ル。

(二) 米國政府ハ日本政府カ國際赤十字委員會ノ右
提案ニ對シ同様ノ行動ヲ取ル意向ナルヤヲ知り
度シト希望ス。

(三) 「ゼネヴァ」協約第七七條ニ依リ、俘虜局及

裏面白紙

Doc 8443

2.

ビソレト同様類似ノ活動ヲスル在留敵國人情報
局ヲ合衆國陸軍省ニヨリ憲兵司令官局ニ設立サ
レタ。此等ノ局ハ俘虜竝ニ一般被收容者ノ名簿
ヲ「ゼネヴァ」ノ國際赤十字委員會及利益保護
國ノ代表ニ對シ直接通信スルコトノ權能ヲ與ヘ
ラレル筈デアル。此ノ事ニ關スル米國政府ノ政
策ハ敵對交戰國モ之ニ同様ニ行動ヲトルコトヲ
條件トスルモノデアルコトハ勿論デアアル。
(四)米國政府ハ日本ガ批准シテモナイト請解サレ
居ル俘虜ノ待遇ニ關スル條約ヲ含ム一九二九年
ノ「ゼネヴァ」協定ヲ現下ノ戰爭ニ適用スルコ
ト及ビ俘虜ノ待遇ニ關スル條約ノ條項ヲ適用シ
得ル限リ抑留サレル事アル敵國一般民ニ擴張適
用スルコトニ關シ未ダ日本政府ノ意志表示ニ接
シテモナイ。
米國政府ハ「スイス」政府ニ對シ既ニ前記兩協
約ヲ適用ストノ米國政府ノ意向及ビ俘虜ノ待遇
ニ關スル條約ヲ適用シ得ル限リ民間抑留者ニ適
用スル意志ナルヲ日本政府ニ通告サルルヤウ要
請シタコトヲ此處ニ想起スル者デアアル。

(佛文和譯)

裏面白紙

3.

Doc 8443

本件ニ關シ帝國政府ノ見解ヲ議ル事ハ小官ノ満足
トスル處ナリ。閣下ニ深甚ナル敬意ヲ表ス。

ス
イ
ス
公
使

外務大臣
東 郷 茂 徳 閣 下

京 京

裏面白紙

23

高橋 高橋 義次

證明書

Doc. P 222 42

予、聯邦檢察團記録室長アイ、マウーリンハ茲ニ左記
通證明ス

「露西亞側理卷及支那側國境監視所」圖ニ存スル
地界ヨリ圖們江上「丁」字界標ニ至ル國境ノ一部ノ「西
一八八四年中測量作製」ナル名稱ヲ有スル原圖ハ露西
亞語及支那語ニテ作成セラレタルモノニシテ、コノ「西面」寫
真版ハ書類第二二四二號「法廷書証第七五三號」ニ追加
トシテ軍事裁判所へ提出セラレテ居リ「法廷書証第七二七
五號」トシテ居ルモノナリ

「前記西面」寫真版、第二通、モノニハ一九四七年五月十九

英語及日本語、表示及名稱ヲ
望ニ依テ右寫真版、複寫ヲ多

21100-1 (2)
支那側國境監視所
(支那ノ復 露西)

日本東京ニ於テ

聯邦檢察團記録室長 アイ、マウーリン (署名)

E 41 2.5
Doc. P 222 42

高橋 齊 編 後 次

證明書

予、聯邦検査團記録室長ア、イ、マウーリンハ、茲ニ左記
通證明ス

一、露王亞爾理春及支那側國境監視所ノ圖ニ存スル
地帯ニ「因們江」字号標ニ至ル國境ノ一部ノ「因面
一八八四年中測量作製」ナル名稱ヲ有スル原因ハ露西
亞語及支那語ニテ作成セラレタルモノニシテ、コノ「因面」寫
真版ハ書類第二二四二號、法廷書証第七五三號ニ追加
トシテ軍事裁判所ヘ提出セラレテ居リ、法廷書証第二二七
五號トツテ居ルモノナリ

二、前記「因面」寫真版、第二通ノモノニハ一九四七年五月十九
日東京ニ於テ追加的ニ英語及日本語ノ表示及名稱ヲ
記入シ、其後辯護希望ニ依リ右寫真版ノ複寫ヲ
數作成シテモノナリ

一九四七年五月十六日

日本東京ニ於テ

聯邦検査團記録室長 ア、イ、マウーリン (署名)

裏面白紙

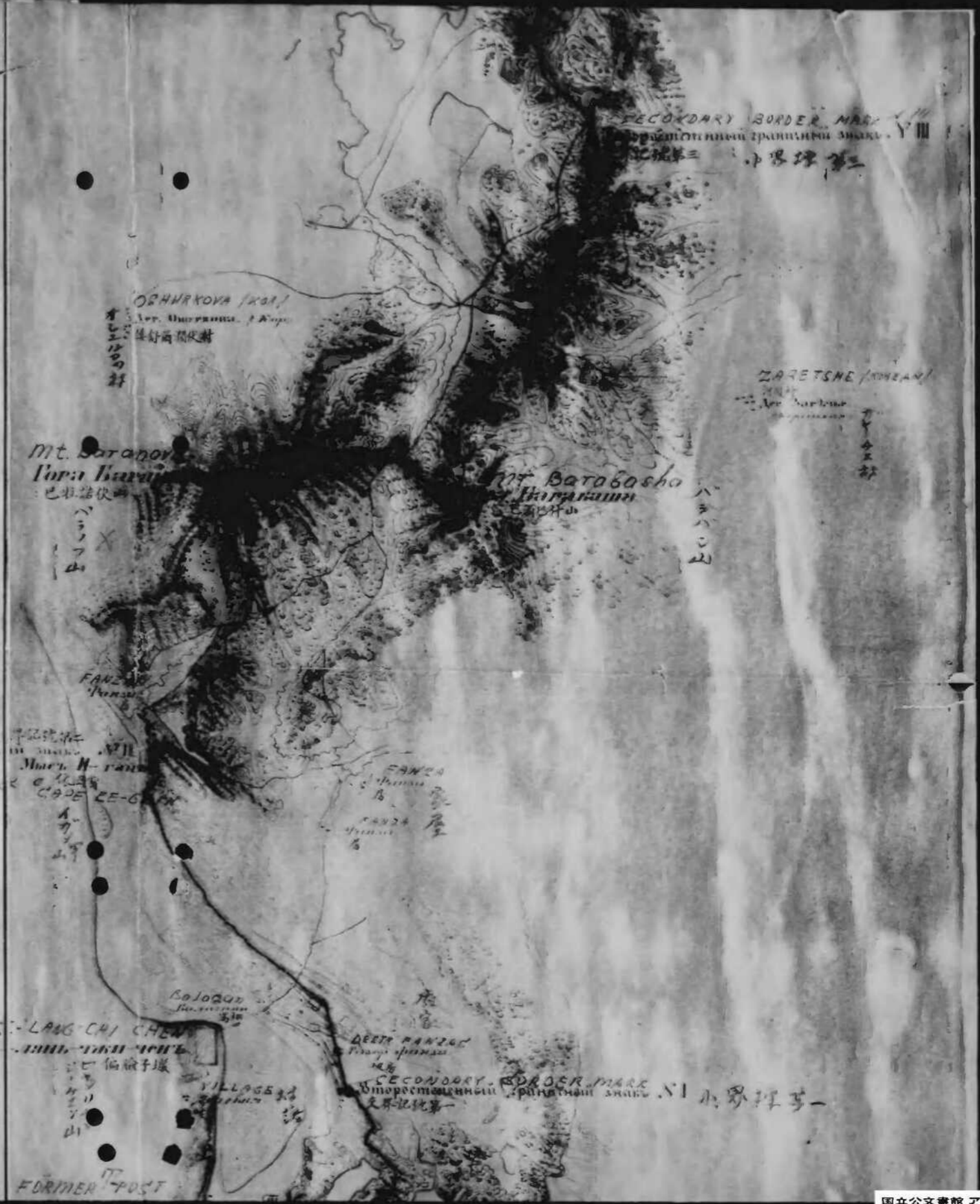
界地圖一段

卡倫至圖門江邊土字界牌
十四年 用天文器具測繪

MAP
of the STATE BORDER
ПОСУДАРСТВЕННОЙ ГРАНИЦЫ
the POINT BETWEEN
the MOUNTAIN TERRITORIES
of KHUNCHUN & the CHINESE
Хунцунская и Китайская
GUARD OUTPOST TO
POST OF THE TUNGKING
SURVEYED IN 1884
BY THIS INSTRUMENTAL METHOD IN 1884
SCALE
ONE INCH REPRESENTS
ONE RYUKYU MILE

圖尺寸每一寸為俄國一里約計中國二里

卡倫至圖門江邊土字界牌
十四年 用天文器具測繪



0000 1058

Handwritten text at the top left of the document.

Handwritten text in the upper left section.

Handwritten text below the first block.

Handwritten text below the second block.

Handwritten text below the third block.



Handwritten text in the middle left section.

Handwritten text below the middle section.

Handwritten signature or name.

Handwritten text below the signature.

Handwritten text below the signature.

Handwritten text below the signature.

Handwritten text below the signature.

Handwritten text below the signature.

Handwritten text below the signature.



Vertical Chinese text: 琿春副都統依 崇

Vertical Chinese text: 都察院左副都御史吳 肇

Doc. No. 2242
EXR. No. 2195
743

Handwritten text at the bottom of the document.

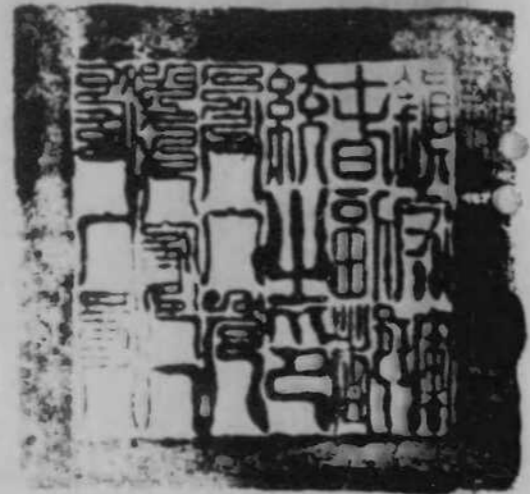
Handwritten text in Cyrillic script at the top left.

治海州軍務知事
官文作 217 2173-17

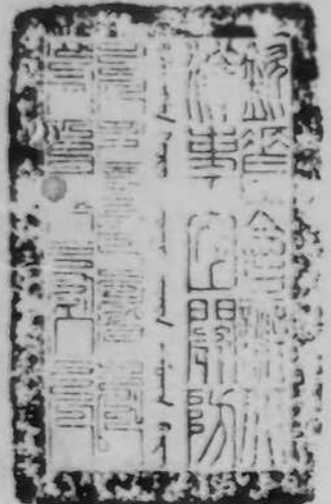
都分海州作同都長
官文作 2173-17

各譯長

24-地方國境監察官
官文作 2241

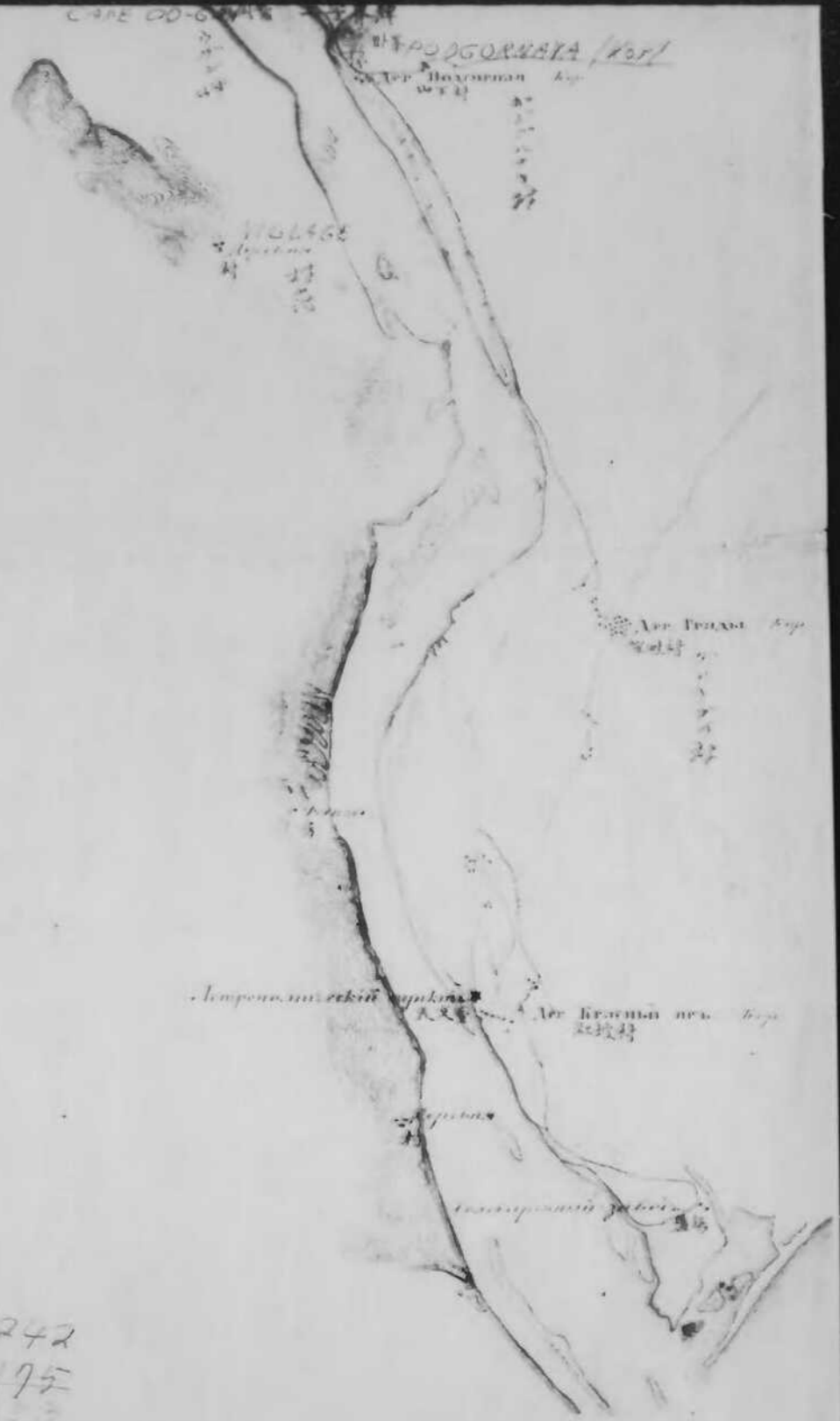


瑋春副都統依 篆



都察院左副都御史吳 篆

Doc. No. 2242
EXR. No. 2175



Handwritten text in Cyrillic script at the bottom of the map area.

Copy By:
War Crimes Photo Division
Signal Corps
U.S. Army

E-2195

Copy By:
War Crimes Photo Division
Signal Corps
U.S. Army


Copy By:
War Crimes Photo Division
Signal Corps
U.S. Army

52195

Copy By:
War Crimes Photo Division
Signal Corps
U.S. Army

Copy By:
War Crimes Photo Division

Signal Corps
U.S. Army

Copy By:
War Crimes Photo Division

Signal Corps
U.S. Army

0000 1065

Copy By:
War Crimes Photo Division
Sigma Corps
U.S. Army

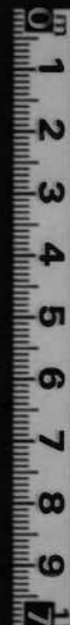
Copy By:
War Crimes Photo Division
Sigma Corps
U.S. Army

Copy By:
War Crimes Photo Division
Sigma Corps
U.S. Army

Copy By:
War Crimes Photo Division
Sigma Corps
U.S. Army

Copy By:
War Crimes Photo Division
Signal Corps
U.S. Army

Copy By:
War Crimes Photo Division
Signal Corps
U.S. Army



1 : 25

22

鑑定書

一、鑑定ノ目的

辛未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御親筆ト
稱セラルル南大將宛書翰ガ果シテ溥儀自筆ノ
モノナリヤ否ヤヲ察ニス。

二、鑑定ノ結果

辛未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御親筆ト
稱セラルル南大將宛書翰ハ溥儀自筆ノモノニ
非ズ。

三、鑑定ノ理由

ノ鑑定物件復舊文書一―五帖布省略ノ

E 2176
Doc P2955

21-2-6 (Jan 6 #2)
大東亞
(溥儀自筆)

第三卷百十六号ヲ自筆セリ、前二葉ノ各文字ハ辛
未(中華民国二十年、西曆紀元一九三一年)九月
一日附宣統御親筆ト稱セラルル南次郎大將宛書翰
ヨリ抄記セリ。但シ一字一字抄記セルモノニ非
ザルヲ以テ該書翰中ノ文字ニシテ尙溥儀ノ記載セ
ザリシモノ有リ。
例ヘバ「尾指失當甚偶茲逢皇室家臣教授赴前軍臣

E 1176
Doc P2955

22

鑑定書

一、鑑定ノ目的

辛未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御親筆ト
稱セラルル南大將宛書翰ヲ呈シテ謄本自筆ノ
モノナリヤ否ヤヲ審ニス。

二、鑑定ノ結果

辛未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御親筆ト
稱セラルル南大將宛書翰ハ謄本自筆ノモノニ
非ズ。

三、鑑定ノ理由

ノ鑑定物件復舊文書一―五紙布省略ノ

本年八月二十九日午後薄儀ハ東京國際軍事裁判所
ニ於テ審判官檢察側及被告辯護人側代表並ニ檢察
側、被告辯護人側双方ノ選定ナル鑑定人立會ノ下
ニ筆紙三葉即チ第一葉百二十三字、第二葉十七字、
第三葉百十六字ヲ自審セリ、前二葉ノ各文字ハ辛
未(中華民國二十年、西曆紀元一九三一年)九月
一日附宣統御親筆ト稱セラルル南大將宛書翰
ヨリ抄記セリ。但シ一字一字抄記セルモノニ非
ザルヲ以テ該書翰中ノ文字ニシテ尙薄儀ノ記帳セ
ザリシモノ有リ。
例ヘバ「長措失當甚爾茲遣皇軍察定教授赴軍臣

裏面白紙

Doc 2953

2.

皇族御親族及者御庶系系編行也同局多類ノ類
キ三十七字ナリ
亦該書翰中ニ係キ字ハ薄儀署名ノ薄儀二字ノ類キ
モノナリ。

第三業ノ各字ハ志道ノHOMESIONノ御傳ニ思臨ノ
宣統御親族ト稱セララルル扇面ヨリ抄記セリ。
其ノ中「集」ヲ「依」ニ「令」ヲ「今」ニ誤記シ、
「身景」ノ二字ヲ書加ヘタリ。又「庚午夏月初伏
爲志道御傳書」ノ十二字ヲ伏キ且「薄儀」ノ二字
多シ。

第一、二及三業ノ薄儀自筆ノ筆蹟ト第四業ノ
幸未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御親族ト稱セ
ラルル南次郎大將宛書翰ノソレトヲ比較シタル結
果幸未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御親族ト稱
セララルル南次郎大將宛書翰ハ段々ニ偽造ニ屬シ
シテ薄儀親筆ノモノニ非ザルコトヲ確認セリ。
其ノ理由左ノ如シ。

一、氣品 凡ソ少シク書法ヲ理解セバ第四業ト第
一、二及三業トヲ對照スルニ必ズヤ直ニ其ノ
同一人ノ手ヨリ出デタルモノニ非ザルコトヲ
辨別シ得ベシ。蓋シ第一、二及三業ニ示サレ
タル薄儀ノ替ハ肉太ニシテ、第四業ニ示サレ
タル書法ハ肉細ナリ。前者ハ鈍重ニシテ、後

裏面白紙

Doc 2955

3.

裏面白紙

二、字體 幸未ノ一九三一年ノ九月一日附宣統御
親筆ト稱セララルル南次郎大尉宛書翰ハ行書體
ナルガ第一、二及三葉ニ示サレタル筆蹟自筆
ノ筆蹟ハ極ネ楷書體ヲ以テ記サレタリ。

字體ニハ正密、行書ノ別有ルモ固ヨリ比較新
時ヲ為サバ其ノ眞偽ヲ辨別スルニ何ラノ妨ゲ
無キモノナリ。然シ乍ラヨリ一層比較新時ニ
便スル目的ヲ以テ本年八月二十九日午戸簿儀
ノ筆蹟鑑定立會ノ際吾人ハ當人ニ行書體ヲモ
略記スル様要求セリ。薄紙ハ不能ナリト略述
セルモ吾人ガ再三強ヒタル所違ニ行草体ヲモ試ミ
ニ記シタリ。其ノ結果ハ第一葉第六、七、八、
九及十行中ノ「謀計最久愈速」非所東亞之聲
國勢伏終無寧日演成積夜」等ノ文字ナリ。
均シク行草ノ中間儘ニシテ、尚モ字體ハ細分
ナリ。之ヲ第四葉中ノ行書體ト比較スルニ兩
カニ別人ノ筆法ナルコト疑モ疑ヒ無シ。
大體海嶽ハ楷書ノ大楷及小楷ニ至テ用ヒ行書
ニ異モツリシモノナリ。

三、筆法 海嶽自筆ノ筆蹟中「發財意發實濟幸翁
幸」等々文字ノ點ハ大ニ、直ナリ。幸未ノ一
九三一年ノ九月一日附宣統御親筆ト稱セララル

4.

Doc 2955

裏面白紙

ル南次郎大將宛書翰中ノ各箇該文字ノ點ガ)
 透ナルニ比較對照セバ眞ル異レルモノナリ。
 薄儀親筆中ノ「之送送」ト亦大ニ遠處アリ。薄儀親筆
 中ノ「謙」字ノ音偏ト該書翰中ノ「謙」等
 各字ノ音偏トハ亦全ク異レリ。

四、際字 薄儀ハ「際」ト自書セルガ書翰ニ
 ハ「薄儀」ト記シアリ。即チ此ノ一空ノ誤リ
 ハ音ニ該書翰ガ薄儀ノ自筆ニ非ルコトヲ證明
 スルノミナラズ且亦夫ガ中記人ノ手書セルモ
 ノニ非ルコトヲ證明スベシ。

五、寫字ノ題字 第四頁目テ辛未ノ一九三一年ノ
 九月一日附宣統御親筆ト稱セラルル南次郎大
 將宛書翰ノ左下方ニ「今上御筆鄭孝胥甲戌二
 月二十日」ノ十四字アルモ一以ノ空價及朝廷
 ノ價額上「鄭孝胥」ノニニ富然「臣」ノ字ヲ
 匿キ、又下ニ「敬題」ノ字ヲ置カザルヲ待サ
 ルニ拘ラズ該書翰ニ之無キハ一見シテ其ノ偽
 造タルコトヲ知り得ベシ。

上述ノ理由ニ基キ茲ニ辛未ノ一九三一年ノ九月一
 日附宣統御親筆ト稱セラルル南次郎大將宛書翰ハ
 薄儀ノ自筆ニ非ルコトヲ認定セリ。

229

附言

主要ナル鑑定ノ結果ハ上述ノ如クナルガ、茲ニ附
録的鑑定ノ結果左ノ如ク並記ス。

一、宣統御親筆ト稱セラルル志氣 / FUJISAKI /
御稿ニ思届ノ謄本（第五葉）ハ海峽ノ自筆ニ
非ズ。

二、辛未 / 一九三一年 / 九月一日附宣統御親筆ト
稱セラルル雨次郎大將宛書翰及宣統御親筆ト
稱セラルル志氣 / FUJISAKI / 御稿ニ思届ノ
謄本ハ同一人ノ手書セルモノニ非ズ。
第五葉ニ示サレタル謄本面ノ筆蹟ハ第一、二
及三葉ニ示サレタル謄本面ノ筆蹟ト同ヨリ
符合セズ。而シテ第四葉ニ示サレタル辛未
 / 一九三一年 / 九月一日附宣統御親筆ト稱セ
ラルル雨次郎大將宛書翰トモ勿論筆品、字體、
筆法等如何ナル方面ヨリ比較スルモ互ヒニ趣
ヲ異ニシ監ヲ替法ヲ辨スル者ハ凡ソ之ヲ辨別
シ得ルコト言ヲ用ヒザルトコロナリ。
鑑定人

首臨立 北京大學文學系教授
前パリ大學中國學院中國文學講師
現教育部教育研究委員會委員
前中華民國駐日代表團專門委員

張 鳳 興

中華民國三十五年 / 一九四六年 / 十二月十日 日本東京

5.

Doc 2955



PAPER 1



PAPER 2



PAPER 3

原本不明瞭

Copy By:
 Signal Corps
U.S. Army

Copy By:



Signal Corps

U.S. Army